

[上水道編]
補助配水管工事及び給水装置工事仕様書

令和4年12月

京都市上下水道局

補助配水管工事及び給水装置工事仕様書

目 次

第1章 総 則	頁
1-1 適用	1-1
1-2 用語の定義	1-2
1-3 設計図書の照査等	1-7
1-4 工程表	1-7
1-5 施工計画書	1-8
1-6 コリンズへの登録	1-8
1-7 監督員	1-10
1-8 工事の着手	1-10
1-9 工事の下請負	1-10
1-10 施工体制台帳	1-11
1-11 受注者間の情報共有	1-12
1-12 受注者相互の協力	1-12
1-13 調査・試験に対する協力	1-12
1-14 工事の一時中止	1-13
1-15 設計図書の変更	1-14
1-16 工期変更	1-14
1-17 支給材料及び貸与物件	1-15
1-18 工事現場発生品	1-16
1-19 建設副産物	1-16
1-20 監督員による検査(確認を含む)及び立会等	1-18
1-21 数量の算出及び完成図	1-19
1-22 工事記録写真	1-20
1-23 完成検査	1-21
1-24 施工管理	1-22
1-25 履行報告	1-24
1-26 工事関係者に対する措置請求	1-24

1-27	工事中の安全確保	1-24
1-28	爆発及び火災の防止	1-26
1-29	後片付け	1-26
1-30	事故報告書	1-27
1-31	環境対策	1-27
1-32	文化財の保護	1-30
1-33	交通安全管理	1-30
1-34	諸法令の遵守	1-32
1-35	官公庁等への手続等	1-34
1-36	施工時期及び施工時間の変更	1-35
1-37	提出書類	1-35
1-38	電子納品	1-35
1-39	不可抗力による損害	1-35
1-40	特許権等	1-36
1-41	保険の付保及び事故の補償	1-36
1-42	現場代理人及び主任技術者等	1-38
1-43	臨機の措置	1-41
1-44	酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の防止	1-41

第2章 施 工

2-1	着工	2-1
2-2	調査	2-1
1	机上調査	2-1
2	試掘調査	2-1
2-3	舗装版切断・掘削	2-2
2-4	土留め	2-3
2-5	分岐せん孔	2-4
1	分岐せん孔技能者	2-4
2	分岐せん孔の注意事項	2-7
3	サドル付分水栓による分岐	2-8

4	不断水連絡管による分岐	2-9
2-6	配管	2-10
1	配管技能者	2-10
2	配管材料	2-11
3	管の布設	2-12
4	水道配水用ポリエチレン管	2-13
5	水道用ポリエチレン二層管1種	2-16
6	ダクタイル鉄管K形1種	2-18
7	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	2-18
8	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	2-19
9	管明示工	2-20
2-7	弁栓きょう築造	2-22
2-8	既設管の撤去	2-28
2-9	埋戻し	2-31
2-10	仮復旧	2-36
2-11	標示ピンによる給水装置の位置明示	2-37

第3章 安全管理

3-1	事故防止の基本事項	3-1
1	工種に適した工法	3-1
2	地下埋設物の調査	3-1
3	埋設物に接近して掘削する場合	3-1
4	火気を伴う機械器具	3-1
5	人材配置	3-1
6	運搬・積卸し	3-1
7	工事用電力設備	3-1
3-2	交通保安対策	3-2
1	作業場の区分	3-2
2	固定さく	3-2
3	移動さく	3-3

4	さくの彩色	3-3
5	移動さくの設置及び撤去方法	3-4
6	作業場への車両の出入り	3-5
7	作業場内への工事用車両の駐車	3-5
8	道路標識等	3-5
9	保安灯及び内部照明式工事標示板	3-7
10	工事標示板	3-7
11	工事予告看板	3-8
12	作業場付近における交通の誘導	3-8
13	まわり道	3-9
14	車両通行のための路面維持	3-10
15	車道幅員	3-11
16	歩行者対策	3-11
17	通路の排水	3-12
18	高い構造物等及び危険箇所の照明	3-12
19	施設の維持等	3-12
20	交通誘導警備員A、Bの配置について	3-12

第4章 工事記録写真

4-1	目的	4-1
4-2	写真撮影の留意事項	4-1
1	撮影用具	4-1
2	写真撮影の方法	4-1
4-3	工種別の撮影項目	4-4
1	工種別撮影範囲	4-4
2	工種別撮影項目	4-5
4-4	写真帳の作成及び提出	4-10
1	成果品	4-10
2	写真帳	4-11

第5章 提出書類

5-1	提出書類の作成	5-1
5-2	着工 必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)	5-2
	着工 必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円超えの場合)	5-3
着工1	現場代理人等技術者通知書・変更届	5-4
着工1'	現場代理人の兼任に係る誓約書	5-4(1)
着工2	経歴書	5-5
着工3	給水装置工事主任技術者免状(見本)	5-6
着工4	配管技能者講習会修了証書／配管技能検定会合格証書(見本)	5-7
着工5	配管技能者認定証／配管技能者証(見本)	5-8
着工6	POLITEC講習会受講証(見本)	5-9
着工7	緊急連絡表	5-10
着工8	工程表	5-11
着工9	下請負契約等の通知書・変更通知書	5-12
着工10	施工計画書	5-14
着工11	再生資源利用計画書	5-16
着工12	再生資源利用促進計画書	5-17
着工14	説明書(建リ法12条)	5-18
着工15	契約書面記載事項(建リ法13条・省令4条)	5-20
着工16	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	5-22
着工17	(建設業退職金共済制度)掛金収納書提出遅延理由書	5-23
着工18	不提出理由書(建退共)	5-24
着工19	建設発生土処理計画書	5-25
着工20	産業廃棄物処理計画書	5-26
5-3	完成 必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)	5-27
	完成 必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円超えの場合)	5-28
完成2	完成通知書	5-29
完成3	完成出来高請求書	5-30

完成4	請求書	5-31
完成5	弁栓位置図	5-32
完成6	工事日報(参考)	5-33
完成7	引渡書	5-34
完成8	再生資源利用実施書	5-35
完成9	再生資源利用促進実施書	5-36
完成10	建設発生土処理報告書	5-37
完成11	産業廃棄物管理票 建設系廃棄物マニフェスト(見本)	5-38
完成12	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	5-39
5-4	継手チェックシート(K形継手)	5-40
	継手チェックシート(K形継手(特殊押輪))	5-41
	継手チェックシート(フランジ継手)	5-42
	継手チェックシート(水道配水用ポリエチレン管)	5-43

第1章 総 則

1-1 適用

1 適用工事

補助配水管工事及び給水装置工事仕様書は、京都市上下水道局（以下「発注者」という。）が発注する工事のうち、補助配水管工事及び給水装置工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。

2 補助配水管工事及び給水装置工事仕様書の適用

受注者は、補助配水管工事及び給水装置工事仕様書の適用にあたって、京都市上下水道局請負工事監督要綱及び京都市上下水道局請負工事検査要綱並びに請負工事検査基準に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づき、また、給水装置工事が含まれる場合は、水道法16条の2（給水装置工事）により定められた指定給水装置工事事業者による管理も含めた、施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、一部完成検査、部分検査）にあたっては、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）、同法施行令第167条の15（監督又は検査の方法）及び京都市上下水道局契約規程第39条（監督）、第40条（検査）に基づくものであることを認識しなければならない。

3 優先事項

契約図面、特記仕様書及び設計内訳書に記載された事項は、この補助配水管工事及び給水装置工事仕様書に優先する。

工事の契約及び施工に関する事項については、補助配水管工事及び給水装置工事仕様書によるもののほか、土木工事共通仕様書に記載されている事項について相互に補完するものとする。

工事の契約及び施工に関する事項の優先順位

1	契約図面、特記仕様書、設計内訳書に記載された事項
2	補助配水管工事及び給水装置工事仕様書
3	土木工事共通仕様書

4 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、設計内訳書又は補助配水管工事及び給水装置工事仕様書の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5 工事対応

受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第29条（臨機の措置）に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

6 SI 単位

設計図書は、SI 単位を使用するものとする。SI 単位と非 SI 単位が併記されている場合は（ ）内を非 SI 単位とする。

7 非常時の対応

次の項目については、受注者独自の判断で施工せず、必ず監督員に報告して確認しなければならない。

- (1) 設計図書に明示していない事項の処理
- (2) 設計変更に係る事項の処理
- (3) 地元関係者等との協議に係る事項の処理
- (4) 天災、その他不可抗力による事項の処理

1-2 用語の定義

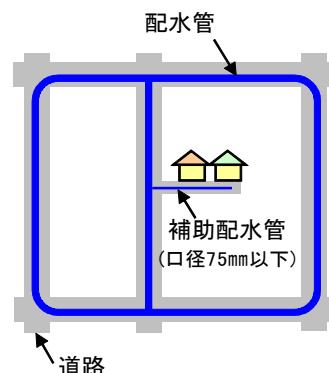
1 配水管

「配水管」とは、配水池又は配水泵を基点として水道水を配水するために布設した管をいう。

補助配水管及び給水管を分岐することができる配水管は、口径 300mm 以下の配水管とする。

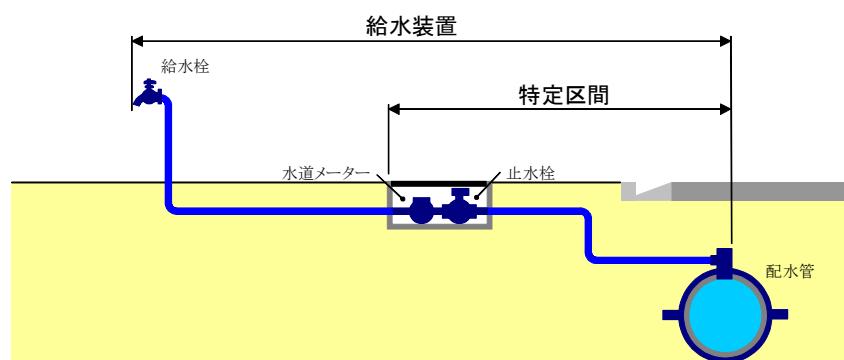
2 補助配水管

「補助配水管」とは、配水管のうち口径 75mm 以下の管で、原則として管網を形成しない行き止まり管をいう。



3 給水装置

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管及び補助配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。



4 特定区間

「特定区間」とは、災害時や漏水修繕の迅速な復旧を目的として、局が給水装置に使用する配管材料を指定している区間を指す。配水管の分岐部分から水道メーターまでの区間については、局が指定する材料を使用しなければならない。

5 監督員

本仕様書で規定されている監督員とは、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。受注者には主として主任監督員及び担当監督員が対応する。

6 総括監督員

本仕様書で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当部局に対する報告等を行う者をいう。また、主任監督員及び担当監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

7 主任監督員

本仕様書で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なものの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成及び交付又は受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行う者をいう。また、担当監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

8 担当監督員

本仕様書で規定されている担当監督員は、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料検査の実施（重要なものは除く）を行う者をいう。なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

9 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

10 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、設計書をいう。

11 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する一般仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

12 一般仕様書

一般仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工

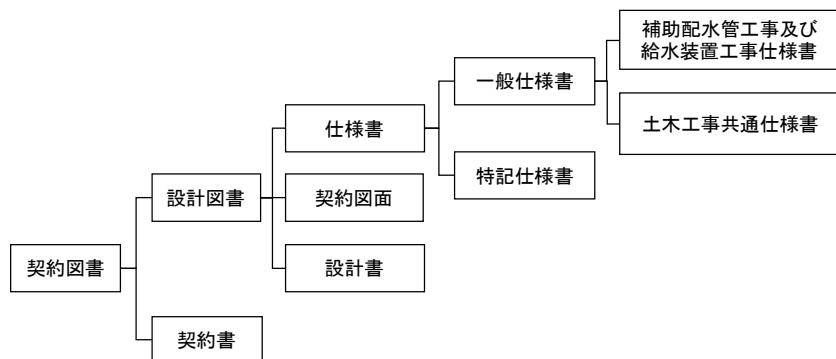
方法等、工事を施工するうえで必要な技術的 requirement、工事内容を説明したものの中、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

13 特記仕様書

特記仕様書とは、一般仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的 requirement を定める図書をいう。

14 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。



15 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

16 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

17 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。

18 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

19 提出

提出とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

20 提示

提示とは、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員又は検査員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

21 報告

報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせるることをいう。

22 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

23 連絡

連絡とは、監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第20条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

24 納品

納品とは、受注者が監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

25 電子納品

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

26 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したもの有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

27 工事写真

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について」(令和3年3月26日付け国技建管第21号)に基づき実施しなければならない。

28 工事帳票

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

29 工事書類

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

30 契約関係書類

契約関係書類とは、契約書第11条第5項の定めにより監督員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

31 工事完成図書

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

32 電子成果品

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

33 工事関係書類

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

34 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

35 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

36 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第34条、第40条、第41条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

37 検査員

検査員とは、契約書第34条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

38 同等以上の品質

同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

39 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

40 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

41 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

42 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事又は仮設工事の着手までの期間をいう。

43 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

44 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

45 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

46 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

47 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。

48 SI 単位

SI 単位とは、国際単位系をいう。

49 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

50 JIS 規格

JIS 規格とは、日本産業規格をいう。

1-3 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 20 条第 1 項第 1 号から第 4 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 21 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-4 工程表

受注者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。

1-5 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、施工計画書は、「施工計画書作成マニュアル（土木工事編）」に準拠しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならぬ。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならぬ。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

施工計画書記載事項

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法(主要機械、補助工法施工計画、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

2 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならぬ。

3 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならぬ。

1-6 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、

受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

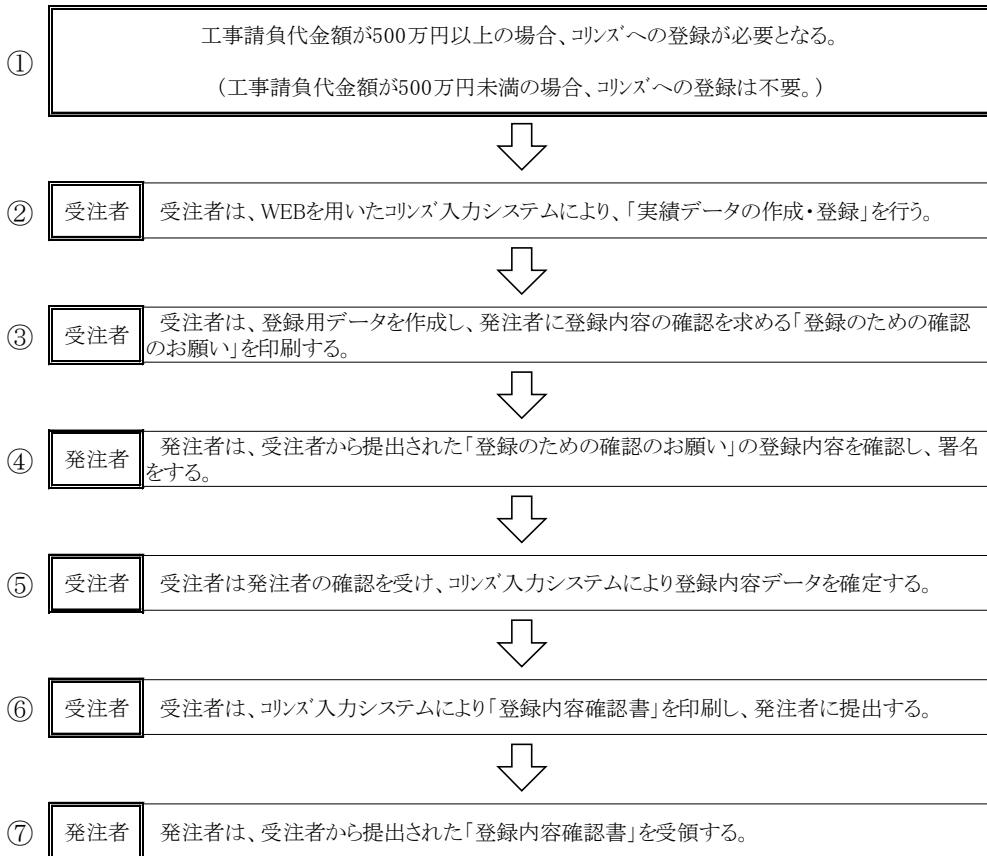
なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

工事実績情報・登録の概要

工事請負代金額	必要となる登録	登録のタイミング	登録の期日
500 万円以上	受注登録	工事契約後	土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
	変更登録	工期、技術者(現場代理人・主任技術者・監理技術者・監理技術者補佐)に変更が生じた場合	土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
	完成登録	工事完成後 (完成検査完了後)	土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内
500 万円未満	登録は不要		

工事実績情報・登録の流れ



1-7 監督員

1 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第 11 条第 2 項に規定した事項である。

2 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-8 工事着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降 30 日以内に工事着手しなければならない。

1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に対する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- 1 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- 2 下請負者が京都市の競争入札有資格者である場合には、営業停止、入札参加資格停止期間中でないこと。

3 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

1-10 施工体制台帳

1 一般事項

受注者は、工事を施工するための下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日改正 国官技第319号、国営建技第16号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体制台帳の対象範囲には、交通誘導警備員を派遣する警備会社も含むものとする。

2 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日改正 国官技第319号、国営建技第16号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

3 施工体制台帳に添付する書類

第1項の受注者は、次の号に掲げる書類の写しを施工体制台帳に添付し、速やかに監督員に提出しなければならない。(ただし、警備会社においては、契約書の写しの提出は対象外とする。)

なお、(1)から(5)の書面については、監督員の指示に従い提出すること。

(1) 下請契約書 (2次以下の下請契約書も含む) 又は発注書及び請書

発注書及び請書による場合は、基本契約又は基本約款の添付が必要である。

(2) 監理技術者資格を有することを証する書面

(3) 当該監理技術者が作成特定建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3ヶ月以上の雇用関係があることを証する書面

(4) 主任技術者資格を有することを証する書面

(5) 当該主任技術者が作成特定建設業者の常勤の自社社員であり、開札日において、引き続き3ヶ月以上の雇用関係があることを証する書面

(6) 建設業法に基づく許可書等、建設業の許可を有することを確認できる書面の写し (元請業者及び全ての下請業者)

4 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は次図を標準とする。

(監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、

令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)

【名札の標準図】

監理（主任）技術者、監理技術者補佐	
氏名 ○○ ○○	
写真 2cm×3cm 程度	工事名 ○○○○ 工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
会社 株○○建設 印	

注1：用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注2：所属会社の社印とする。

5 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳、施工体系図及び第3項に掲げる添付書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1-11 受注者間の情報共有

受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、特記仕様書に開催の定めがある場合は、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。

1-12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-13 調査・試験に対する協力

1 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日ごろより使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

4 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

5 低入札価格調査

受注者は、当該工事が京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領（以下「要領」という。）第1条に基づく低入札価格調査の対象工事となった場合は、誠意をもってその調査に協力するとともに、要領第13条に規定する重点監督及び重点検査に応じ、以下に掲げる措置を取らなければならない。

(1) 受注者は、監督員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。
また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

(2) 第1章1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

6 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

7 外部監査等の協力

工事中に外部監査等が行われるときには、書類提出等の協力をしなければならない。

1-14 工事の一時中止

1 一般事項

発注者は、契約書第22条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して書面をもって通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中止については、「1-43 臨機の措置」により、受注者は適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となつた場合

2 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は、工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-15 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。変更契約手続きを文書により確実に行うよう、工事の変更の際には文書による指示及び協議がないものについては、契約変更の対象としない。

1-16 工期変更

1 一般事項

契約書第19条第1項、第20条第5項、第21条、第22条第3項、第24条及び第45条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第26条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第20条第4項及び第21条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 工事の一時中止

受注者は、契約書第22条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となつた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4 工期の延長

受注者は、契約書第24条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 工期の短縮

受注者は、契約書第25条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表、その他必要な資料を添付し、契約書第26条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-17 支給材料及び貸与品

1 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第17条第7項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3 支給品精算書

受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合はその時点。)に、支給品精算書を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4 引渡場所

契約書第17条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

5 返還

受注者は、契約書第17条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

6 修理等

受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。

8 所有権

支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-18 工事現場発生品

1 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

3 市章、局章の表示

受注者は、市章、局章の表示があるものは監督員の指示又は承諾なく再使用をしてはならない。

1-19 建設副産物

1 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

2 マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提出しなければならない。

3 法令遵守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4 再生資源利用計画書

受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。ただし、当初契約請負金額が100万円以上の全ての工事については、該当する搬入資材の有無に関わらず、工事着手前に建設副産物情報交換システム(COBRIS)による再生資源利用計画書を作成し、記載内容について監督員に確認を得たうえ、その写しを監督員に提出するものとする。

なお、作成した計画書は、工事完成後1年間保存することとする。

5 再生資源利用促進計画書

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設

発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。ただし、当初契約請負金額が100万円以上の全ての工事については、該当する建設副産物の搬出の有無に関わらず、工事着手前に建設副産物情報交換システム(COBRIS)による再生資源利用促進計画書を作成し、記載内容について監督員に確認を得たうえ、その写しを監督員に提出するものとする。

なお、作成した計画書は、工事完成後1年間保存することとする。

6 再生資源利用（促進）実施書

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合又は、最終契約請負金額が100万円以上の全ての工事について、工事完了後速やかに建設副産物情報交換システム(COBRIS)による「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促実施書」を作成し、記載内容について監督員の確認を得たうえ、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、作成した実施書は、工事完成後1年間保存することとする。

7 建設副産物の適正処理

(1) 産業廃棄物が発生する場合の対応

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(改正平成16年4月1日)を遵守し、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されていることを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA票、B2票、D票及びE票については、その原本を検査時までに監督員へ提示し、その確認を受け、廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに代表的な帳票(帳票が多量の場合)の写しを監督員に提出することとする。

(2) 建設廃棄物が発生する場合の対応

工事の施工により搬出する建設廃棄物は、次表に示す受入場所へ搬出するものとする。

建設廃棄物の搬入先

建設廃棄物	受入場所
コンクリート塊	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設 【許可事業の範囲】 事業の区分：中間処理 産業廃棄物の種類：がれき類
アスファルト・コンクリート塊	
建設発生木材	再資源化施設

(3) 建設発生土が発生する場合の対応

受入施設が発行する書類、伝票等の写しを監督員に隨時提出するとともに、その原本の照合による確認を検査時までに監督員に受けるものとする。(ただし、建設発生土を他工事へ流用する場合は除く。)

原則、特記仕様書に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時

期等により搬出できない場合は、監督員と協議のうえ、その指示によるものとする。

また、監督員の指示によらず受注者の提案により搬出先を変更する場合は、受入単価を確認するため、搬出先の請求書等を提出することとし、処理にかかる費用が設計金額を下回る場合は、原則として設計変更の対象とする。

8 建設副産物処理計画書

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、すべての建設副産物を対象とし、建設廃棄物の収集又は処理を委託する場合には、その委託契約書の写しを添付し、工事着手時までに監督員に提出し、その承諾を受けなければならぬ。また、その内容に変更が生じる場合は、その都度変更した「再生資源利用促進計画書」及び廃棄物処理の委託契約書の写し（委託関係に変更がある場合のみ）を監督員に提出し、その承諾を受けなければならない。

9 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について（建設リサイクル法対象工事の場合）

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(令和4年6月17日改正)（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告すること。

- ア 再資源化等が完了した年月日
- イ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ウ 再資源化等に要した費用

なお、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

1-20 監督員による検査（確認検査を含む）及び立会等

1 検査（確認を含む）及び立会の協力

監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

2 検査（確認を含む）及び立会の準備

受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

なお、監督員が製作工場において立会及び監督員による検査（確認を含む）を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

3 検査（確認を含む）及び立会の時間

監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

4 検査（確認を含む）及び立会の義務

受注者は、契約書第11条第2項第3号、第15条第2項又は第16条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、契約書第19条及び第34条に規定する義務を免れないものとする。

1-21 数量の算出及び完成図

1 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

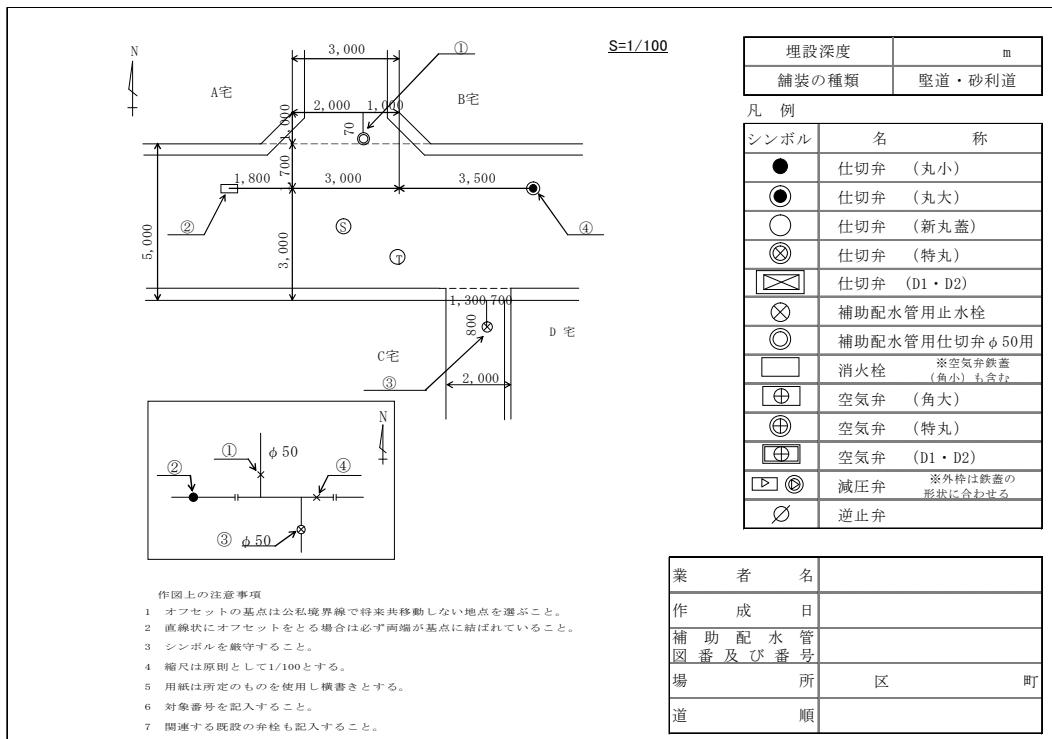
2 完成図

受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

3 弁栓位置図

受注者は、補助配水管の場合、弁栓位置図（次図参照）を提出しなければならない。

弁栓位置図の例



4 当該工事において本復旧の面積が 500 m²以上となる場合は、監督員の指示により、道路管理者と監督員の立会いにより決定した復旧範囲の掘削面積求積図及び舗装面積集積表を作成し、監督員に提出すること。

なお、求積図に必要な原図（平面図：縮尺 500 分の 1）は、発注者が提供するものとし、受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-22 工事記録写真

1 工事記録写真は、設計図書や特記仕様書等に基づき、工事が適正に施工されたことを立証する資料として、また、工事の監督及び検査の適正化を図るためにものである。このため、工事記録写真は、施工前及び施工後並びに工事の各段階（施工状況、安全管理状況及び出来形管理状況等）ごとに、各施工の完了後において明視できなくなる箇所は言うまでもなく、明視できる箇所を含めて、撮影漏れのないよう慎重かつ正確に撮影し、受注者は工事完了の成果品として監督員に必要部数を提出すること。

なお、撮影細則については、第 4 章 工事記録写真を参照すること。

2 受注者は、認定道路の工事にあっては、京都市建設局に提出する工事完了届に添付の工事記録写真を下記の要領で整理し、発注者に提出すること。

なお、国道及び河川内工事等については、下記に準拠するとともに、各管理者の指示に従うこと。

(1) 撮影場所等は、発注者が別途指示する京都市建設局の占用掘削許可に係る埋戻し厚と転圧に関する特別条件によること。

- ア 埋戻し厚さの写真撮影箇所は、各層、起点・終点及び40m間隔ごととする。
 - イ 転圧の施工写真撮影箇所は各層、起点・終点及び20m間隔ごととする。
 - ウ 完了届に添付する埋戻し厚と転圧の工事記録写真は、各層、起点・終点及び代表箇所1箇所とし、その他の写真は何時でも提出できる状態で整理保管すること。
- (2) 提出する写真は次の工種とし、撮影細則については、第4章 工事記録写真を参照すること。
- ア 埋戻し工の状況
 - イ 転圧工の状況
 - ウ 仮復旧工の状況
- (3) 写真はカラー仕上げとし、寸法はサービス判とする。
- (4) 写真帳はA4判とし、表紙に許可番号・許可年月日・工事名・工事場所を明記すること。
- (5) 写真帳には、撮影場所を示した見取図及び占用掘削許可書の写しを添付すること。

1-23 完成検査

1 完成通知書の提出

受注者は、契約書第34条の規定に基づき、完成通知書を監督員に提出しなければならない。

2 完成検査の要件

受注者は、完成通知書を監督員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第19条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改善が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事に関する報告書並びに資料等の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 検査日の通知

発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査内容

検査員は、監督員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

5 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。また、提出図書類等における不備等についても改善措置を指示することができる。

6 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第34条第2項に規定する期間に含めないものとする。

7 適用規程

受注者は、当該完成検査については、1-20 第2項の規定を準用する。

1-24 施工管理

1 一般事項

受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2 施工管理頻度、密度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。

なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図-1を参考とする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(平成18年3月31日改正 国道令37号・国道国防第205号)、

「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日 国道令38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)によるものとする。



図一1 工事標示板記載例

(注1)：色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事種別の「水道工事」は、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇を行っています」等の工事目的、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

主な工種と工事目的(表示例)

主な工種	工事目的(標示例)
供給関連工事(配連)	水道管の新設を行っています 水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
新設(増設・取替・撤去)工事	水道管の修理を行っています
修繕・補修工事	水道管の移設を行っています
支障移設工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
緊急工事	水道管の点検・修理を行っています
点検・補修工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています
路面復旧工事	

4 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し、施工現場周辺及び他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6 労働環境の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報すると

ともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

1-25 履行報告

受注者は、契約書第 13 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督員に提出しなければならない。

1-26 工事関係者に対する措置請求

1 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-27 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

受注者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和 4 年 2 月）、「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 9 月 2 日改正 国土交通省告示第 496 号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。

4 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対して、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。特に台風や夕立の際には突風や強風が発生する恐れがあるため、重機や看板類等の転倒・飛散防止対策を行うこと。

7 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため第三者の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

8 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

9 工事現場の現場環境改善等

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

10 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

11 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

12 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提出するものとする。

13 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、工事中の安全を確保しなければならない。

14 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する

ものとする。

15 安全衛生協議会の設置

監督員が、「労働安全衛生法」(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

16 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

17 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

18 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。

19 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

20 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

1-28 爆発及び火災の防止

1 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-29 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、

かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1-30 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、監督員が指示する様式（工事事故報告書）で、指示する期日までに、提出しなければならない。

1-31 環境対策

1 環境保全

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）、関連法令及び仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画並びに工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

3 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）、もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。なお、排出ガス対策型建設機械等を使用する場合は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使

用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

参考 排出ガス対策型建設機械の指定ラベル(一般工事用)



建設機械一覧表

機種	備考
一般工事用建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す、基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーナ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

上記において「これにより難い場合」とは、供給側に問題があり、排出ガス対策型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。対策型の使用が困難な場合には、監督員の承諾を得て未対策型を使用することができるが、この場合は設計変更(減額)の対象とすること。

5 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に關係法令等を遵守させるものとする。

6 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって監督員と協議のうえ使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

上記において「これにより難い場合」とは、以下のように供給側に問題があり、低騒音型・低振動型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

- (1) 市内にあるリース業者に低騒音型・低振動型建設機械の在庫がない。
- (2) 近畿地方整備局管内のメーカーの販売拠点から低騒音型・低振動型建設機械を調達するのに大幅な時間がかかる。

以上(1)(2)等の要因で対策型の使用が困難な場合には、監督員の承諾を得て未対策型を使用することができるが、この場合は設計変更(減額)の対象とすること。

受注者は、設計図書において低騒音型・低振動型建設機械を採用することを指定されていない場合でも、現場条件により低騒音型・低振動型建設機械を使用しなければならない場合は、監督員協議するものとし、上記の規定により低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

なお、当該建設機械を使用する場合は、「新基準'97 ラベル」が確認できる写真を監督員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の措定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

参考 基準指定ラベル



7 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号。「グリーン購入法」という。)第 2 条に規定する環境物品等

をいう。) の使用を積極的に推進するものとする。

- (1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督員と協議する。また、その調達実績の集計結果を監督員に提出するものとする。

なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

- (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意しなければならない。

8 資材等の仮置き場の選定

受注者は、資材や土砂の仮置き場等の選定にあたっては、「京都府環境を守り育てる条例施行規則」の「作業の騒音の制限に係る基準」を踏まえ、監督員と協議を行い、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

1-32 文化財の保護

1 一般事項

受注者は、工事の施工にあたって、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

2 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

1-33 交通安全管理

1 一般事項

受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 31 条によって処置するものとする。また、交通の安全を確保する道路占用については、国土交通省近畿地方整備局の「土木請負工事必携」(令和 2 年 4 月) を参照するものとする。

2 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

3 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送

を伴う工事については、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

なお、受注者はダンプトラックを使用する場合、国土交通省「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。

4 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号)、

「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」(局長通知 平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

5 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

6 工事用道路共用時の処置

受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

7 公衆交通の確保

受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

8 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

9 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」(平成31年3月改正 政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」(令和3年6月改正 政令第172号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、「道路交通法」(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

ここでいう「車両」とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその

状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

車両の一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については4.1m)
総重量	20.0t (ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t (隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、 1.8m以上の場合は20.0t
輪荷重	5.0t
最小回転半径	12.0m

1-34 諸法令の遵守

1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法
- (2) 建設業法
- (3) 下請代金支払遅延等防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 作業環境測定法
- (7) じん肺法
- (8) 雇用保険法
- (9) 労働者災害補償保険法
- (10) 健康保険法
- (11) 中小企業退職金共済法
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- (13) 出入国管理及び難民認定法
- (14) 道路法
- (15) 道路交通法
- (16) 道路運送法
- (17) 道路運送車両法
- (18) 砂防法

- (19) 地すべり等防止法
- (20) 河川法
- (21) 水道法
- (22) 下水道法
- (23) 航空法
- (24) 公有水面埋立法
- (25) 軌道法
- (26) 森林法
- (27) 環境基本法
- (28) 火薬類取締法
- (29) 大気汚染防止法
- (30) 騒音規制法
- (31) 水質汚濁防止法
- (32) 湖沼水質保全特別措置法
- (33) 振動規制法
- (34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (35) 文化財保護法
- (36) 砂利採取法
- (37) 電気事業法
- (38) 消防法
- (39) 測量法
- (40) 建築基準法
- (41) 都市公園法
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (43) 土壤汚染対策法
- (44) 駐車場法
- (45) 自然環境保全法
- (46) 自然公園法
- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (49) 河川法施行法
- (50) 技術士法
- (51) 計量法
- (52) 厚生年金保険法
- (53) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (54) 最低賃金法
- (55) 職業安定法
- (56) 所得税法
- (57) 著作権法
- (58) 電波法

- (59) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- (60) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- (61) 農薬取締法
- (62) 毒物及び劇物取締法
- (63) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- (64) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (65) 警備業法
- (66) 改正警備業法
- (67) ダイオキシン類対策特別措置法
- (68) 悪臭防止法
- (69) 再生資源の有効な利用の促進に関する法律
- (70) 製造物責任法
- (71) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (72) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- (73) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

1-35 官公庁等への手続等

1 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

受注者は、工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続において許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5 コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めな

ければならない。

6 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7 交渉時の注意

受注者は、関係機関、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を隨時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-36 施工時期及び施工時間の変更

1 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。

2 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、現道上の工事又は監督員が把握していない作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1-37 提出書類

受注者は、「第5章 提出書類」に基づいて、必要書類を監督員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員の指示する様式によらなければならぬ。

1-38 電子納品

受注者は、電子納品に当たっては、「京都市上下水道局電子納品実施要領」及び「電子納品 CD-R 作成基準」に基づくものとする。

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。

1-39 不可抗力による損害

1 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第32条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。

2 設計図書で定めた基準

契約書第32条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

ア 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上

イ 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上

ウ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上

エ その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう）が15m/秒以上あった場合

(3) 河川沿いの施設にあっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(4) 地震、豪雪に起因するもので、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3 その他

契約書第32条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第29条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものをいう。

1-40 特許権等

1 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第10条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和3年6月改正 法律第52号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1-41 保険の付保及び事故の補償

1 保険加入の義務

(1) 受注者は、設計図書に定めのある場合は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を対象とする工事保険、火災保険その他の保険に加入し、その証券又は写

しを速やかに監督員に提示しなければならない。

- (2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としないよう努めなければならない。

2 换算

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な換算をしなければならない。

3 建設業退職金共済制度

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度の趣旨に基づき、建設業退職金共済組合に入り、発注者用掛金収納書の原本（コピー不可）を工事契約締結後1ヶ月以内に監督員に提出（掛金収納書には「工事名・発注者名（局名・監督員名）・契約番号」を記載のうえ、「建設業退職金共済組合証紙購入報告書」に貼付。）すること。期限内に提出できない特別の事情がある場合は、その事由及び証紙購入予定時期を文書（掛金収納書提出遅延理由書）により申し出ること。

なお、建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出すること。

- (2) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者の共済手帳に、証紙を貼付すること。また、下請負契約を締結する場合には、下請負業者に対して本制度の周知徹底を図ること。

なお、下請負業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で万全でない場合は、受注者がその事務を代行すること。

- (3) 受注者は「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」という標識（シール）を、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に掲示すること。

なお、現場事務所を設置しない場合は、工事標示板等の裏面に貼付すること。

- (4) 工事担当課が必要と認めた場合は、本制度の執行状況等の関係資料を提出すること。

- (5) 証紙の貼付状況等を3ヶ月に一度及び完成時に、監督員に報告すること。

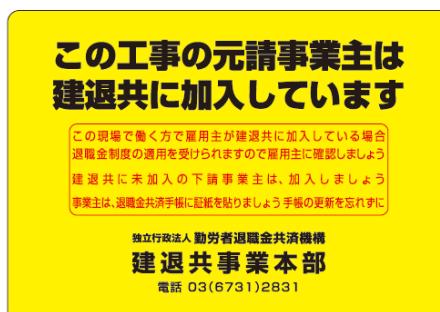
参考 被共済者となった労働者に交付される「建設業退職金共済手帳」



参考 共済証紙の種類

色の種類	1日券	10日券	備考
赤色			従業員が300人以下又は 資本金が3億円以下の中小事業主に雇われる労働者そのための証紙
青色			従業員が300人を超えるかつ、資本金が3億円をこえる大手事業主に雇われる労働者そのための証紙

参考 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)



1-42 現場代理人及び主任技術者等

1 現場代理人(建設業法第19条の2第1項、契約書第12条第2項)

- (1) 受注者は、1件の工事ごとに受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者のうちから、現場代理人を置かなければならない。
- (2) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中、常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。ただし、次のアからウまでの条件をすべて満たす場合においては、他の工事の現場代理人又は技術者との兼任ができるものとする。（ただし、他の工事において、常駐又は専任の義務が課されている場合を除く）

ア 税込請負金額が3,500万円未満の工事であること。

イ 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること。（工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取り、かつ、工事担当課又は、監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。）

ウ 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

2 給水装置工事主任技術者（水道法第25条の4）

- (1) 受注者は、1件の工事ごとに受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任し、配置しなければならない。
- (2) 給水装置工事主任技術者は、その職務が円滑に遂行できる範囲で他の工事現場と兼務することができる。また、給水装置工事主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。
- (3) 給水装置工事主任技術者は、補助配水管工事及び給水装置工事に関する技術上の一切の責任を負わなければならない。経歴書に給水装置工事主任技術者免状の写しを添付するとともに、監督員から請求があった場合、給水装置工事主任技術者免状を提示しなければならない。

給水装置工事主任技術者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

- ア 工事に関する技術上の管理
- イ 工事に従事する者の技術上の指導監督
- ウ 工事の使用材料が水道法第16条「給水装置の構造及び材質」に適合していることの確認
- エ 補助配水管及び給水管を配水管から分岐する工事を施工する場合の配水管布設位置の確認に関する発注者との連絡調整
- オ 工事を施工する場合の工法、工期、その他の工事上の条件に関する発注者との連絡調整
- カ 工事を完了した旨の連絡

3 主任技術者(建設業法第26条)

- (1) 建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負金額にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、それぞれ受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者のうちから、主任技術者を配置しなければならない。
主任技術者は国家資格者1級・2級、実務経験者(大卒の場合3年、高卒の場合5年、いずれも指定学科卒業、その他10年)及び給水装置工事主任技術者資格取得後1年以上の実務経験者が従事することができる。
- (2) 請負金額が3,500万円未満の工事の場合、主任技術者は職務を適正に遂行できる範囲で他の工事現場と兼務することができる。
請負金額が3,500万円以上の工事の場合、主任技術者は当該工事に専任しなければならず、他の工事現場との兼務をすることはできない。
- (3) 下請負金額の総額が4,000万円以上になる場合には、必ず資格を有した専任の「監理技術者」を配置しなければならない。ただし、「監理技術者補佐」を専任で配置する場合、「監理技術者」は他の工事現場を兼任することができる。また、主任技術者と現場代理人は、監督員の承諾を得て、これを兼ねることができる。

4 技術者の配置

		現場代理人	給水装置工事 主任技術者	主任技術者
				
根 拠		建設業法 第19条の2 契約書 第12条	水道法 第25条の4	建設業法 第26条
税込請負金額 3,500万円未満	資 格	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者1級・2級 ・実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・給水装置工事主任技術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐 ^{注1}	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可 ^{注1}	可	可
税込請負金額 3,500万円以上	資 格	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格者1級・2級 ・実務経験者 (指定学科卒業後 大卒3年・高卒5年、 その他10年) ・給水装置工事主任技術者の資格取得後、1 年以上の実務経験者
	常 駐	常駐	不要	不要
	他の現場 との兼務	不可	可	不可

注1：以下の(ア)、(イ)をすべて満たす場合に、他の工事の現場代理人又は技術者との兼任ができるものとする。(ただし、他の工事において、常駐又は専任の義務が課されている場合を除く)

- (ア) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、工事担当課との連絡体制が確保されること。(工事担当課又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れ、かつ、工事担当課又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。)
- (イ) 兼任する工事の合計が3件以内であり、かつ、兼任する工事の現場がいずれも本市域内であること。

1-43 臨機の措置

1 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-44 酸素欠乏症及び硫化水素中毒等の防止

1 危険作業に係る教育の実施

受注者は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険作業にあたっては、作業に係る業務に従事する作業員に対し、あらかじめ法令で定める酸素欠乏症及び硫化水素中毒の危険作業に係る特別の教育を実施しなければならない。

2 事故防止

受注者は、マンホール及び管渠等に出入し、又は、これらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を作業前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じなければならない。

3 事故発生

受注者は、作業中、酸素欠乏空気、有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に連絡を行わなければならない。

第2章 施工

2-1 着工

1 工事通知書

工事施工に際し、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話等)の担当部署に対して工事通知書を提出すること。

2-2 調査

1 机上調査

- (1) 受注者は、あらかじめ設計図書に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておくこと。また、施工順序、施工方法等について、監督員と十分打合せを行った後、工事に着手すること。
- (2) 工事施工のための調査に必要な設計書の複写については、個人情報の保護に留意し、受注者は監督員の許可を得て行うこととする。
- (3) 受注者は、工事箇所に存在する地下埋設物について、事前調査を行い、位置・構造・種別について熟知し、作業員に至るまで埋設物の全容、取扱い、措置方法等について周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。
- (4) 受注者は、工事の着手に先立ち、地下埋設物管理者(上水・下水・電気・ガス・電話等)と綿密な連絡をとり、工事前及び工事の各段階において施工方法、埋設物の防護方法等について協議し、施工しなければならない。
- (5) 埋設物に近接して実施する作業においては、埋設物に衝撃を与える作業機械を使用しないようにするとともに、損傷に留意しなければならない。

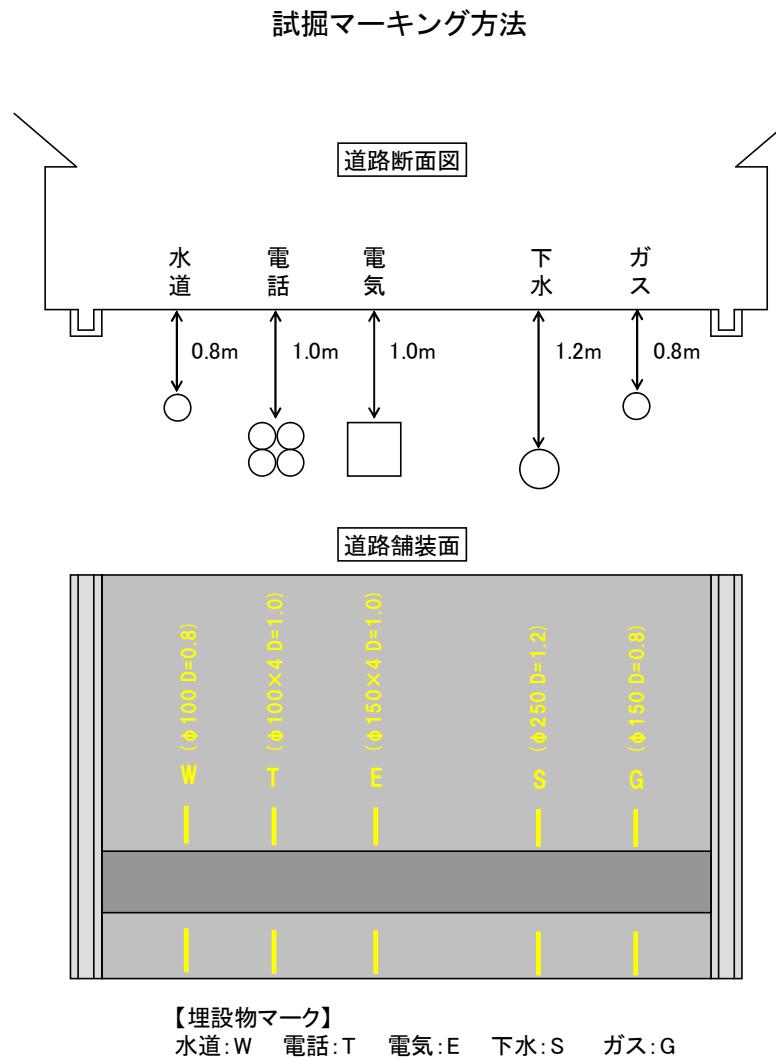
2 試掘調査

受注者は、工事の施工に先立って、次の要領で試掘及びマーキングを行い、既設の地下埋設物等の位置を確認しておくこと。

- (1) 試掘に先立ち、設計図書等の位置図に基づき、地下埋設物の路上マーキング（水色ペイント）を行うこと。
- (2) 試掘に当たっては、監督員に連絡し、関係企業立会いのうえ、原則として人力掘削で行うものとする。
- (3) 既設埋設物の形状、材質、位置等の測定は、正確に行うこと。
- (4) 試掘によって確認された関係地下埋設物の位置を路上マーキング(黄色ペイント)すること。
なお、砂利道等でマーキングが困難な場合は、監督員の確認を受けた方法で行うこと。
- (5) 前記の表示位置を再現できるように記録しておくこと。
- (6) 試掘箇所は即日埋戻しを行い、監督員の指示する仕様で仮復旧を行うこと。
なお、埋戻しについては、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラ

ン及び再生粒度調整碎石) とすること。ただし、埋設管周囲については、山砂等で保護すること。

(7) 試掘前後のマーキングは、次図に準じて行うこと。



2-3 舗装版切断・掘削

- 1 掘削に当たっては、必要な機械器具、標示施設及び保安施設、その他の設備を整え、監督員の確認を受けた後、着手すること。
- 2 舗装道路の掘削は、それぞれ適応したカッター等を使用して、周囲は直線的に切り取り、面は垂直になるように行うこと。また、取壊しに当たっては、在来舗装部分が粗雑にならないように行うこと。
- 3 掘削幅については、60cm を基本とし、開発行為による私有道路についても同様とする。
- 4 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるように所定の形状に仕上げること。
なお、えぐり掘り等はしないこと。

- 5　掘削土は、現場に堆積しないこと。
- 6　本工事の掘削完了時には、床付け転圧を施工すること。転圧機械はタンパ又はランマを使用し、周辺の管等に注意して十分締め固めること。また、転圧作業中の状況を工事記録写真として撮影すること。

2-4 土留め

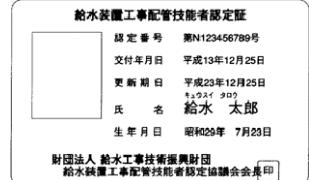
- 1　掘削深さ 1.5m を超える場合及び軟弱地盤・湧水地帯など、地山が安定しない場所においては、土留工を施すものとし、工法及びその使用材料は、監督員の確認を受けて施工すること。
- 2　矢板の建込みは、既設埋設管の有無を確かめて行うこと。
- 3　矢板の引抜きは、埋戻した地盤が十分に締固まった後に、監督員の確認の元に行うこと。
- 4　矢板の裏側に空隙を生じたときは、直ちに山砂を投入する等の処置を行うこと。
- 5　土質、湧水等その他現場の状況によって、土留の方法・使用材料の変更を命ずることがある。

2-5 分岐せん孔

1 分岐せん孔技能者

補助配水管及び給水管を分岐せん孔するに当たり、受注者は次の区分により分岐せん孔技能者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。また、必要な「確認書類」のコピーを発注者に提出すること。

ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の場合

区分	分岐せん孔可能な技能者	確認書類
分岐口径 50 mm以下	(財)給水工事技術振興財団主催 「給水装置工事配管技能者講習会(全国標準講習)」修了者(平成24年3月以前の修了者)	講習会修了証書
	(公財)給水工事技術振興財団実施 「給水装置工事配管技能検定会(全国標準検定)」合格者 (平成24年4月以降の合格者)	検定合格証書 (平成29年3月以前の合格者) 配管技能者証  (平成29年4月以降の合格者)
2	(財)給水工事技術振興財団 「給水装置工事配管技能者認定協議会」から認定を得た者 (本市独自のせん孔技能者(旧資格)として技能を有し、必要な手続きを経て認定証を受理した者)	配管技能者認定証  (平成29年3月以前に認定を得た者)
		配管技能者証  (平成29年4月以降に認定を得た者)
3	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認

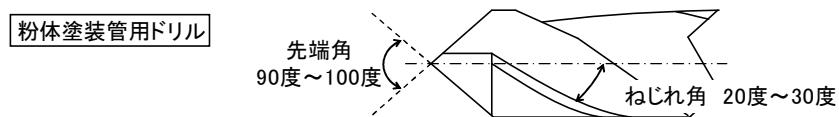
分岐口径 75 mm以上	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(小口径管)」を修了した者 ※旧名称「配水管工技能講習会(講習会Ⅰ)」 ④せん孔機メーカーに於いてΦ75mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するΦ75mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不断水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐穿孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認（先頭番号は左欄の先頭番号に対応）
	3	適正に施工できる者 (せん孔機メーカーへの下請負契約)	「下請負契約等の通知書・変更通知書」

水道配水用ポリエチレン管の場合

区分		分岐せん孔可能な技能者	確認書類
分岐口径 50 mm	1	配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)主催の施工講習会を受講した者	<p>講習会受講証</p> <p>水道配水用ポリエチレン配管施工講習 受講証 Politec 水道配水用ポリエチレン配管に関する下記の施工講習を受講されたことを証します。 昭和〇年〇月〇日生 受講証番号 ○○○○○ 種類 講習内容 有無 EF① EFソケット ● EF② 分岐EPサドル ● メカ① 穿孔防止型経由輪 ● 発行日 平成〇年〇月〇日 配水用ポリエチレンパイプシステム協会</p>
	2	(公財)給水工事技術振興財団実施「給水装置工事配管技能検定会(ポリエチレン管検定)」合格者	<p>検定合格証書 (平成29年3月以前の合格者)</p> <p>配管技能者証</p> <p>給水装置工事配管技能者証 技能者番号 事 号 姓 名 水 本 朝 生 年 月 日 昭和〇年〇月〇日 卒 行 年 月 日 平成〇年〇月〇日 有効期限 平成〇年〇月〇日 公益財団法人給水工事技術振興財団理事長 技能コース名: 水 本 朝 (右欄に印字)</p>
分岐口径 75 mm	1	発注者が確認した者 (本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認
	2	下記条件(5項目)にすべて該当する者 ①(公財)給水工事技術振興財団等の分岐せん孔資格を取得後5年以上経過した者 ②現場経験年数を5年以上有する者 ③(公財)日本水道協会主催「配水管工技能講習会(小口径管)」を修了した者 ※旧名称「配水管工技能講習会(講習会Ⅰ)」 ④せん孔機メーカーに於いてφ75 mmのせん孔講習を修了した者 ⑤④の講習修了後、せん孔機メーカーが施工するφ75 mm以上のせん孔工事現場に於いて現場実習を修了した者	「不断水せん孔技能者名簿」で確認または、下記の ①分岐せん孔検定合格証等 ②実務経験証明書 ③講習会修了証書 ④不断水講習修了証 ⑤穿孔現場実習修了確認書で、確認(先頭番号は左欄の先頭番号に対応)
	3	適正に施工できる者 (せん孔機メーカーへの下請負契約)	「下請負契約等の通知書・変更通知書」

2 分岐せん孔の注意事項

- (1) 補助配水管及び給水管の分岐せん孔は、必ず呼び径300mm以下の配水管であることを確認して行うこと。
- (2) 補助配水管及び給水管の分岐せん孔は、配水管の直管部からとし、異形管及び継手から分岐してはならない。
- (3) 分岐材料は、配水管の管種、口径及び分岐口径に応じた適切なものを使用すること。
- (4) 配水管への取付け部に傷がないかを確認すること。また、泥や錆等が付着している場合は、管全周にわたってウエス等で除去し、配水管の管肌を十分に清掃すること。特に、分岐材料のガスケット又はゴムパッキンの当たり面は、凸凹のないように仕上げること。
- (5) ガスケット又はゴムパッキンの破損、離脱を防止するため、ボルト・ナットを締め付けた状態で分岐材料を配水管に沿って移動させないこと。
- (6) せん孔機及びドリル、カッターは、分岐口径、配水管の管種、配水管の内面塗装及びライニングの有無に応じた適切なものを使用すること。
- (7) 粉体塗装管をせん孔する場合、必ず粉体塗装管用のドリルを使用すること。粉体塗装管用のドリルは、下図のように先端角が90度～100度の鋭角な刃先をしている。
(粉体塗装管に従来のモルタルライニング管用のドリルを使用すると、貫通不良やせん孔部周辺の塗膜が欠け落ちるなどの問題がある。)



なお、平成21年度から局が新たに布設する配水管は、原則として粉体塗装管が採用されており、以下のようなポリエチレンストリーブが施されているので、表示を必ず確認すること。



粉体塗装管のポリエチレンストリーブ

- (8) せん孔時に管外へ排出する切屑、切断片等は、直接下水溝等へ排出せずに、適切に処理すること。

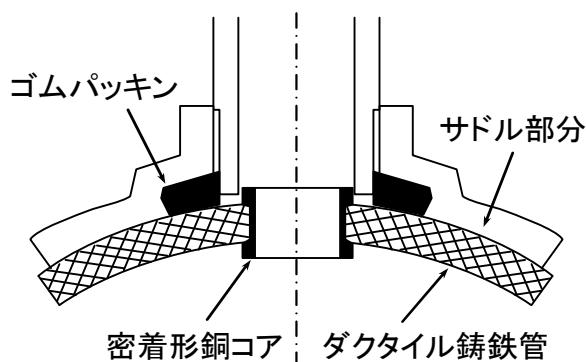
3 サドル付分水栓による分岐

- (1) サドル付分水栓の配水管への取付け位置は、他の分岐位置から 30cm 以上離すこと。
また、維持管理等を考慮して、配水管の継手端面から 30cm 以上離すこと。
- (2) サドル付分水栓は、原則として配水管に対して垂直に取り付けること。
- (3) ボルト・ナットの締付けに当たっては、片締めにならないように、下記の標準締付けトルクまで均等に締付けること。
なお、DIP 用サドル付分水栓のボルト・ナット M16 は配水管呼び径 75mm～150mm、M20 は呼び径 200mm～300mm である。

サドル付分水栓の標準締付けトルク

	M16	M20
DIP 用サドル付分水栓	60 N・m	75 N・m
VP 用、HPE 用サドル付分水栓	40 N・m	-

- (4) 分岐口径及びサドル付分水栓の規格に応じたカッター又はドリルをせん孔機のスピンドルに取付けること。
- (5) せん孔機メーカーの取扱い説明書の内容を十分理解し、その手順に従うこと。
 - ア せん孔カッター又はドリルについては 20 回程度使用したら研磨、取替え等の処置をとること。
 - イ せん孔機の芯ぶれが大きくなる前に、定期的にせん孔機メーカーの点検を受け、調整、修理、取替え等の措置を取ること。
 - ウ サドルを配水管に固定するときは、せん孔時に動かないように、ボルトを全体に均一になるように必要なトルクで締め付けること。
 - エ せん孔する前に、挿入工具のガイド部分をサドル分水栓に通し、弁体部分を工具が通過することを確認すること。
 - オ せん孔時の動力にエンジンを使用する場合には、シャフトによる振動が大きいことから、芯ぶれさせないように注意すること。
- (6) ダクタイル鋳鉄管又は鋼管のせん孔箇所には、密着形銅コア又は密着形ステンレスコア (JWWA B 117) を挿入すること。



4 不断水連絡管による分岐

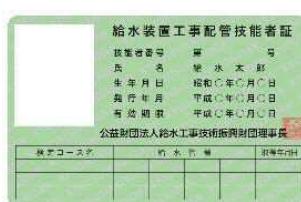
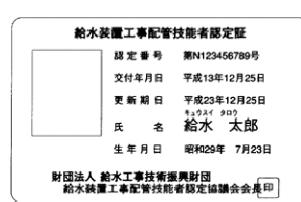
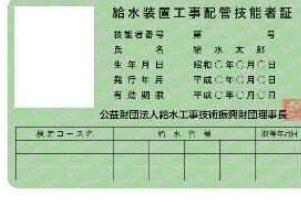
- (1) 受注者は、工事に先立ち、せん孔工事の実施時期について、監督員と十分な打合せを行い、工事に支障のないように留意すること。
- (2) 不断水連絡管の配水管への取付け位置は、他の分岐位置から 1.5m 以上離すこと。
また、維持管理等を考慮して、配水管の継手端面から 1.5m 以上離すこと。
- (3) 不断水連絡管は、原則として配水管に対して水平に取り付けること。
- (4) ゴムパッキンの当たり面に滑剤を塗布すること。
- (5) ボルト・ナットの締付けに当たっては、片締めにならないように、メーカーが規定する締付けトルクで均等に締付けること。
- (6) 不断水連絡管及び断水器の取付け後、配水管の管種、口径にかかわらず試験水圧 1.25MPa の水圧試験を行い、漏水のないことを確認してからせん孔を行うこと。
- (7) せん孔機の取付けに当たっては、支持台を適切に設置し、不断水連絡管に余分な荷重を与えないようにすること。

2-6 配管

1 配管技能者

補助配水管及び給水管を配管するに当たり、受注者は、次の区分により配管技能者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。また、必要な「確認書類」のコピーを発注者に提出すること。

ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン粉体ライニング鋼管、耐衝撃性硬質塩化ビニル管、水道用ポリエチレン二層管1種の場合

区分		確認書類
配管技能者	(財)給水工事技術振興財団主催 「給水装置工事配管技能者講習会(全国標準講習)」修了者(平成24年3月以前の修了者)	講習会修了証書
	(公財)給水工事技術振興財団実施 「給水装置工事配管技能検定会(全国標準検定)」合格者 (平成24年4月以降の合格者)	検定合格証書 (平成29年3月以前の合格者) 配管技能者証  (平成29年4月以降の合格者)
	(財)給水工事技術振興財団 「給水装置工事配管技能者認定協議会」 から認定を得た者 (本市独自のせん孔技能者(旧資格)として技能を有し、必要な手続きを経て認定証を受理した者)	配管技能者認定証 配管技能者証  (平成29年3月以前に 認定を得た者) 配管技能者証  (平成29年4月以降に 認定を得た者)
3	発注者が確認した者(本市独自の技能者(旧資格)として技能を有していた者)	「技能者名簿」で確認

水道配水用ポリエチレン管の場合

区分		確認書類
配管技能者	1 配水用ポリエチレンパイプシステム協会(POLITEC)主催の施工講習会を受講した者	<p>講習会受講証</p> <p>水道配水用ポリエチレン配管施工講習 受講証 Politec 水道配水用ポリエチレン管に関する下記の施工講習を受けましたことを証します。 昭和〇年〇月〇日生 受講証番号 ○○○○○ 種別 講習内容 有無 EF① EFソケット ● EF② 分水EFアダル ● メカ① 滑脱防止型締め輪 ● 発行日 平成〇年〇月〇日 本協会の会員登録システム協会</p>
	2 (公財)給水工事技術振興財団実施「給水装置工事配管技能検定会(ポリエチレン管検定)」合格者	<p>検定合格証書 (平成29年3月以前の合格者)</p> <p>配管技能者証</p> <p>給水装置工事配管技能者証 技能者番号 番号 氏名 岩本 邦 生年月日 昭和〇年〇月〇日 卒業年月 平成〇年〇月〇日 有効期限 平成〇年〇月〇日 公益財團法人給水工事技術振興財団理事長 検定コース名: 給水装置工事配管技能検定会</p> <p>(平成29年4月以降の合格者)</p>

2 配管材料

受注者は、工事施工の際、設計図書等で明記する材料を必ず使用すること。ただし、指示された材料を変更する場合、事前に発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 給水装置の特定区間(配水管への取付口から水道メーターまでの部分)に使用する材料は、京都市水道事業条例第6条の3第1項の規定に基づき、京都市公営企業管理者上下水道局長が指定し、承諾したものを使用すること。
- (2) 補助配水管工事に使用する材料は、厚生省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」に適合したものを使用すること。また、給水装置工事に使用する材料は、水道法第16条「給水装置の構造及び材質」に適合したものを使用すること。個々の材料については、検査済証や日本産業規格「JIS」、日本水道協会規格「JWWA」、日本ダクタイル鉄管協会規格「JDPA」、配水用ポリエチレンパイプシステム協会「POLITEC」表示マーク等により、品質を確認したうえで使用すること。また、これらの規格が改正された場合は、その最新版とする。
- (3) 材料は、発注者が材料ごとに承諾したメーカーの製品を使用すること。
- (4) 設計図書等における配管材料の略号及び名称と内容は、「JIS」、「JWWA」、「JDPA」及び「POLITEC」の規格どおりとする。主要な配管材料の略号、名称及び規格については、次表のとおりとする。

設計図書等における配管材料の略号、名称及び規格

略号	名称	規格
HPE	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144
D1K	ダクタイル鉄管 K形 1種	JIS G 5526
PS	ポリエチレンスリーブ被覆	JWWA K 158
CIP	鉄管	JIS G 5501
SGP-PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132
VLP	塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116
PLP-PA、PB、PD	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JIS G 3469
GP	鋼管	JIS G 3442
HIVP	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742
VP	塩化ビニル管	JIS K 6742
PE2(1)	水道用ポリエチレン二層管 1種	JIS K 6762
AP	石綿管	旧 JIS A 5301
SP	セルロイド管	旧 JIS K 6700
ALP	鉛管	旧 JIS H 4312

補助配水管及び給水管の採用管種

口径	補助配水管	給水管
20 mm		水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
25 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
40 mm	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 HIVP	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
50 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	水道用ポリエチレン二層管 1種 PE2(1)
75 mm	水道配水用ポリエチレン管 HPE	ダクタイル鉄管 K形 1種 D1K

- (5) 受注者は、材料確認した材料は損傷、変質等の不良化しないように保管すること。
- (6) 受注者は、材料確認した材料が使用時に損傷、変質している場合は、新品と取替え再確認を受けること。
- (7) 受注者は、工事終了後、残った配管材料について、責任をもって処理すること。

3 管の布設

- (1) 管は、水平又は一定の勾配をもって布設するものとする。
- (2) 管を露出して布設する場合、支持金具により堅固に取り付けるものとする。
- (3) 管が水路等を横断する場合は、水路管理者等と事前に十分協議し、水路管理者等の許可条件に従うこと。
- (4) 管種、口径を問わず、補助配水管埋設箇所には管頂 30 cmの位置に埋設標示シートを設置すること。

- (5) L型側溝下の給水管布設工法については、下記優先順位により判断すること。
- ①さや管方式（新設管より大きい管（鋼管）を先行で貫通させ、さや管として残置）
 - ②さや管方式による施工が不可能な現場はL型側溝を外し、アスファルトにて仮復旧を行うこと。
 - ③現場状況により、上記の両施工が不可能な場合は、道路管理者等と事前に十分協議し、道路管理者等の許可条件に従うこと。

4 水道配水用ポリエチレン管

(1) 配管

- ア 水道配水用ポリエチレン管の曲げ配管は、原則としてベンドを使用すること。
- イ 水道配水用ポリエチレン管の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144

呼び径	50 mm	75 mm
最小曲げ半径	5.0 m	7.0 m

- ウ 水道配水用ポリエチレン管は、加熱加工をしてはならない。
- エ 水道配水用ポリエチレン管は、掘削床面から砂を10cm敷き詰め、十分突き固めて均した上に配管すること。
- オ 水道配水用ポリエチレン管の配管で、鋳鉄製部材（仕切弁・消火栓）など重量物を設置する部分には、下部にU形用側構蓋1種360（460mm×65mm×600mm）を敷き、配管が不等沈下しないようにその重量を支持させること。
- カ 水道配水用ポリエチレン管の管路には、全てポリエチレン管用浸透防止スリーブを施すこと。
- キ 工事を一時中断する場合は、管内に水や土砂が混入しないよう、管端に仮キャップ等を施すこと。
- ク EF接合時には、「EF接合チェックシート」にてデータを整理し、その結果を発注者に提出すること。

(2) 管の切断

- ア 管の切断は、水道配水用ポリエチレン直管又はEF受口付直管のみとし、継手を切断してはならない。
- イ 直管部の切り管長さは、維持管理等を考慮して、40cm以上とすること。
- ウ 所定のパイプカッターを用いて管を切断すること。高速砥石タイプの切断工具は、熱で管切断面が変形する恐れがあるため使用してはならない。
- エ 管軸に対し管端が直角になるように切断すること。
なお、切断面の食い違いが5mmを超えている場合は、切断面が直角になるように切断すること。

(3) EF 接合

水道配水用ポリエチレン管の接合は、原則として EF(エレクトロフェュージョン)接合で行うこと。

ア 管の清掃

- (ア) 管に傷がないかを点検すること。
- (イ) 管厚の 10%を超える傷 (EF 接合部は 0.2 mmを超える傷) がある場合は、その箇所を切断して除去すること。
- (ウ) 管に付着している土や汚れをペーパータオル又は清潔なウエスで清掃すること。

イ 融着面の切削

- (ア) 管挿口から管融着に必要な長さまで油性ペンなどで全周にわたってマーキングをして、専用のスクレーパでマーキングが完全に消えるまで表面を切削すること。
- (イ) 同一箇所への切削は、原則 1 回とすること。
- (ウ) 削り残しが生じた場合は、かんな式スクレーパでマーキングが完全に消えるまで表面を切削すること。

ウ 融着面の清掃

- (ア) 融着面の清掃は、原則きれいな素手で行うこと。軍手等手袋は、手袋に付着した汚れが染み出したり、手袋自体の可溶成分が溶け出して融着不良が発生する恐れがあるため、使用しないこと。ただし、手が荒れる場合はナイロン手袋を使用しても構わない。
- (イ) 融着面の受口内面及び挿口外面を、エタノール又はアセトンを浸み込ませたペーパータオルで清掃し、異物、油脂等の汚れを完全に除去すること。清掃後はその面に触れないこと。触れてしまった場合は再度清掃すること。
- (ウ) エタノールを使用する場合は、乾燥性を考慮して純度 95%以上のものを使用すること。
- (エ) ペーパータオルはアセトン等に溶解せず纖維の抜け落ちないものを使用すること。(ティッシュペーパーやウエスの使用は厳禁)
- (オ) 繼手等は融着面に泥等が付着しないように使用直前に梱包袋から取り出すこと。

エ 融着のための固定

- (ア) 管と継手の挿入の際には、叩き込み挿入や斜め挿入をしないこと。
- (イ) 融着時は、管の接続部が管軸に対して斜めにならないよう、クランプを装着して固定すること。
- (ウ) クランプの装着後、双方の管が一直線になっているか確認すること。

オ 融着

- (ア) 電源（発電機等）は、必要な電圧と容量を確保しているか確認し、コントローラー専用とする。
- (イ) 出力ケーブルを継手端子にしっかりと接続し、必ず継手に添付されているバーコードを読み込ませること。
- (ウ) 融着作業は、原則として雨天時に行ってはならない。
- (エ) 地下水の湧出が多いところでは、排水を十分行い作業環境を確保すること。
- (オ) 融着中は接合部に外力を加えてはならない。
- (カ) 継手インジケータの隆起と、コントローラーの正常終了表示を確認すること。
- (キ) 通電中の中断やインジケーターが出ない等の融着不良を発生した場合は、使用していた継手部を切断除去し、新しい継手で融着をやり直すこと。

カ 融着部の冷却

- (ア) 冷却中はクランプで固定したままにし、接合部に外力を加えてはならない。
- (イ) 冷却は自然冷却とし、融着部に水をかける等の冷却をしてはならない。
- (ウ) 融着終了後の冷却時間は下表のとおりとする。

呼び径	50mm	75mm
冷却時間	5 分以上	10 分以上

- (エ) 通電終了時刻に冷却時間を加算したクランプ取り外し可能時刻を継手に記入すること。

キ 通水

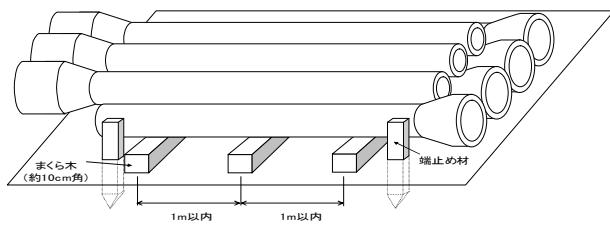
管路内への通水は、最後の EF 接合が終了してから、30 分以上経過した後に行なわなければならない。

(4) メカニカル接合

- ア 現場状況により EF 接合による施工が不適当な場合は、監督員の承諾を得て、水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手を使用するものとする。
- イ 施工方法の詳細については、各メーカーの取扱説明書によること。
- ウ 水道配水用ポリエチレン管側の接合部には、インナーコアを挿入すること。
- エ メカニカル継手のボルトには、腐食抑制ナットを取付けること。

(5) 保管方法

- ア 管の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとすること。現場で屋外保管をする場合は、シートなどで直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しに配慮すること。
- イ 管の保管は平坦な場所を選び、まくら木を約 1m 間隔で敷き、平らになるようにして横積みすること。井げた積みは絶対に行ってはならない。



呼び径	段数
50 mm / 75 mm	7段以下

ウ 管の小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。

エ 継手の保管は屋内保管を原則とし、現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。

オ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

(6) その他

不明な点が生じた場合は、監督員と協議を行うこと。

5 水道用ポリエチレン二層管 1種

(1) 配管

ア 水道用ポリエチレン二層管 1種の曲げ配管は、原則としてエルボを使用すること。

イ 水道用ポリエチレン二層管 1種の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

水道用ポリエチレン二層管 1種 (JIS K 6762)

呼び径	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
最小曲げ半径	0.70 m	0.85 m	1.20 m	1.50 m

ウ 水道用ポリエチレン二層管 1種は、加熱加工をしてはならない。

エ 水道用ポリエチレン二層管 1種には、全てポリエチレン管用浸透防止スリーブを施すこと。

オ 水道用ポリエチレン二層管 1種を配管する場合は、延長の 20%を目途に蛇行配管すること。

(2) 管の切断

ア 管の切断は、所定のパイプカッターで切断すること。高速砥石タイプの切断工具は熱で管切断面が変形する恐れがあるため使用してはならない。

イ 管軸に対し管端が直角になるように切断すること。

なお、切断面の食い違いが 5mm を超えている場合は、切断面が直角になるよう切断し、また、有害な傷がある場合は、その箇所を切断して除去すること。

ウ 切断時にバリが発生した場合は、バリを取り除き、平になるように仕上げること。

(3) 管の接合

水道用ポリエチレン二層管の接合は、原則として水道用ポリエチレン二層管1種用の金属継手を使用することとし、以下のことに注意すること。

ア 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選び、傷のあるときは傷の無い箇所を選んで再切断し、接合すること。

イ 接合部の表面に泥等が付着している場合は、必ず水洗い又はウエスで取り除くこと。

ウ 袋ナット、リングの順で管へ通すこと。リングは割りがある方を袋ナット側に向けて通すこと。

エ 一度使用した金属継手のインコア・リングは、再使用しないこと。

オ インコアは1種管・2種管用があるが、必ず1種管用を使用すること。

カ インコアは根元まで十分に打ち込むこと。冬季において金属継手のインコアが打ち込みにくい場合は、面取器で内面のバリ取りを行い、施工すること。

キ クランプ治具等を用いて圧縮するスクイズオフ工法で止水した場合、圧縮部を専用の補修バンドにて保護すること。

ク 金属継手のナットの締付けに当たっては、下記の標準締付けトルクまで締付けること。

ナットの標準締付けトルク

呼び径	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm
標準締付けトルク	60.0 N・m	80.0 N・m	130.0 N・m	150.0 N・m

(4) 保管方法

ア 管の保管は、平面に横積みとし、積み高さは1.5m以下とすること。管に局部荷重のかかるような置き方はしてはならない。

イ 管は直射日光を避けて保管すること。また、水道用ポリエチレン二層管1種の管端部は、材質劣化を防ぐため必ずキャップを取り付けること。キャップがない場合、使用前に管端部を10cm以上切断すること。

ウ 管の小運搬を行うときは、必ず管全体を持ち上げて運び、引きずったり滑らせたり傷をつけてはならない。

エ 継手の保管は屋内保管を原則とし、メーカー出荷時の荷姿のままとすること。
現場で屋外保管する場合はメーカー出荷時のダンボール梱包状態のままシート等で覆っておくこと。また、開封後は混在しないよう注意すること。

オ 管・継手とも、土砂・洗剤・溶剤・油が付着するおそれがある場所及び火気の側には置かないこと。

6 ダクタイル鋳鉄管 K 形 1 種

- (1) 管の表示マークを上にして、挿し口側を受口に近接した所定の位置に吊下ろし、受口内面（特にゴム輪の当り面）、ボルト孔並びに挿し口外面等に付着している異物を完全に取除くこと。
- (2) 押輪、特殊押輪の内外面及びボルト孔を清掃した後、挿し口に預けること。
- (3) 挿し口外面、受口内面（ゴムの当り面）に専用の滑剤をむら無く塗布し、清掃したゴム輪を挿し口に預け入れる。この場合、ゴム輪の向き及び内外面を間違えないように注意すること。また、ゴム輪の表面にも滑剤を塗布すること。
- (4) 挿し口を受口内へ徐々に預け入れ、衝撃を避けて挿入すること。
- (5) 挿し口外面と受口内面の隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内面の所定の位置に片寄らないように挿入する。
- (6) 管と押輪のボルト孔の中心を合わせ、ボルトを挿し込み、ナットを軽く締めること。次に上下左右と対称の位置にあるナットを片締めにならないように均等に締付け、最後に次表の規定のトルクまで締付けること。

ダグタイル鋳鉄管 K 形 1 種の締付けトルク

呼び径	締付けトルク
75 mm	60 N·m

- (7) ボルトには、管の腐食を軽減するための腐食抑制ナットを取り付けること。
- (8) 継手作業は、日本ダクタイル鉄管協会「接合要領書」を参照し、その都度必要事項を該当する「継手チェックシート」に記入しながら行うこと。継手完了後は、その結果を発注者に提出すること。

7 ポリエチレン粉体ライニング鋼管

- (1) ポリエチレン粉体ライニング鋼管の切断には、高温による変質を防ぐため、常に冷却水を使用すること。
なお、ガス切断、アーク切断、高速砥石、チップソーカッター及びロールカッタ一等は、絶対に使用しないこと。
- (2) ねじは、JIS B 0203「管用テーパねじ」を専用のねじ切機で加工すること。
なお、自動ねじ切機を使用して管の切断及びねじ加工を行う場合は、必ず専用のチャックを取付けること。また、ねじ切りに使用する切削油は、JWWA K 137 に規定された水道用の水溶性切削油でなければならない。
- (3) ねじ継手には、指定の管端防食継手を使用すること。
- (4) 接合に際しては、鏽の発生を防止するため、防食シール剤をねじ部及び管端面に塗布する等、管切断面及び接合部の防食処理を行い接合すること。
- (5) シール剤は、JWWA K 146「水道用液状シール剤」、シールテープは、JIS K 6885「シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ」を使用すること。

(6) パイプレンチを使用してねじ接合を行う場合は、パイプレンチをあてがう部分に布等を巻いて管外面に傷をつけないようにすること。また、外面樹脂被覆鋼管には、専用のパイプレンチを使用して、適正な締付けを行い、ねじ込み不足や過度のねじ込みにならないよう注意すること。

(7) 接合後の残ねじ部には、防食用の補修剤等を適正に塗布し仕上げること。

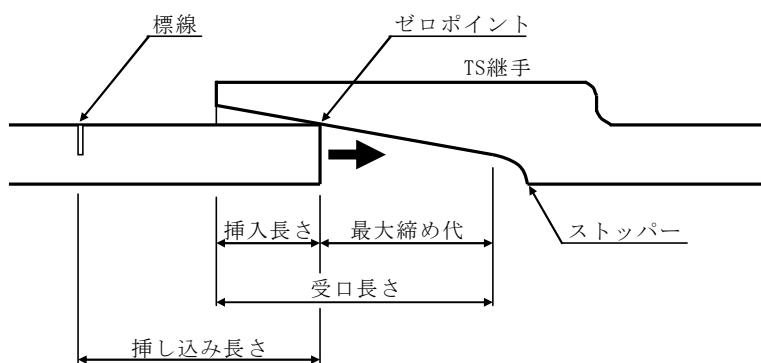
(8) 樹脂ライニング鋼管を火気や熱源に近づけてはならない。

8 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合は、TS 式継手による冷間工法とし、速乾性の専用接着剤（JWWA S 101）を使用すること。また、接合の順序は次のとおりとする。

- (1) 管端を直角に仕上げ、耐衝撃性硬質塩化ビニル管用の面取器を用いて内外面をバリ取り程度に糸面取りすること。
- (2) 管外面、継手内面の水、ホコリ等を乾いた布で丁寧に拭取り、挿し込み長さの位置を管外面にマークすること。
- (3) あらかじめ管を継手に差込んで、ゼロポイントがどの辺りにあるかを確認すること。この場合、ゼロポイントが深過ぎるときは、継手を取替えること。

ゼロポイント



(4) 管外面、継手内面に接着剤を薄く均一に伸ばすようにして塗ること。

(5) 接着剤を塗り終えれば、素早く継手に管を差込み、接着剤のムラがなくなるように4分の1回転ひねり、そのまま30秒程度保持すること。（継手にテープがあるために管を押し戻す力が働くため。）

(6) 接合後は、はみ出した接着剤を布で必ず拭取ること。（拭取りを怠った場合、ビニル管が溶ける恐れがある。）

(7) 通水は工事完了後、10分程度経過した後で行うこと。

(8) 耐衝撃性硬質塩化ビニル管の曲げ配管は、エルボを用いて行うこと。やむを得ず管自身を生曲げする場合の最小曲げ半径は、下表のとおりとする。

耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K 6742)

呼び径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
最小曲げ半径	6 m	8 m	10 m	12 m	15 m	20 m

9 管明示工

(1) 施工範囲

水道施設として使用する $\phi 75\text{mm}$ 以上の新設配水管に埋設管明示テープを貼る。

(2) 埋設管明示テープ

幅 50 mm

1巻の長さ 20m

材質 塩化ビニル又はポリエチレン樹脂（片面接着剤付き）

青色テープに  マーク及び埋設年次（西暦）が白色で記載されているもの。

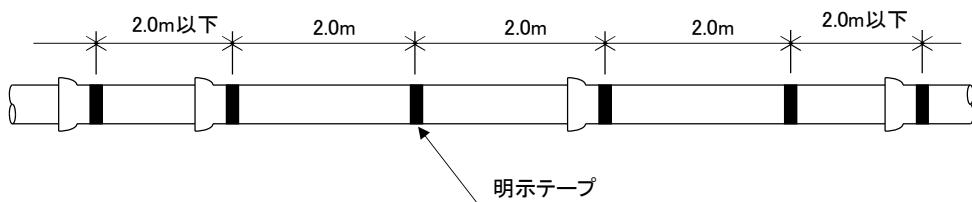
(3) 埋設管明示テープは、発注者より支給する。

(4) 明示テープの貼り方（新設管の場合）

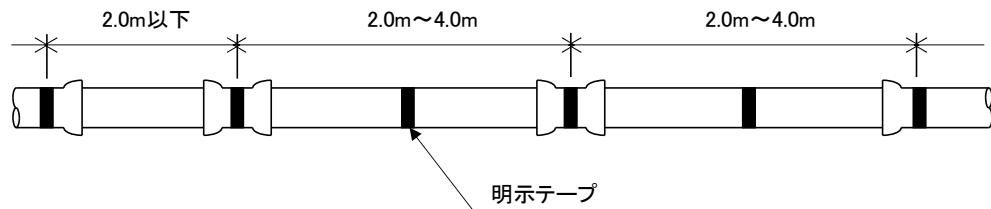
明示テープは下図のように貼り付けること。ただし、配水用ポリエチレン管の場合は判別しやすいように、浸透防止スリーブの上に明示テープを貼ること。

胴巻テープ（重ね合わせ長さ 20cm）

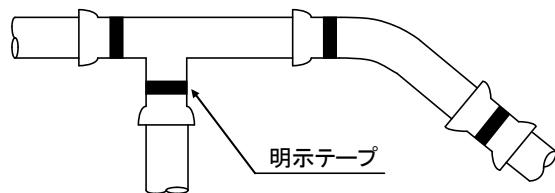
ア 直管及び切管甲・・・受口部分及び受口より 2.0m 間隔で巻くこと。



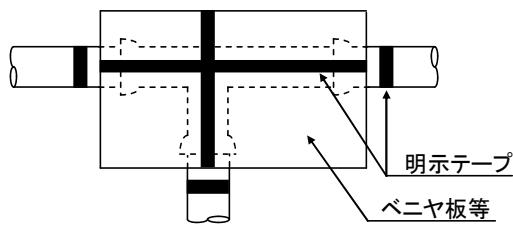
イ 切管乙・・・2.0mを超えるごとに1箇所、等間隔で巻くこと。ただし、2.0m以下の管には巻かなくてよい。



ウ 異形管(防護コンクリートなし) ·····受口部分に巻くこと。ただし、
継ぎ輪は中央1箇所でよい。



異形管(防護コンクリートあり)



※コンクリート打設後直ちに埋め戻しを行う必要がある場合は、
ベニヤ板等にテープを貼り、コンクリートの上に置くこと。

エ 鋼管及びビニル管 ···· 2.0m 間隔で巻くこと。

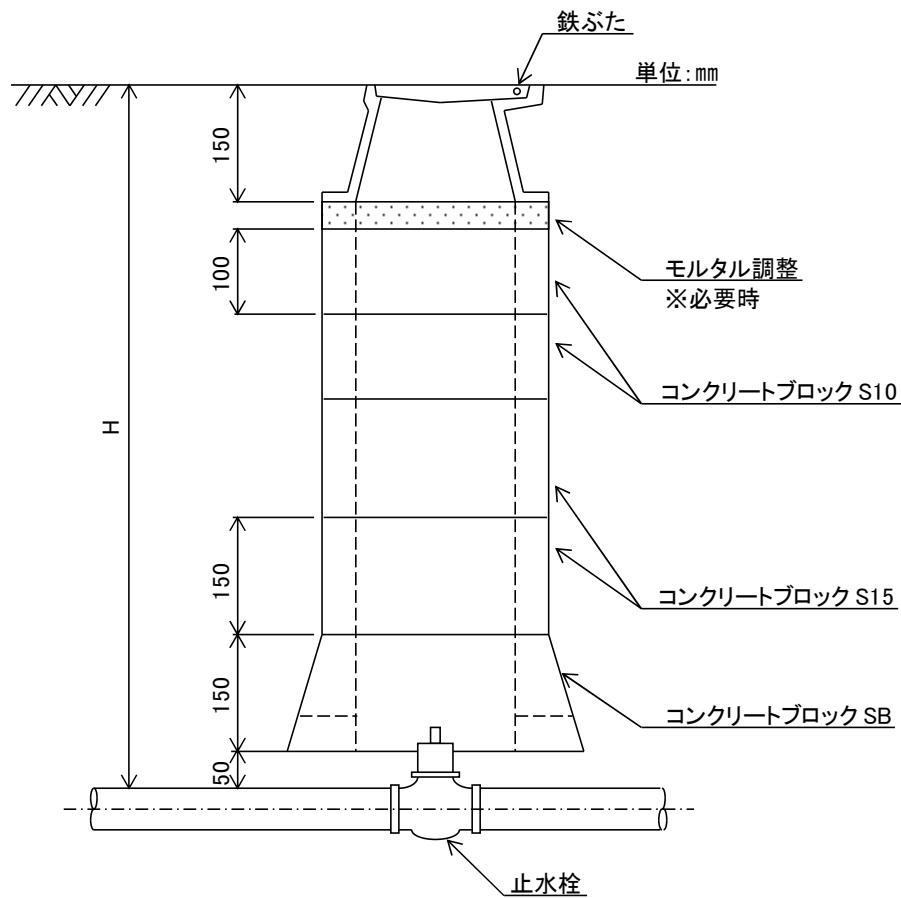
オ 橋梁添架 ········· 2.0m 間隔で巻くこと。 (橋の下に入るもの)

カ 水管橋及び露出配管 ··· 巻かない。

2-7 弁栓きょう築造

- 1 コンクリートブロックは、JIS 指定工場でかつ発注者が承諾した制作メーカーの製品を使用すること。
- 2 コンクリートブロックの搬入及び取扱いについては、割れ、損傷等を生じさせないよう細心の注意を払うこと。
- 3 モルタル調整を必要とする場合は、図示する位置で行うこと。（厚さ 50 mm以内）
- 4 補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロックの組立図

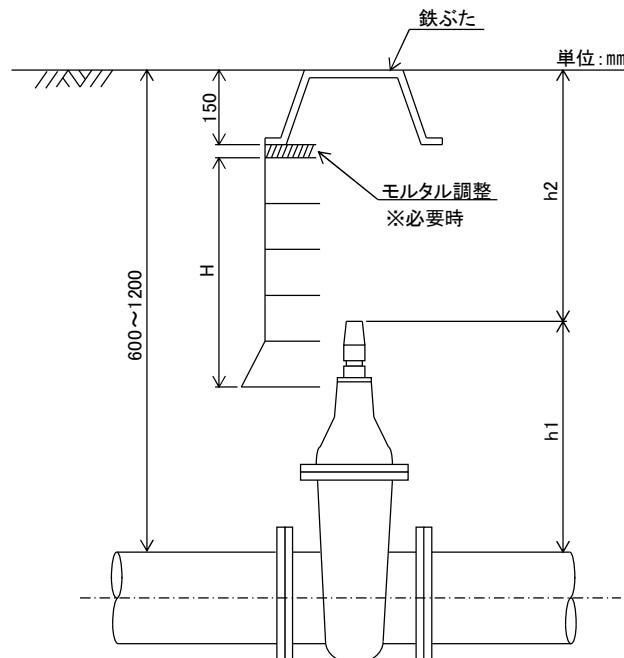


補助配水管用止水栓きょうコンクリートブロック積上げ表(Φ50mm 以下共通) 単位：個

コンクリート ブロックの種類	土被り H		
	0.6 m	0.9 m	1.2 m
SB	1	1	1
S15	1	3	5
S10	1	1	1

5 仕切弁きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

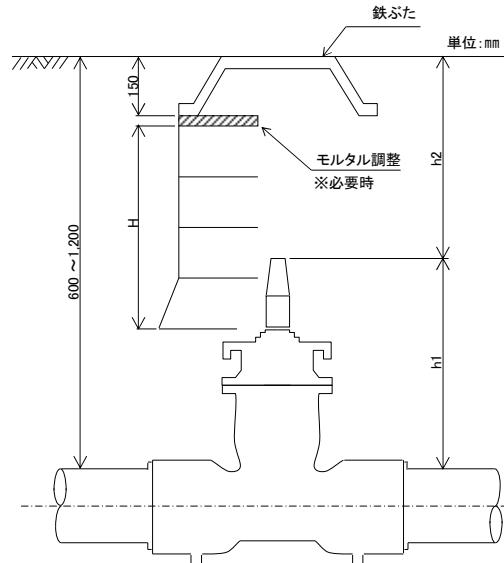
ダクタイル鉄管 仕切弁きょうコンクリートブロックの組立図



ダクタイル鉄管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位 : mm

項目	呼び径		75 mm	100 mm	150 mm	200 mm
h1			284	321	376	430
h2 土被り	1.2 m	VB	916	879	824	770
	0.9 m	V30	616	579	524	470
	0.6 m	V15	316	279	224	—
コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m	V10	1	2	—	1
		H	950	900	850	800
		VB	1	1	1	1
		V30	—	—	—	—
		V15	3	2	3	2
	土被り 0.9 m	V10	1	2	—	1
		H	650	600	550	500
		VB	1	1	1	—
		V30	—	—	—	—
		V15	1	—	1	—
	土被り 0.6 m	V10	1	2	—	—
		H	350	300	250	—

水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック組立標準図



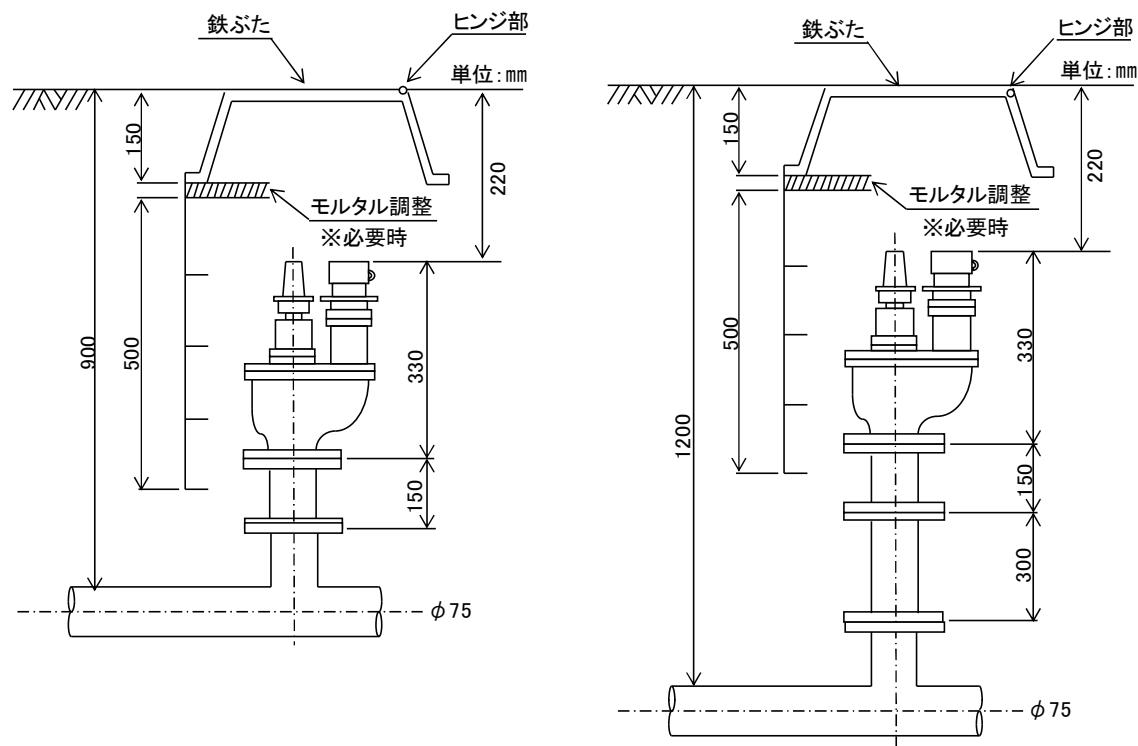
水道配水用ポリエチレン管 仕切弁きょうコンクリートブロック積上げ寸法表 単位:mm

項目	呼び径	50 mm	75 mm
h1		269	285
h2 土被り	1.2 m	931	915
	0.9 m	631	615
	0.6 m	331	315
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 1.2 m VB	1	1
	V30	1	1
	V15	3	3
	V10	1	1
	H	950	950
土被り 0.9 m	VB	1	1
	V30	1	1
	V15	1	1
	V10	1	1
	H	650	650
土被り 0.6 m	VB	1	1
	V30	-	-
	V15	1	1
	V10	1	1
	H	350	350

※V30 の据付けは、VB 上部に直接設置すること。

6 消火栓きょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

ダクタイル鋳鉄管 消火栓きょうコンクリートブロックの組立図

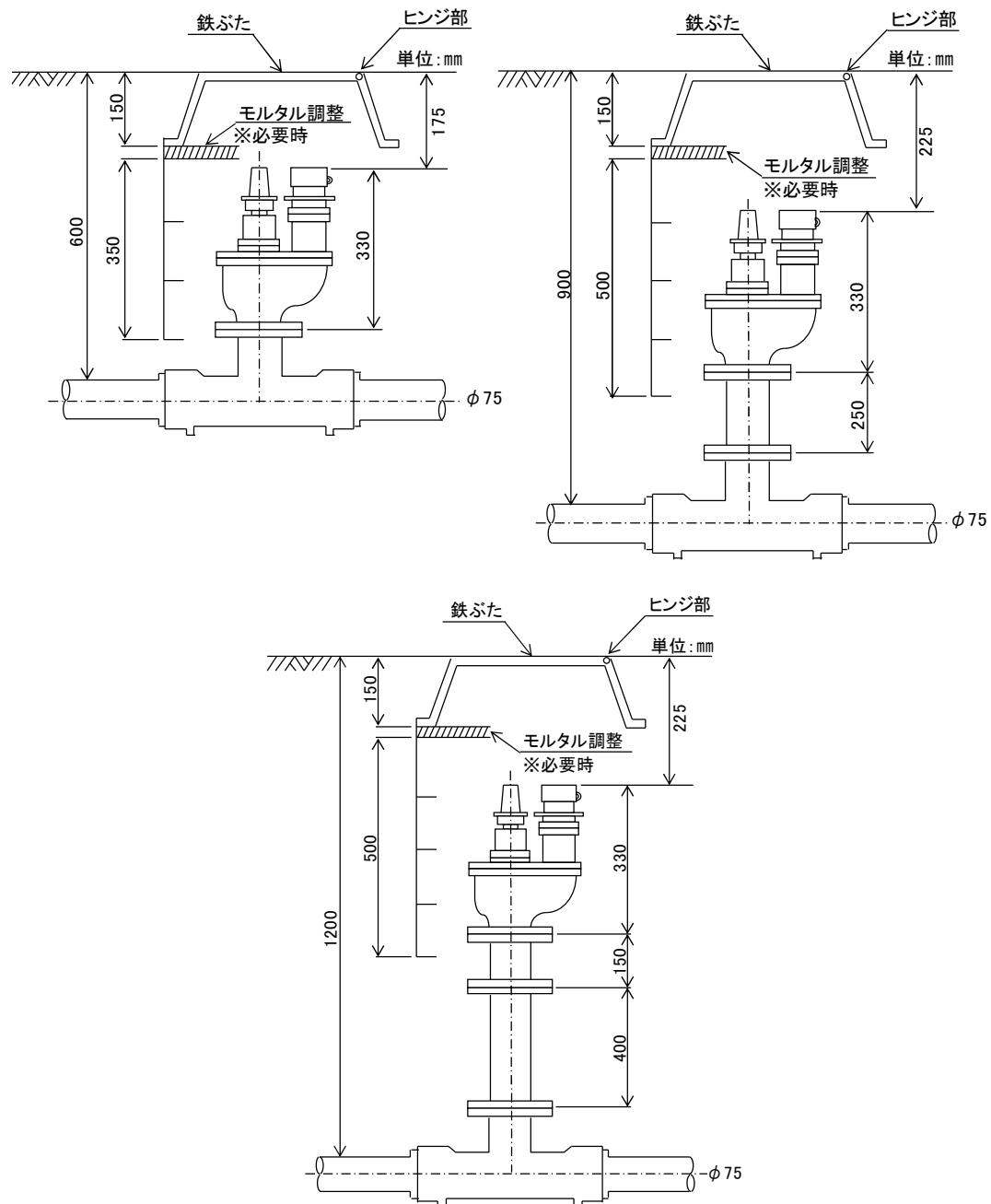


ダクタイル鋳鉄管 消火栓きょうコンクリートブロック積上げ表

単位：個

コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 0.9 m / 1.2 m	HB	1
		H15	3
		H10	1

水道配水用ポリエチレン管 消火栓きょうコンクリートブロック組立標準図

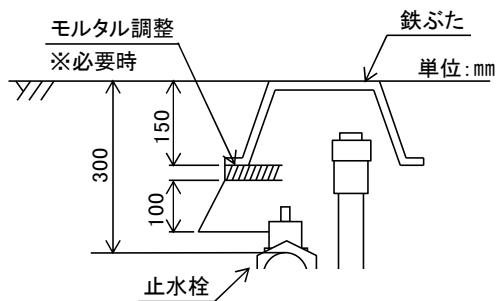


水道配水用ポリエチレン管 消火栓きょうコンクリートブロック積上げ表 単位：個

コンクリート ブロック 積上げ個数	土被り 0.6 m	HB	1
		H15	1
		H10	1
	土被り 0.9 m / 1.2 m	HB	1
		H15	2
		H10	1

7 ドレンきょうコンクリートブロックの組立ては下図を標準とする。

ドレンきょうコンクリートブロック組立標準図



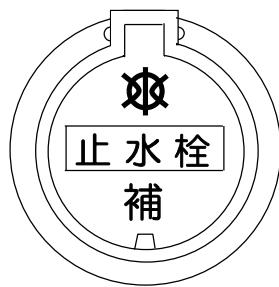
ドレンきょうコンクリートブロック積上げ表

単位：個

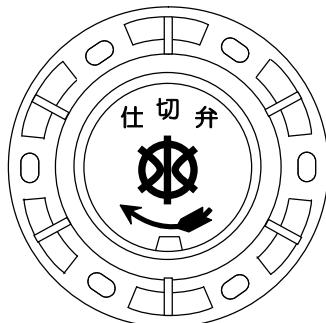
コンクリートブロック 積上げ個数	土被り 0.3m	VB	1
---------------------	----------	----	---

8 補助配水管及びドレンきょう築造時に設置する鉄蓋は下図とする。

補助配水管用止水栓鉄蓋図

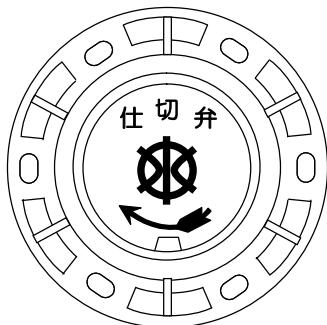


ダクタイル鋳鉄管 仕切弁鉄蓋図

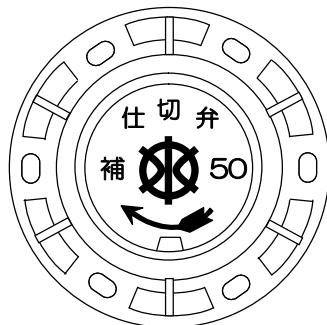


水道配水用ポリエチレン管 仕切弁鉄蓋図

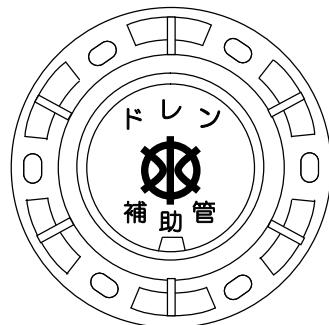
$\phi 75$



$\phi 50$

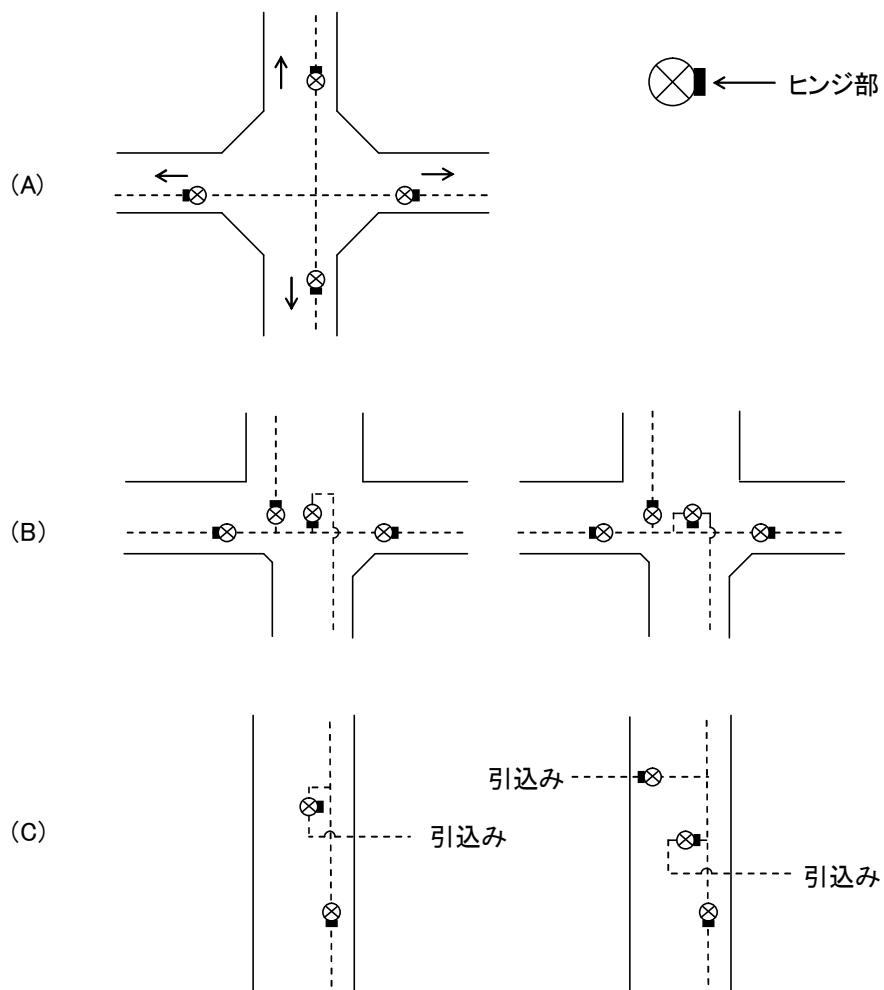


ドレン鉄蓋図



※仕切弁及びドレン鉄蓋裏には設置年次等を記載した表示プレートを設置すること。

9 弁・栓きょうの鉄ぶたの据付け方向は下図に示すとおりとする。



2-8 既設管の撤去

- 1 管及び付属設備の撤去箇所、撤去区間長は、設計図書によること。
- 2 管及び付属設備の撤去については、当該管の埋設位置、管種、口径及び室の構造等を確認するとともに、監督員の指示、立会いを得て水道の使用廃止管であることを確認すること。
- 3 管の撤去については、掘削、土留め等を完了後、継手の取外し、又はパイプカッターによる切断を行って撤去するようにし、掘削機等による掘削作業と併せて管体を引き上げるような方法はとらないこと。
- 4 仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類及び室等付属設備の撤去については、これら弁類を破損しないよう施工すること。
- 5 撤去予定管においては必ず通水していないことを確認の上、作業にあたるものとする。
- 6 設計図等に記載されていない埋設管を発見した場合、その取扱いについては監督員と協議のうえ指示に従わなければならない。

- 7 ビニル管・鋼管等の撤去管が発生した場合は、建設副産物としてマニフェストの作成及び処分を受注者の責任において適正に行うこと。
- 8 石綿セメント管の撤去作業に当たっては、呼吸用保護具（防塵マスク）と保護衣等を着用し、切断時は管を湿潤状態にして、石綿粉塵の飛散を防止すること。撤去した管は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する「産業廃棄物」に該当するので、廃棄する場合は産業廃棄物の処理基準に基づいて処理すること。
- 9 配水管からの分岐部分より撤去する場合、分岐材料に応じて次表のように施工すること。

分岐材料に応じた撤去方法

分岐材料	撤去用材料	撤去方法
DIP用・HPE用・VP用サドル付分水栓	分水栓キャップ(パッキン付)	1 分水栓のコックを閉める。 2 分水栓に取付けてある給水管のナットを取り外す。 3 給水管を取り外した場所に、分水栓キャップを取り付ける。 4 分水栓のコックは閉めた状態にしておく。
サドル・分水栓	なし	1 分水栓コマを一番下まで下げる。 2 分水栓に取付けてある分水栓用伸縮継手のナットを取り外す。 3 分水栓の本体を、サドル取付け部のニップルを固定しながら取り外す。 4 分水栓の上部についている分水栓キャップを取り外す。 5 取り外した分水栓キャップをサドル取付け部のニップルに取付ける。 6 分水栓コマを分水栓キャップに当たるまで上げる。
K式鋳鉄管用分水栓	K式鋳鉄管用分水栓キャップ(パッキン付)	1 分水栓のコックを閉める。 2 分水栓に取付けてある給水管のナットを取り外す。 3 給水管を取り外した場所に、K式鋳鉄管用分水栓キャップを取り付ける。 4 分水栓のコックは閉めた状態にしておく。
K式ビニル管用分水栓	K式ビニル管用分水栓キャップ(パッキン付)	1 分水栓コマをいちばん下まで下げる。 2 分水栓に取付けてある分水栓用伸縮継手のナットを取り外す。 3 分水栓用伸縮継手を取り外した場所にK式ビニル管用分水栓キャップを取り付ける。 4 下げてある分水栓コマを分水栓キャップにあたるまで上げる。
T字管	フランジ蓋	仕切弁を閉めた後、仕切弁下流側にフランジ蓋を取付ける。(注1)
不断水連絡管	フランジ蓋	仕切弁を閉めた後、仕切弁下流側にフランジ蓋を取付ける。(注1)
不断水連絡管バルブ付	フランジ蓋	V型弁を閉めた後、V型弁下流側にフランジ蓋を取付ける。(注1)
ビニルチーズ	キャップ	断水をして管を5cm程切り残し、キャップを取り付ける。
特殊チーズ	切取り	断水をして給水管を取り外し、直管に取替える。(注2)

(注1) : フランジ蓋の取付けには、フランジパッキンを使用並びにボルト・ナットを取り替える。

(注2) : 直管50cmをソケットと特殊ソケットで配管する。

※ 特殊な分岐材料が使用されており撤去用材料が準備していない場合は、工事を中止し発注者の指示に従うこと。

2-9 埋戻し

- 1 埋戻しは、設計図書に示された工種により施工すること。
- 2 埋戻しは、管、継手等の接合が完全に終わった後、当日中に施工を完了すること。
- 3 埋戻し実施に当たっては、道路管理者の埋戻しの条件等を遵守するものとし、管周の砂層は原則として十分な水締めを行い、上層路盤は15cm以下、下層路盤及び路床（下層路盤下約1m）は20cm以下、その他は30cm以下に、タンパ又はランマを使用して、十分締固めること。
- 4 埋戻し実施に当たっては、管の周辺の埋戻しは管が動かないよう注意し、管の下側に隙間ができるないように特に入念に突き固め、がれき、石塊等を埋めてはならない。
- 5 埋戻し使用材料は、特別な指示がない限り、全量入替（再生クラッシャラン、再生粒度調整碎石及び山砂）とし、原則として下記の再生資材を使用するものとする。ただし、再生材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、監督員と協議のうえ、新材（JIS A 5001に定める粒度調整碎石M-30、クラッシャランC-40）とするものとし、設計変更の対象とする。

工事に使用する再生資材

再生資材			備考
資材名	規格	総称記号	
再生クラッシャラン	C-40(30)	RC-40(30)	As塊再生品 RC-40(30)
			Co塊再生品 CRC-40(30)
			As塊・Co塊ミックス再生品 MRC-40
再生粒度調整碎石	M-30(40)	RM-30(40)	As塊再生品 RM-30(40)
			As塊・Co塊ミックス再生品 MRM-30
再生加熱アスファルト 安定処理混合物	アスファルト 安定処理	RAsSoS	As塊再生品 RAsSoS
			As塊・Co塊ミックス再生品 MRAsSoS
再生加熱アスファルト 混合物	粗粒度アスコン	RAsC	
	密粒度アスコン	RAsD	
	細粒度アスコン	RAsF	

なお、再生資材を使用する場合は、どろ・ごみ・不純物（タイル・レンガ等）・有害物質等が含まれていないこと、及び下記等により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

上記再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は、「舗装再生便覧」によるものとする。

6 受注者は、道路管理者より指示のある埋戻し厚と転圧に関する特別条件を遵守して施工しなければならない。

補助配水管及び給水管の埋設深さ

道路種別	標準埋設深さ(m)
国道（歩道除く）	1.2
幹線道路・準幹線道路	0.9
その他	0.6(0.7)

※上表（ ）内の数値は、給水管の呼び径 200mm に適用する。

埋戻し工標準図

【1 国道の場合】

道 路 種 别	車道(D交通) 21号工(注1)	車道(C交通) 22号工	歩道 26号工
在 来 補 装 厚	25cm	20cm	4cm
埋 戻 し 工 種	全量入替	全量入替	全量入替
管 土 被 り	120cm	120cm	60cm

表層 基層	仮復旧	4cm 4cm	4cm 4cm	3cm
上層 路盤	再生粒度調整碎石	32cm	27cm	—
下層 路盤	再生クラッシャーラン 埋設標示シート(注2)	50cm	55cm	37cm
路床	山砂 水道管	30cm	30cm	20cm
路体		(山砂)水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)		
		(注1): 国道1、9、24、171号線については、D交通とする。 ただし、国道の側道は、除く。		
		(注2): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。		

【2 市道の場合】

道路種別	幹線道路 2号工	準幹線道路 3号工	一般道路 4(5)号工
在来舗装厚	25cm	17cm	9(7)cm
埋戻し工種	全A種	全A種	全B種
管土被り	90cm	90cm	60cm

プライムコート

▽ G.L

表層	仮復旧	7cm	7cm	5cm
上層路盤	再生粒度調整碎石	53cm	30cm	24cm
下層路盤	再生クラッシャラン 埋設標示シート(注2)	15cm	38cm	16cm
路床	0.3m 山砂 水道管	15cm	(山砂)水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)	
路体	0.6m			

道路種別	歩道		砂利道
	8(13)号工	10(11)号工	
在来舗装厚	5(7)cm	9(6)cm	—
埋戻し工種	全C種	全D種	
管土被り	60cm	60cm	60cm

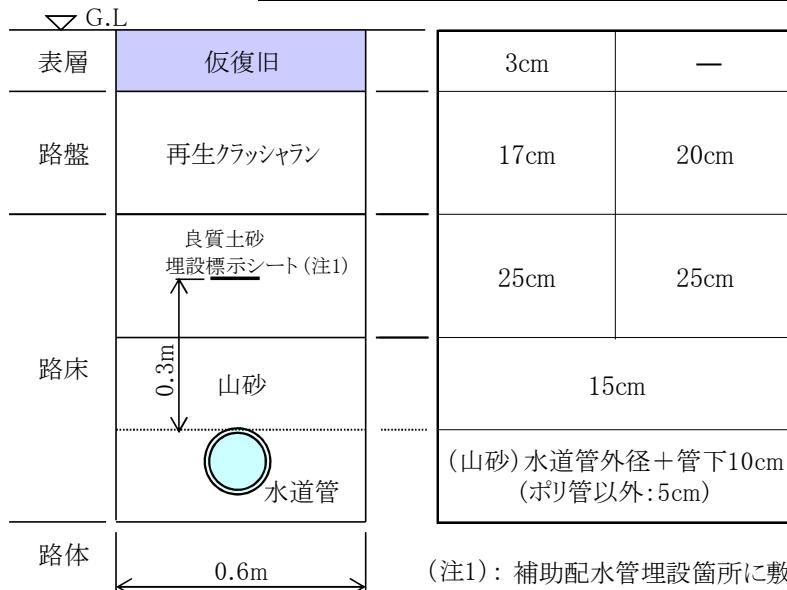
プライムコート

▽ G.L

表層	仮復旧	3cm	9cm(注1)	—
上層路盤	再生粒度調整碎石	—	—	—
下層路盤	再生クラッシャラン 埋設標示シート(注2)	42cm	36cm	45cm
路床	0.3m 山砂 水道管	15cm	(山砂)水道管外径+管下10cm (ポリ管以外:5cm)	
路体	0.6m	(注1): 視覚障害者誘導用ブロック舗装の場合。 (注2): 補助配水管埋設箇所に敷設すること。		

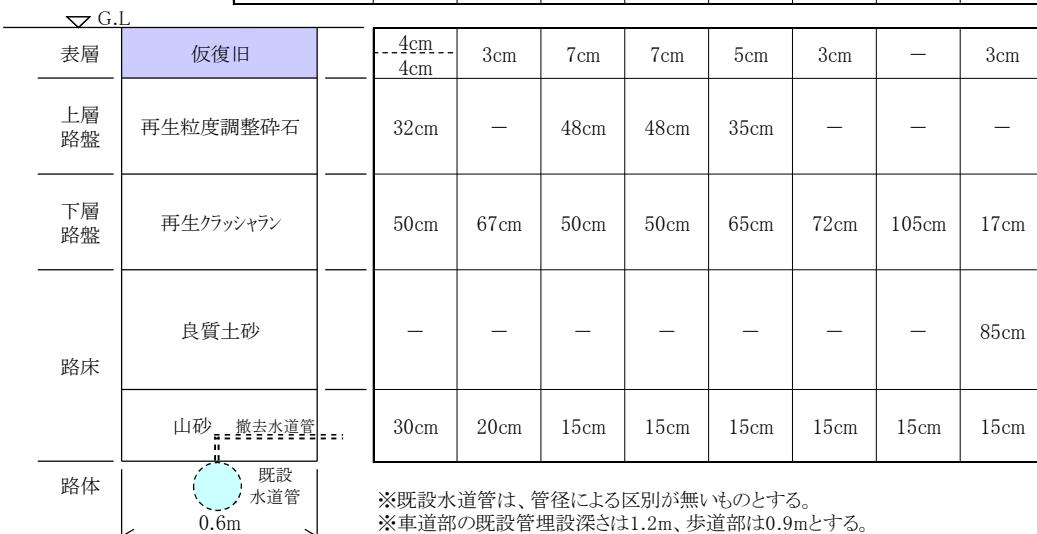
【3 私有道路の場合】

道 路 種 別	私有道路	
	私道1(2)号	砂利道
在 来 補 装 厚	5(7)cm	—
埋 戻 し 工 種	—	D種
管 土 被 り	60cm	60cm



【4 既設管撤去の場合（連絡箇所）】

道 路 種 別	国 道 (車道)	国 道 (歩道)	幹 線 道 路	準幹線 道 路	一般 道 路	歩 道	砂 利 道	私 有 道 路
在 来 補 装 厚	25cm	4cm	25cm	17cm	9cm	5cm	—	5cm
埋 戻 し 工 種	全量入替	全量入替	全A種	全A種	全B種	全C種	全D種	—
既設管土被り	120cm	90cm	120cm	120cm	120cm	90cm	120cm	120cm



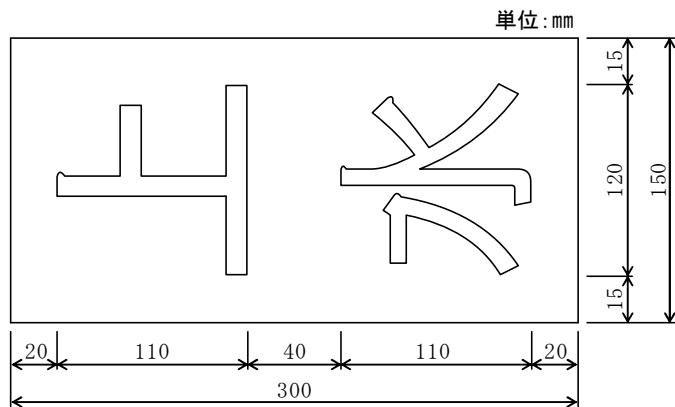
埋戻し厚と転圧に関する特別条件（京都市 建設局）

- 路床の埋戻し厚は 20cm を最大限度とし、タンパ又はランマにより沈下のないよう充分に転圧を行うこと。（山砂除く。）
- 下層路盤の埋戻し厚は 20cm を最大限度とし、タンパ又はランマにより沈下のないよう充分に転圧を行うこと。
- 上層路盤の埋戻し厚は 15cm を最大限度とし、タンパ又はランマにより沈下のないよう充分に転圧を行うこと。
- 表層は、タンパ又はランマにより沈下のないよう充分に転圧を行うこと。表層の余盛り施工は行わないこと。
- 上記の転圧機械としてコンパクタは使用しないこと。

2-10 仮復旧

- 1 埋戻し完了後、直ちに設計図書の指示による工種に従って、仮復旧を施工すること。
- 2 仮復旧工事に当たっては、工事に必要かつ十分な機械器具を準備し、京都市登録舗装業者、又は、アスファルト舗装に十分な技術・経験を有する技術者と熟練した作業員によって施工すること。
- 3 使用する材料は、日本道路協会の舗装施工便覧に規定された材料規格に適合するものでなければならない。
- 4 路盤は、仮復旧が所定の厚さに仕上がるよう、浮石その他の有害物を除去し、平坦にした後、適切な転圧機械により、最適な含水状態で十分締固めを行うこと。また、所定の支持力 ($K_{30} \geq 2.7 \text{N/mm}^2$ (28kgf/cm^2)) 及び密度が一様に得られるように施工すること。
- 5 舗装の切断面は、整正のうえ清掃し、上下水道、電気、電話、ガス等の鉄蓋や枠等と接触する部分についても、あらかじめ入念に清掃すること。
- 6 タックコート、プライムコートの散布に当たっては、散布温度に注意すること。また、縁石等の構造物を汚さないように所定の量を均一に散布しなければならない。
- 7 アスファルト合材の敷き均し及び転圧は、下層表面が湿っていないときに行うものとし、タンパ又はランマにより、十分締固めを行い、所定の支持力及び密度が一様に得られるように施工すること。
- 8 転圧時のアスファルト合材の温度は 110°C 以上とし、搬入に当たっては、気象条件によってシート類で混合物を覆うほか、数量、運搬距離等を考慮のうえ、適切な温度管理を行うこと。
- 9 掘削にて影響を及ぼした視覚障害者用コンクリート平板ブロックは、特別な指定がない限り、現場発生品を再利用し、敷モルタル工 (C-530) 及び目地モルタル工 (C-720) にて、正しく復旧すること。
- 10 在来舗装との取合部は、段差を生じないよう平滑に仕上げること。
- 11 上下水道、電気、電話、ガス等の鉄蓋や枠等を破損及び隠ぺいしてはならない。
- 12 交通開放時の舗装表面温度は、 50°C 以下とすること。
- 13 白線、黄線等の表示線については、速やかに、焼付け方式により原形に復旧すること。また、交通錨等についても、必ず所定の位置に復旧しておくこと。
道路占用工事において、車線の一部を規制して工事を行う際、従来の区画線は削り取り方式により適切に消去した後、新たな区画線を引きなおすこととし、従来の区画線を黒く塗りつぶした上に、新たな区画線を設けてはならない。
- 14 仮復旧完了後、工事の起終点、交差点及び20m間隔の箇所に、白色ラッカースプレーにて、仮復旧の施工表示を行うこと。表示文字の太さは、1.5cm とし、文字・文字枠の形状・寸法は、表示文字寸法、形状図によるものとする。

表示文字寸法、形状図



15 仮復旧路面については、受注者が適時現場を巡回し、沈下、その他不良箇所が生じた場合は、速やかに適切な措置を施さなければならない。

16 仮復旧の仕上り厚さに不足等が生じていると認められる区間については、やり直し等の措置を命ずる。

17 砂利道復旧工

ア 使用する材料は、再生クラッシャランを使用すること。

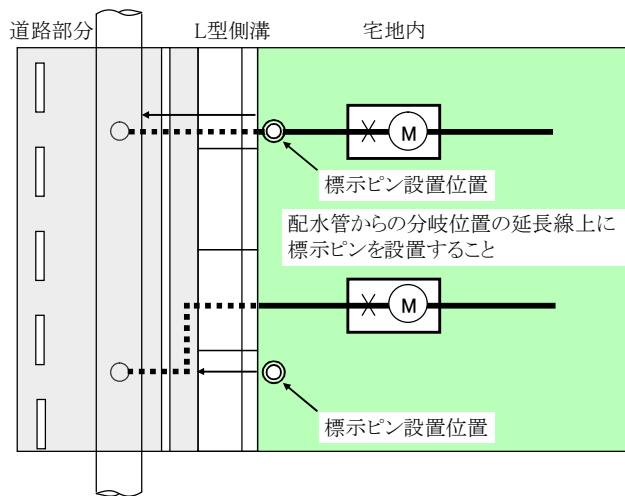
イ 目潰しは山砂等を使用し、敷均し量の 10%～20%に相当する量を一様に散布すること。

ウ 敷均し材料は十分転圧を行い、在来路面となじみよく仕上げること。

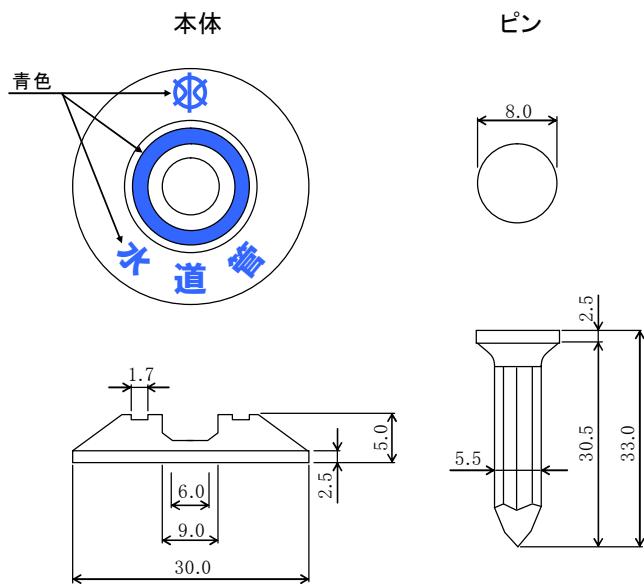
2-11 標示ピンによる給水装置の位置明示

給水装置の配水管からの分岐位置が道路上で確認でき、給水装置の損傷事故を未然に防止することを目的として、各工事に併せて標示ピンを打設又は貼付けを行うこと。施工の手順及び設置例については下図を参照すること。なお、標示ピンを撤去した場合は、現場周辺に放置することなく適切に処分すること。

標示ピンの設置例



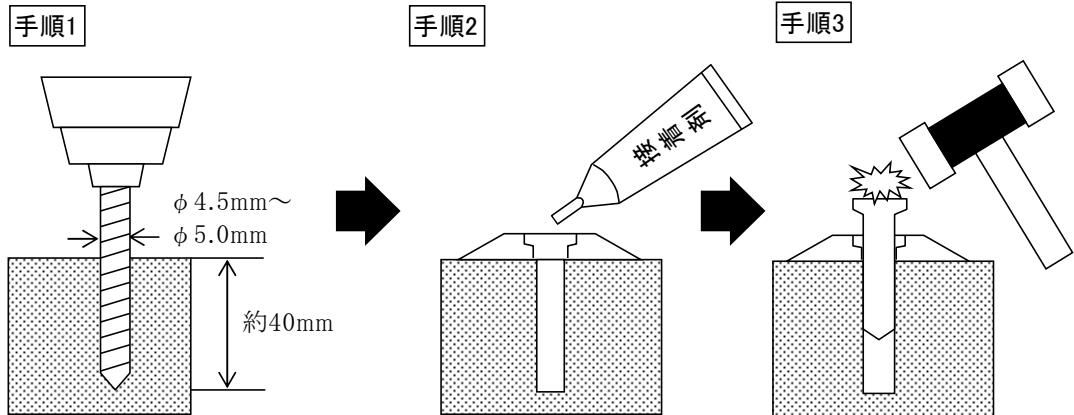
標示ピンの仕様 (単位 : mm)



材質	本体	アルミ合金 (AD5-1)
	ピン	特殊鋼線材 (S45C)
形式	京都市形	マーク付き
制作メーカー	ヨツギ(株)	

標示ピンの設置方法

ピンで打ち付ける場合

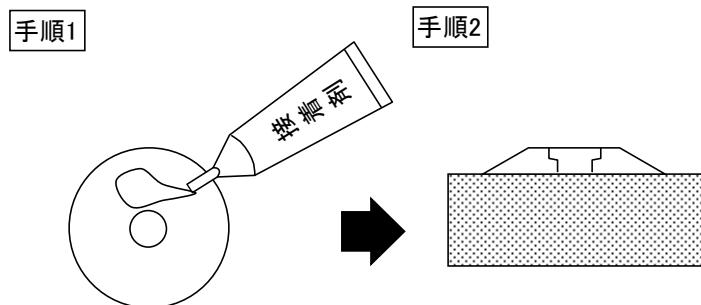


標示ピンの設置位置に合わせてドリルで下穴をあける。
ドリルの刃の径は $\phi 4.5\text{mm} \sim \phi 5.0\text{mm}$ で深さ約 40mm まであける。

下穴をあけた後、穴にたまっている粉塵を除去する。標示ピン本体を設置し、下穴に接着剤を注入すればさらに固定強度が増す。接着剤の入れ過ぎに注意する。

ピンを差し込み、ハンマーで打ち込むと設置完了

貼り付ける場合



標示ピン本体の裏面に接着剤をつける

標示ピン本体を設置位置に合わせる。5分から15分固定し、接着させる。

第3章 安全管理

受注者は適正な施工に当たり、公衆災害の防止のために必要な調査を実施、関係法令を遵守、安全性の確保を十分検討した工法を選定すること。また、事故を防止するための交通保安対策、現場の整理整頓等に努めなければならない。

3-1 事故防止の基本事項

1 工種に適した工法

工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工によって事故を起こすことがないようにすること。

2 地下埋設物の調査

工事の施工に当たっては、地下埋設物の有無を十分に調査するとともに、当該埋設物管理者に立会いを求め、その位置を確認し、埋設物に損傷を与えないようにすること。

3 埋設物に接近して掘削する場合

埋設物に接近して掘削する場合は、周囲地盤のゆるみ、沈下等に十分注意して施工し、当該埋設物管理者と協議のうえ、防護措置を講ずること。

掘削部分に各種埋設物が露出する場合には、防護措置を講じ、当該埋設物管理者と協議のうえ、表示を行うこと。

4 火気を伴う機械器具

工事中、火気に弱い埋設物又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近する場合は、溶接機、切断機等の火気を伴う機械器具を使用しないこと。ただし、やむを得ない場合は、当該埋設物管理者と協議し、保安上必要な措置を講じてから使用すること。

5 人材配置

工事中、工事内容に応じた人材配置をするとともに、工事用機械器具の留意点について十分周知し、誤操作のないようにすること。

6 運搬・積卸し

材料等は荷くずれのないよう、運搬・積卸しには衝撃を与えないよう丁寧に扱い、歩行者や車両の通行に危険のないようにすること。

7 工事用電力設備

- (1) 電力設備には、感電防止用漏電遮断器を設置し、感電事故防止を行うこと。
- (2) 高圧配線、変電設備には危険表示を行い、接触の危険のあるものには必ずさく、囲い又は覆いの感電防止措置を行うこと。
- (3) 事業用電気工作物については、保安の監督者として「電気主任技術者」を選任しなければならないこと、最大電力 500kW 未満の需要設備及び一般用電気工作物については電気工事の作業に従事する者として「電気工事士」の資格がなければならぬことが、「電気事業法」及び「電気工事士法」で定められている。
- (4) 水中ポンプその他の電気関係機材は、常に点検・補修を行い正常な状態で作動させること。

3-2 交通保安対策

受注者は、当該道路管理者及び所轄警察署長の許可条件並びに指示に基づき交通保安対策を実施し、通行者の事故を防止すること。

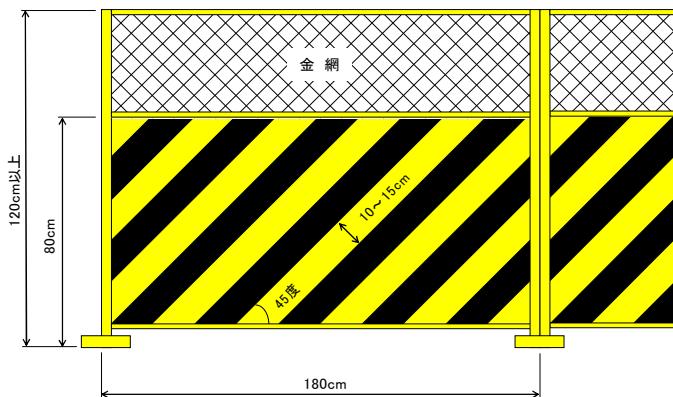
1 作業場の区分

- (1) 受注者は、工事施工に当たって、作業し、材料を積み下ろす等、工事のために使用する区域(以下「作業場」という。)を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。
- (2) 受注者は、一般市民が誤って作業場に立入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設の塀、さく等があり、その塀、さく等が境界を明らかにして、一般市民が誤って立入ることを防止する目的にかなうものである場合には、その塀、さく等をもって代えることができるものとする。また、移動さく、道路標識、表示板、保安灯、セイフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。
- (3) さく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、一般市民の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

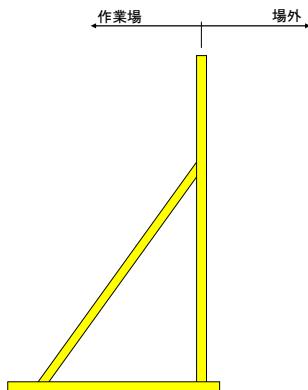
2 固定さく

固定さくの高さは1.2m以上とし、通行者(自動車等を含む。)視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分を金網等で張り、見通しをよくするものとする。

正面図



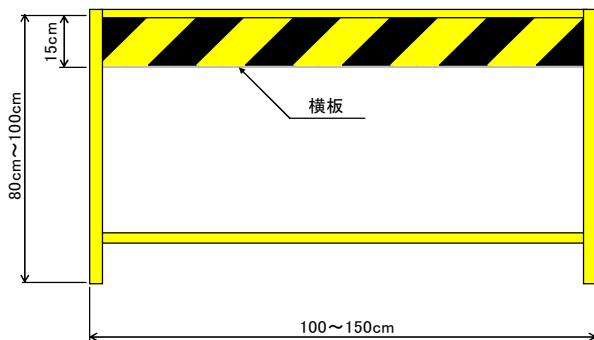
側面図



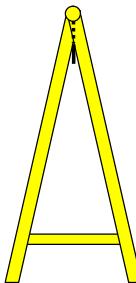
3 移動さく

移動さくは、高さ 0.8m 以上 1 以下、長さ 1m 以上 1.5m 以下で、支柱の上端に幅 15cm 程度の横板を取付けてあるものを標準とし、一般市民の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならぬ。また、移動さくの高さが 1m 以上となる場合は、金網等を張り付けるものとする。

正面図



側面図



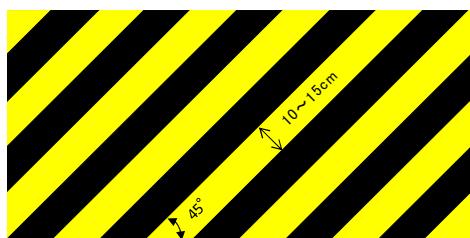
横板



4 さくの彩色

固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色(反射処理)するものとし、彩色する各縞の幅は 10cm 以上 15cm 以下、水平との角度は 45° を標準とする。ただし、袴及び横板の 3 分の 2 以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、受注者名、一般市民への注意事項等を記入することは差し支えない。

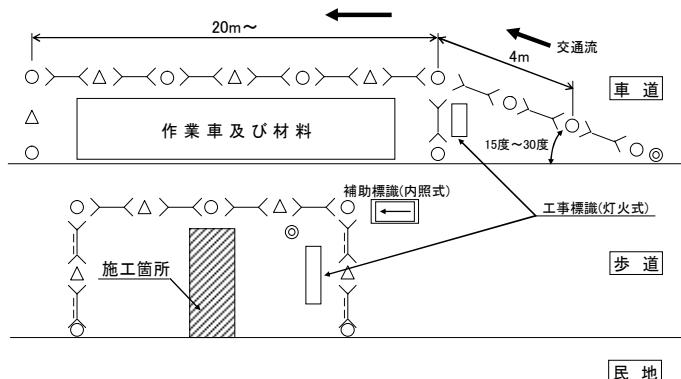
さくの彩色



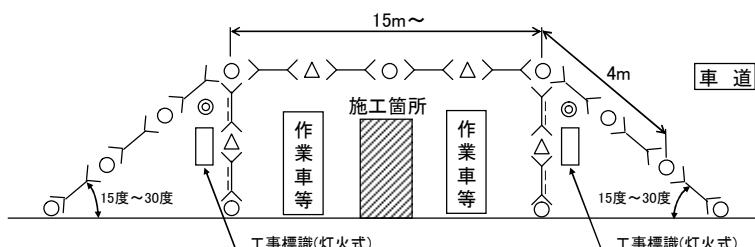
5 移動さくの設置及び撤去方法

- (1) 受注者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔を空けてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセイフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。
- (2) 受注者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔を空けてはならない。また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてりつけ区間を設け、かつ、間隔を空けないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、歩行者及び自動車が移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔を空けないようにし、又は移動さくの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
- (4) 受注者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないようを行わなければならない。

国道及びこれに準ずる場合



府道・市道・私有道路の場合



凡 例	
↖ ↘	移動さく
↖ = ↘	移動さく(反射式)
○	保安灯
△	セイフティコーン
◎	回転工事灯

※昼間工事の場合は、保安灯○をセイフティコーンに替える。

6 作業場への車両の出入り

受注者は、道路上に作業場を設ける場合は、原則として、交通流に対する背面から車両を出入りさせなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合においては、交通流に平行する部分から車両を出入りさせることができる。この場合においては、交通誘導警備員を配置し、できるだけ一般車両の通行を優先するとともに、公衆の通行に支障を与えないようにしなければならない。

7 作業場内の工事用車両の駐車

受注者は、道路上に設置した作業場内に、原則として、作業に使用しない車両を駐車させてはならない。また、作業に使用する作動中の車両にあっては、やむを得ない場合を除き、運転手を当該車両に常駐させなければならない。

8 道路標識等

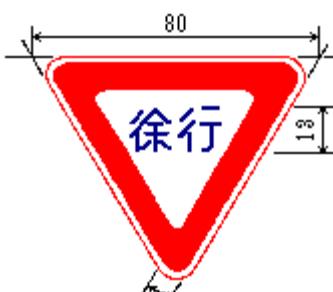
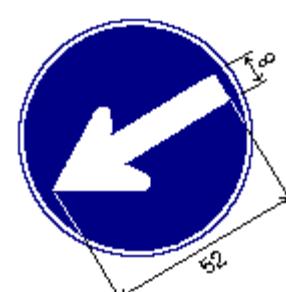
- (1) 受注者は、道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて工事を施工する場合には、工事による一般の交通への危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討のうえ、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成 26 年 5 月 26 日改正 内閣府・国土交通省令第 1 号)」及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日)」による道路標識、標示板等で必要なものを設置しなければならない。
- (2) 受注者は、工事用の諸施設を設置するに当たって必要がある場合は、周囲の地盤面から高さ 0.8m 以上、2m 以下の部分については、通行者の視界を妨げることのないよう必要な措置を講じなければならない。

道路標識の詳細は以下のホームページを参照

国土交通省 道路局 道路技術基準・道路標識

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/index.htm>

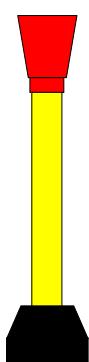
道路標識の例

標識の種類	標識 (単位:cm)	標識の意味
案内標識	 (30×45)	まわり道
警戒標識	 (45×45)	道路工事中
規制標識	 80	徐行
	 52	指定方向外通行禁止
指示標識	 (90×60)	規制予告

9 保安灯及び内部照明式工事標示板

- (1) 夜間に道路上又は道路に接して工事を施工する場合は、工事区間に設置したさく等に沿って、高さ 1m 程度のもので夜間 150m 前方から視認できる光度を有する保安灯を設置しなければならない。この場合、設置間隔は、交通流に対面する部分では 2m 程度、その他の道路に面する部分では 4m 以下とし、囲いの角の部分について特に留意して設置しなければならない。
- (2) 夜間交通量の多い工事現場においては、内部照明式の工事標示板を設置すること。更に、夜間 200m 程度の距離から確認できる赤色又は黄色の注意灯を設置するとともに、標示板の前面には 100W 以上の白色照明灯を設置すること。

保安灯(参考)



内部照明式工事標示板(参考)



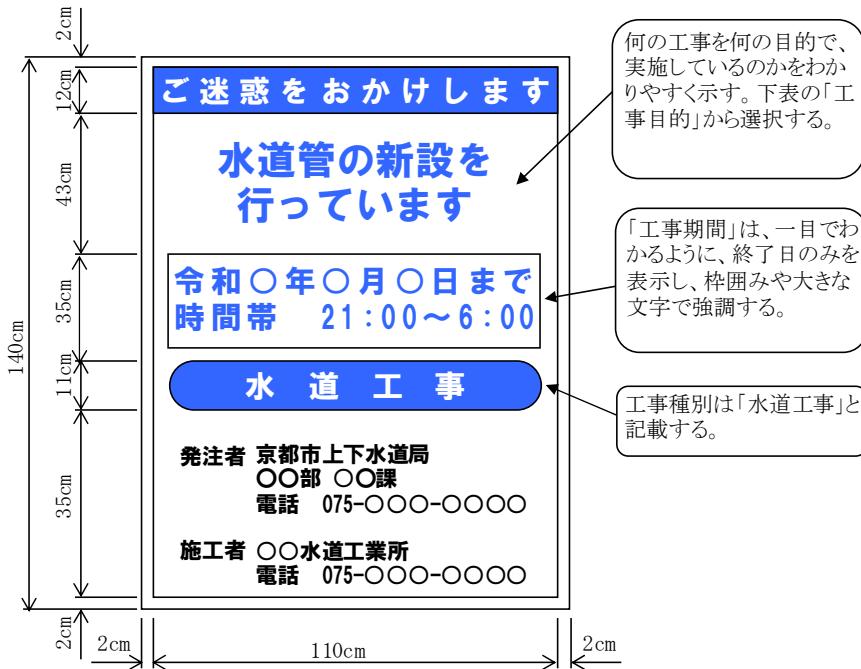
10 工事標示板

受注者は、工事を施工する場合、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置しなければならない。

なお、標示内容等については次のとおりとする。

- (1) 工事内容
工事の内容、目的等を標示するものとする。
- (2) 工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。
- (3) 工事種別
工事種別(新設工事等)を標示するものとする。
- (4) 施工主体
工事発注元である京都市上下水道局の所轄の連絡先を標示する。
- (5) 施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

工事標示板記載例



主な工種	工事目的(標示例)
供給関連工事(配連)	水道管の新設を行っています 水道管の取替を行っています 水道管の撤去を行っています
新設(増設・取替・撤去)工事	水道管の修理を行っています
修繕・補修工事	水道管の移設を行っています
緊急工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
点検・補修工事	水道管の点検・修理を行っています
路面復旧工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています

注1：色彩は、「ご迷惑をおかけします。」等の挨拶文、工事種別の「水道工事」は青地に白抜き文字とし、「水道管の新設を行っています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

2：縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

11 工事予告看板

受注者は、工事を予告する道路標識、標示板等を、工事箇所の前方50mから500mの間の路側帯又は中央帯のうち視認しやすい箇所に設置すること。

12 作業場付近における交通の誘導

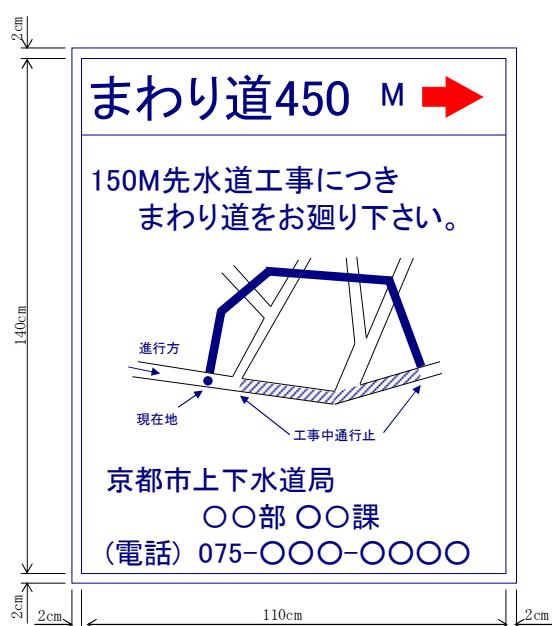
受注者は、道路上において工事を施工する場合には、道路管理者及び所轄警察署長の指示を受け、作業出入口等に必要に応じて交通誘導警備員を配置し、道路標識、保安灯、セイフティコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないよう努めなければならない。

なお、交通量の少ない道路にあっては、簡易な自動信号機によって交通の誘導を行ふことができる。また、近接して他の工事が行われる場合には、施工者間で交通の誘導について十分な調整を行い、交通の安全の確保を図らなければならない。

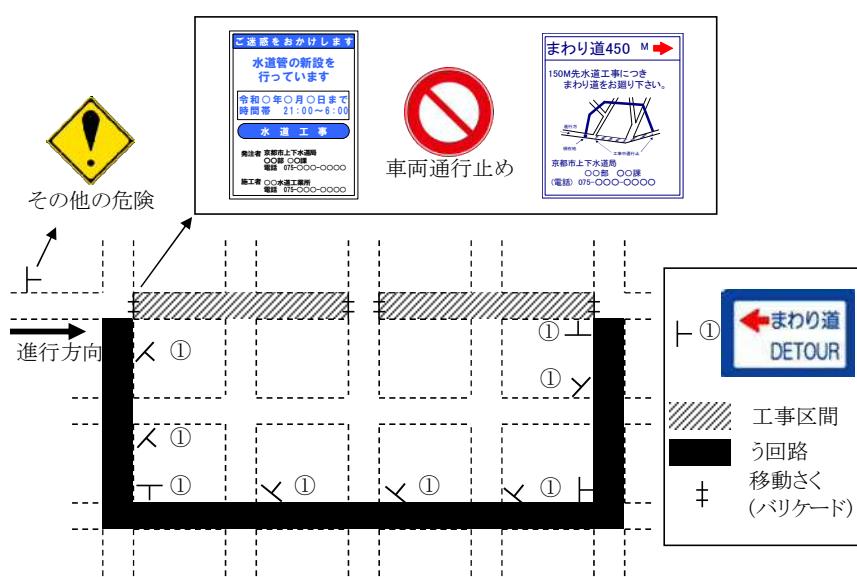
13 まわり道

受注者は、工事のために一般の交通をう回させる必要がある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示するところに従い、まわり道の入口及び要所に運転者又は通行者に見やすい案内用標示板等を設置し、運転者又は通行者が容易にまわり道を通過し得るようにしなければならない。

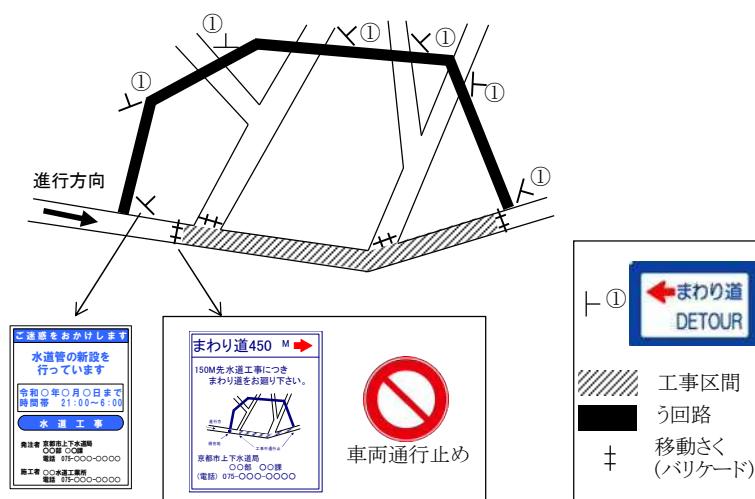
案内標示板記載例



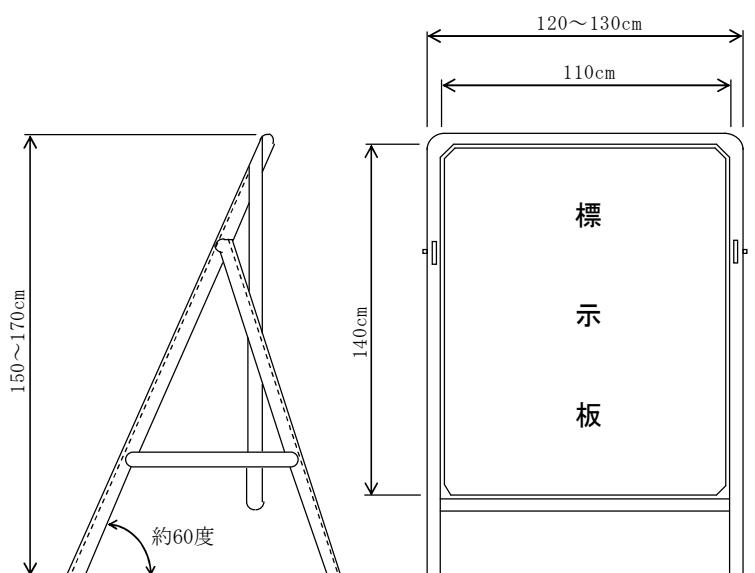
工事中う回路の標示例(市街部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)



工事中う回路の標示例(地方部の場合、進行方向に対する標識の設置例を示す)



設置方法の一例



14 車両通行のための路面維持

- (1) 受注者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋め戻した後、原則として仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じる。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差を生じた場合は、5%以内の勾配ですりつけるものとし、施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

(2) 受注者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下推進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する措置を講じなければならない。

15 車道幅員

受注者は、工事のために一般の交通の用に供する部分の通行を制限する必要のある場合においては、道路管理者及び所轄警察署長の指示に従うものとし、特に指示のない場合は、次の各号に掲げるところを標準とする。

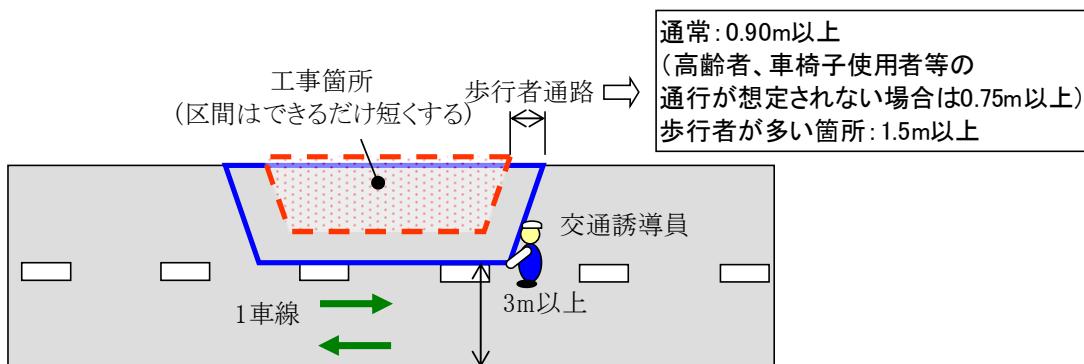
- (1) 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 3m 以上とし、2 車線となる場合にあっては、その車道幅員は 5.5m 以上とする。
- (2) 制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合で、それを往復の交互交通の用に供する場合においては、その制限区間はできるだけ短くし、その前後で交通が渋滞することのないように措置するとともに、必要に応じて交通誘導警備員等を配置すること。

16 歩行者対策

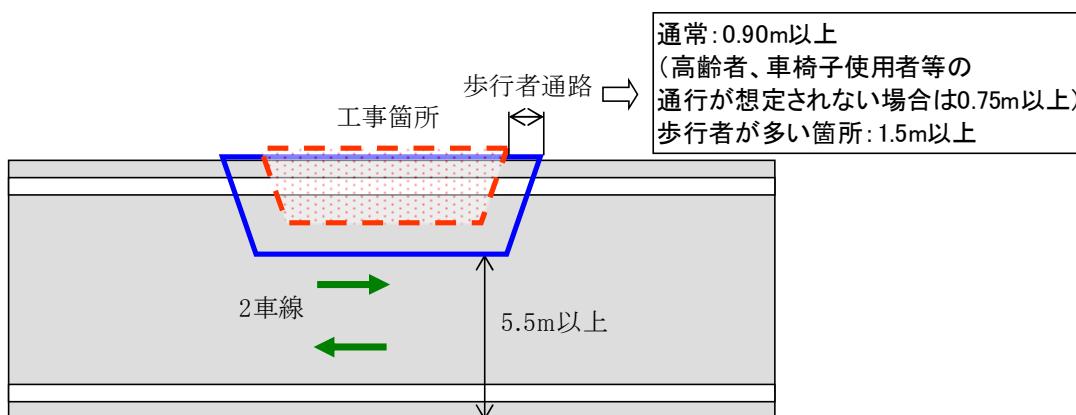
受注者は、歩行者が安全に通行し得るために歩行者用として別に幅 0.90m 以上（高齢者や車椅子使用者等の通行が想定されない場合は幅 0.75m 以上）、特に歩行者の多い箇所においては幅 1.5m 以上の通路を確保しなければならない。

この場合、車両の交通の用に供する部分との境にはさくを設置し、歩行者用通路を明確に区分するとともに、歩行に危険のないよう路面の凹凸をなくし、必要に応じて階段等を設けておかなければならぬ。

制限した後の道路の車線が 1 車線となる場合



制限した後の道路の車線が 2 車線となる場合



17 通路の排水

受注者は、工事の施工に当たり、一般の交通の用に供する部分について、雨天等の場合でも通行に支障のないよう、排水を良好にしておかなければならない。

18 高い構造物等及び危険箇所の照明

- (1) 受注者は、道路上に又は道路に近接して杭打機その他の高さの高い工事用機械類若しくは構造物を設置しておく場合又は工事のため一般の交通にとって危険が予想される箇所がある場合においては、それらの白色照明灯で照明し、それらの所在が容易に確認できるようにしなければならない。
- (2) (1)の場合において、照明装置は、その反射光が通行者の目を眩惑しないようにしなければならない。

19 施設の維持等

受注者は、本章の規定に基づいて必要な施設を設置したときは、それらの施設が十分に機能を発揮するよう維持するとともに、標示板等が、道路標識の効果を妨げることのないよう注意しなければならない。

20 交通誘導警備員 A、B の配置について

受注者は、京都府公安委員会が必要と認めた路線で交通誘導警備員を配置する場合、警備員等の検定等に関する規則(平成 17 年 11 月 18 日国家公安委員会規則第 20 号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)「交通誘導警備員 A」を規制箇所ごとに 1 名以上配置することとする。ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1 級又は 2 級)以外「交通誘導警備員 B」の配置を認められた場合は、この限りではない。

京都府公安委員会の必要と認めた路線

国道 1 号線	国道 9 号線	国道 24 号線	国道 27 号線	国道 162 号線
国道 163 号線	国道 171 号線	国道 175 号線	国道 176 号線	国道 178 号線
国道 307 号線	府道 22 号線	府道 28 号線	府道 113 号線	

交通誘導警備員 A、B の定義

交通誘導警備員 A	警備業者の警備員(警備業法第 2 条第 4 項に規定する警備員をいう。)で、交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 4 号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員
交通誘導警備員 B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

第4章 工事記録写真

4-1 目的

工事記録写真は、設計図書や特記仕様書等に基づき、工事が適正に施工されたことを立証する資料として、また、工事の監督及び検査の適正化を図るためのものである。このため、工事記録写真は、施工前及び施工後並びに工事の各段階（施工状況、安全管理状況及び出来形管理状況等）ごとに、各施工の完了後において明視できなくなる箇所はいうまでもなく、明視できる箇所を含めて、撮影漏れのないよう慎重・正確に撮影しておかなければならない。

4-2 写真撮影の留意事項

写真の撮影は時期、地点、工種等を明確にするとともに、下記の事項に留意すること。

1 撮影用具

撮影用具は次のいずれかによるものとする。

- (1) 35mmフィルム等を使用するカメラ
- (2) デジタルカメラ

フィルムを用いずデジタル画像をメモリー媒体に記録するもので、下記の性能を満たすものを使用すること。

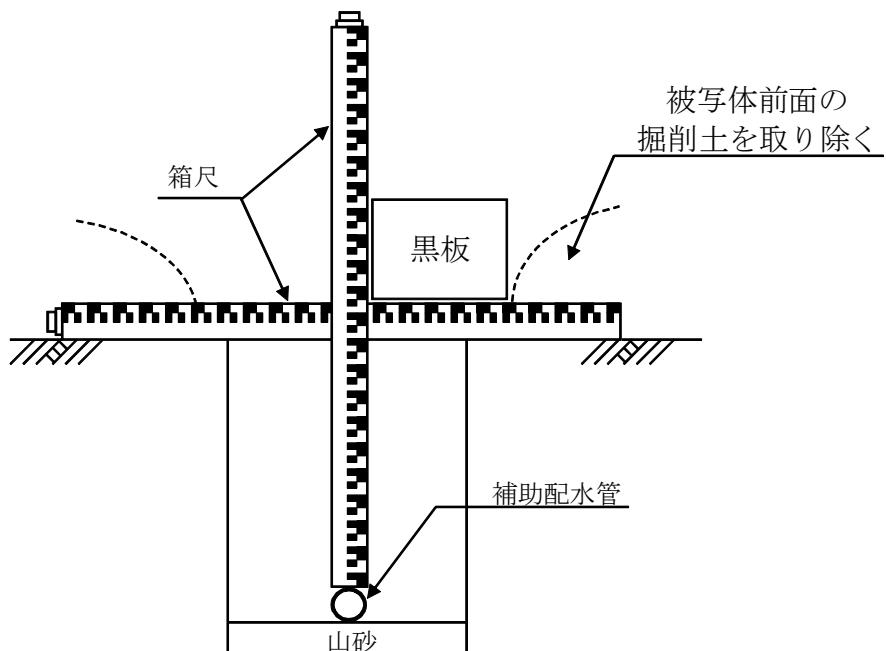
使用可能なデジタルカメラの性能

撮影素子の総画素数	100万画素以上
画像ファイル形式	JPEG

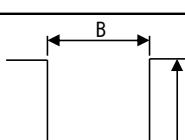
2 写真撮影の方法

- (1) 工事完成後確認することが困難な構造物の内容については、特に綿密な写真を撮影し、工事が適正に施工されたことを証明する資料となるよう、次の内容について撮影すること。
 - ア 予定路線で外景を入れた状況（施工前、施工後）
 - イ 仮設工、保安設備、掘削工、土留防護工
 - ウ 管布設状況
 - エ 埋戻工、仮復旧工の状況
 - オ その他監督員の指示するもの
- (2) 工事記録写真は、対象物の寸法を明示するため、箱尺、ポール等を添えるとともに、完成後現場が確認できるような特定の地上物件又は外景を入れ、位置の明示を考慮して撮影すること。
- (3) 写真撮影に際しては、工事名、工事場所、工種、撮影年月日、位置、寸法、受注者名等を明記した黒板を同時に撮影すること。

寸法の明示例



黑板記載例

		60cm
工事名		補助配水管整備工事
工事場所		京都市南区東九条東山王町
契約番号		第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
工種		掘削工出来形
撮影年月日		令和〇〇年〇〇月〇〇日
位置		測点 No.1
形状・寸法		 <p>B=0.6m (0.63m) h=0.7m (0.72m)</p> <p>()は実測値</p>
受注者		〇〇水道株式会社

※形状・寸法欄には、設計値と実測値の両方の寸法を比較して記載すること。

- (4) 写真の撮影枚数は、各測点及び撮影箇所ごとに 1 枚を原則とする。ただし、1 枚の写真で不十分な場合は、つなぎ写真としてすべて同一地点で撮影すること。

(5) 設計変更の対象と考えられる場合は、設計変更の説明資料となるよう撮影しておくこと。

- (6) 施工前、施工後の写真は、それぞれ同一地点・同一方向から撮影すること。
- (7) 道路舗装、その他管理者の異なる構造物の場合は、適宜、管理者立会いのうえ詳細に撮影しておくこと。
- (8) 塀、家屋等に接近して深い掘削を行う場合、近接家屋等に影響があると推定される場合は、ひび割れ、傾き等の状況を詳細に撮影しておくこと。
- (9) 安全管理の写真は、各種標識類及び各種保安施設の設置状況、安全訓練等の実施状況及び交通誘導警備員の交通整理状況が確認できるように撮影すること。
- (10) 使用材料の写真は、工事に使用される材料のうち、使用後において寸法、形状、数量等が確認できなくなるものについては、必ず、使用前に撮影を行い、後日確認できるようにしておくこと。
- (11) 品質管理の写真は、使用した機器及びその測定値が判読できるようにすること。
- (12) 出来形管理の写真は、構造物の寸法を確認できる測定尺（箱尺及びリボンテープ等）を必ず使用し、被写体の形状、寸法が判読できるようにすること。
- (13) 天災又は不可抗力によって被災を受けた場合は、その災害規模及び被災状況等を、被災中及び被災後について撮影しておくこと。また、その他の事故が発生した場合は、事故規模及び損害状況等を発生中及び発生後について、それぞれ、後日その判定が出来るように撮影しておくこと。
- (14) 環境対策、イメージアップに関しては、看板及び現場周辺の美装化に努めた場合は、その状況を撮影しておくこと。
- (15) 写真の撮影及び保管に当たっては、盗難、紛失、汚損、撮影技術の不良等がないよう十分に注意すること。

4-3 工種別の撮影項目

1 工種別撮影範囲

(1) 補助配水管工事

工事の種別	撮影範囲
ア 延長が 40m 未満の工事	起点、終点、中間点の 3 点について 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。
イ 延長が 40m 以上の工事	起点、終点のほか、40m ごとに 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。
ウ 連絡替工事 を含む場合	20 箇所未満の工事 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。
	20 箇所以上の工事 20 箇所ごとに 1 箇所 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。

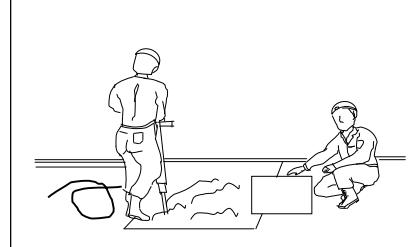
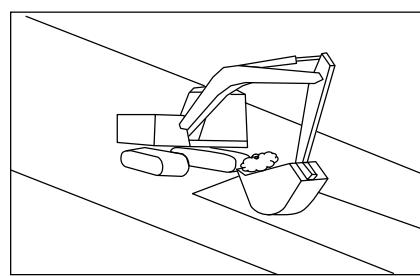
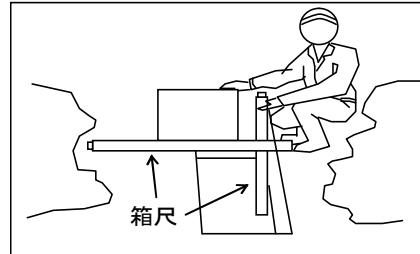
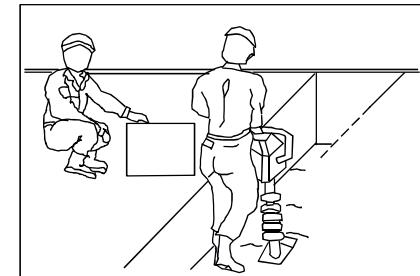
(2) 給水装置工事

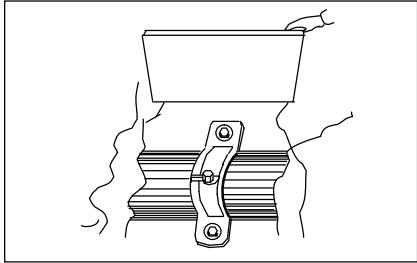
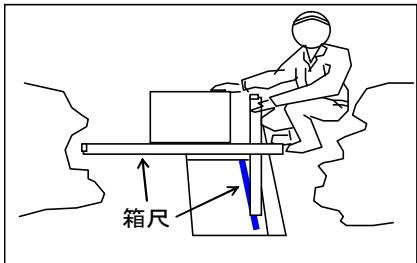
工事の種別	撮影範囲
ア 連絡替工事	20 箇所未満の工事 2 箇所を 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。
	20 箇所以上の工事 20 箇所ごとに 1 箇所 「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。
イ 一般給水装置工事	「工種別撮影項目」で示す工種を撮影する。

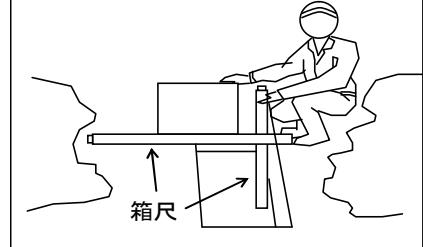
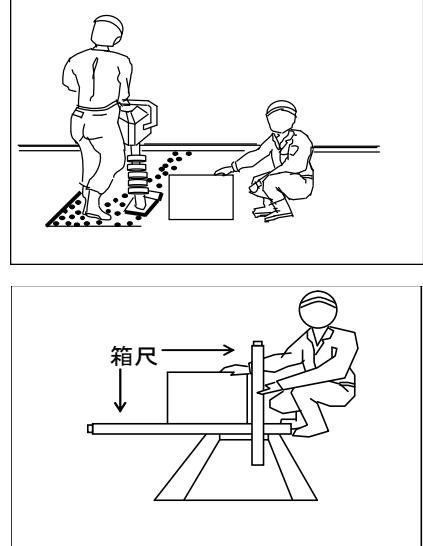
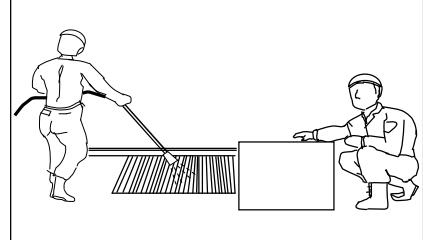
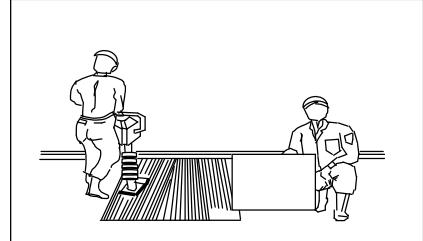
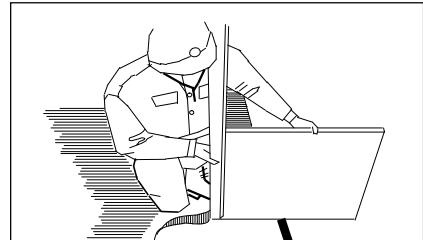
注：上記に示す箇所のほか、監督員が必要に応じ別途指示する箇所についても撮影すること。

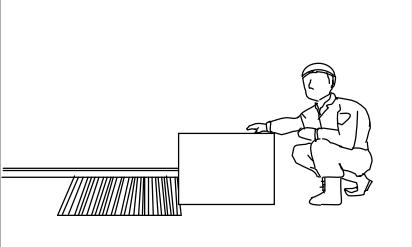
2 工種別撮影項目

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図 例
事前調査	<p>①壟、家屋のきれつ、傾き等の壊れ具合を、スケールの他、下げ振り等を用いて詳細に撮影する。</p> <p>②舗装、側溝、その他付属物のきれつ、縫目のひらき等をスケールを用いて詳細に撮影する。</p> <p>●当事者又は管理責任者の立会いを求めて撮影する。</p>	
施工前及び施工後	<p>①工事場所の全景 ②各撮影地点の全景</p> <p>●工事場所は背景を入れて撮影する。 ●同一場所から同一方向に撮影する。</p>	
配管材料	<p>管材料の確認状況</p> <p>●検査品・規格品・メーカーマーク等を明示する。 ●長さなどの寸法を明示する。</p>	
標示施設(標識、保安)	標識、保安、照明等の設置及び交通誘導警備員の状況	
土留工	出来形確認写真 ●スケールで寸法を明示する。	
水替工	<p>①水替工の近景写真 ②掘削溝の排水状況を示す写真</p>	
舗装版切断工	<p>切断作業中及び切断後の状況 ●線状/メッシュごとに撮影する。 ●舗装種別ごとに撮影する。</p>	

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図例
舗装版破碎工	舗装の破碎、掘削積込み状況 ●機械/人力別に撮影する。	
掘削工	①掘削積込み状況 ●機械/人力別に撮影する。	
	②掘削幅及び深さの状況 ●スケールで寸法を明示する。	
床付け転圧工	床付け転圧作業中の状況写真 ●使用機器を含む。	
管布設工	分水工	①当該工事の掘削溝内に既設分水栓及び不断水連絡管がある場合は、分水距離をスケールを用いて明示する。
		②不断水連絡管を用いて分岐する場合は、穿孔作業前に水圧テスト状況を撮影する。 (鉄管、配水用ポリエチレン管とも)

撮影工種		撮影箇所及び注意事項	図 例
管 布 設 工	分水工	③分水栓及び不断水連絡管のせん孔 状況及び完了後の写真	
	配管工	①布設した管の埋設状況 ●管の天端に箱尺を立て、管の埋設 深さを撮影する。 ②分岐箇所、異径管部分及び管末の 配管出来形状況 ③水路の伏越し及び橋梁添架部分の 配管出来形状況 ④管の切断及び接合状況 ⑤回転式継手の使用状況(ポリエチレン二層管) ●クローズアップ写真を撮影する。 ⑥弁・栓類のきょう築造状況 ●ブロック・鉄蓋とも ⑦水道配水用ポリエチレン管の施工 (継手)状況 ●スクレーブ状況 ●融着面の清掃状況 ●接続・固定状況 ●通電インジケータの状況 ●冷却時間の確保(時計の撮影)	
	ポリエチレンスリーブ 被覆工	被覆状況(ラップ箇所、固定箇所含む) ●ダクタイル鋳鉄管に被覆する。	
	ポリエチレンシート 被覆工	被覆状況(固定箇所含む) ●分水栓に被覆する。	
	浸透防止スリーブ 被覆工	被覆状況(ラップ箇所、固定箇所含む) ●配水用ポリエチレン管及びポリエチレン二層管に被覆する。	
	管明示工	明示テープ貼付状況 ●φ 75mm の配水用ポリエチレン管及 びダクタイル鋳鉄管の補助配水管に 貼る。 ●配水用ポリエチレン管には、浸透防 止スリーブの上から貼る。	
	埋設標示シート工	埋設標示シート設置状況 ●補助配水管埋設部分に設置する。	
	管防護工	①コンクリート防護出来形確認写真 ●スケールで寸法を明示する。 ②木杭防護は出来形確認写真 ③掘削内に露出した埋設物とその防護 状況の写真	

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図 例
埋戻し工	<p>埋戻し各層ごとの写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スケールで寸法を明示する。 ●布設した管の上に仕様書等で定められた厚さで砂を敷均し、水締め状況を撮影する。 ●各種の埋戻しを行う場合は、それぞれの材料ごとに撮影する。 	
転圧工	<p>転圧作業中の状況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中間転圧、使用機械を含む ●各層まき出し厚さ 15~20 cmごとに転圧中及び転圧完了の状況を、スケールを用いて明示し撮影する。 ●起点・終点及び 20m 間隔ごとに撮影する。 ●使用機器を含む。 	
仮復旧工	<p>①プライムコートの散布状況写真</p>	
	<p>②転圧中の状況写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ●復旧厚さの確認のため、復旧部分を一部残して撮影する。 	
	<p>③復旧厚さの確認写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規定の復旧厚さ(箱尺で寸法を明示)に施工された状況を撮影する。 ●復旧厚さが確認される位置まで近接して撮影する。 	

撮影工種	撮影箇所及び注意事項	図 例
仮復旧工	<p>④施工後の状況写真 ●撮影は必ず復旧直後に行うこと。</p>	
砂利道復旧工	施工後の状況写真	
産業廃棄物	<p>積込み状況 ●ダンプトラックの産廃収集運搬車表示も撮影する。</p>	

4-4 写真帳の作成及び提出

1 成果品

- (1) 成果品は下表のとおりとする。
- (2) 写真は1工事ごとに作成し、所定の写真帳を使用すること。
- (3) 受注者は、監督員の提出指示があった場合は、写真を直ちに提出できるよう、常時整理しておくこと。

なお、盜難又は撮影技術の不良等による貼付不足が生じないよう、特に注意すること。

成果品一覧

35mmフィルム等のカメラを使用した場合

成果品	部数	備考
写真帳	1 部	
ネガ	1 部	写真帳に添付する。
密着写真(棒焼)	1 部	写真帳に添付する。

デジタルカメラを使用した場合

成果品	部数	備考
写真帳	1 部	
CD-R	1 部	ウイルス対策を明記して、写真帳に添付する。

2 写真帳

(1) 表紙及び背表紙

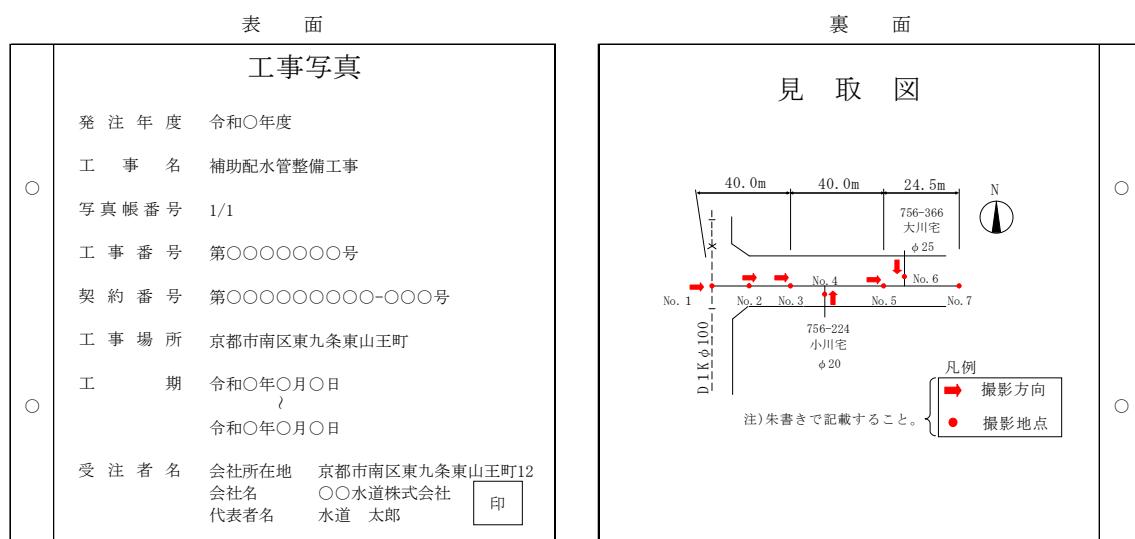
ア 受注者は、写真帳の表紙及び背表紙には以下の項目を記載すること。

写真帳の表紙及び背表紙の記載事項

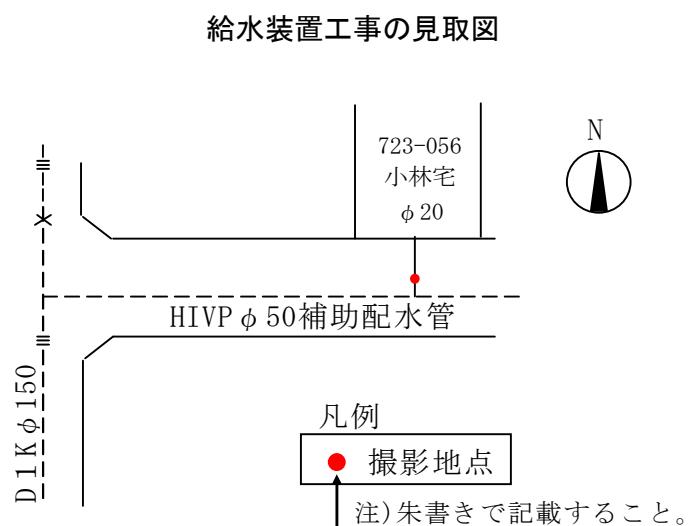
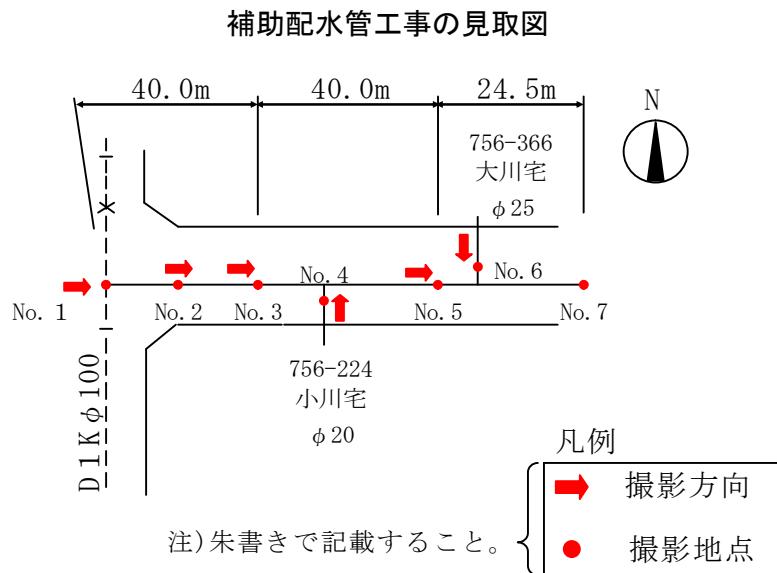
記載事項	記載箇所
発注年度	表紙及び背表紙
工事名	表紙及び背表紙
写真帳番号	表紙及び背表紙
工事番号	表紙及び背表紙
契約番号	表紙及び背表紙
工事場所	表紙及び背表紙
工期	表紙のみ
受注者名及び社印	表紙のみ

イ 写真帳の表紙は下図に示す例により、決定通知書等に基づいて記載すること。

写真帳表紙の記載例



ウ 写真帳表紙の裏面には見取図を貼付けること。撮影地点、撮影方向等については、下図の例により記載する。



(2) 写真の現像及びサイズ

写真の現像は、カラーを基本とし、大きさは、10.5 cm×7.5 cm (サービス判) を標準とし、写真帳にとりまとめ提出すること。

デジタルカメラを使用した場合は、写真の現像による提出又はカラープリンター (300dpi 以上の機能を有するプリンターを用い、インク・用紙は、通常の使用条件のもとで 3 年間以上顕著な劣化が生じないものとする。) により A4 版の帳票で提出するものとする。

(3) 写真の順序

施工前と施工後の写真は比較対照できるように、左側に施工前、右側に施工後となるように貼付けること。その後は、施工状況の写真を左側より工事の進ちょく順に順序よく貼付けること。

(4) 写真の説明

個々の写真の説明は、黒板への記載を基本とするが、撮影不良で確認できないものや、別途説明が必要なものについては、当該写真ごとに説明を添えること。

(5) ネガ及びCD-R

封筒等を用いてポケットを設け、写真の原板（ネガ又はCD-R）を収容し、抜け落ちないようにしておくこと。

ア 35mmフィルム等を使用するカメラの場合

ネガと密着写真（棒焼）が比較できるように、対照番号を付して、写真帳の最後冊の最終ページに添付すること。

イ デジタルカメラを使用した場合

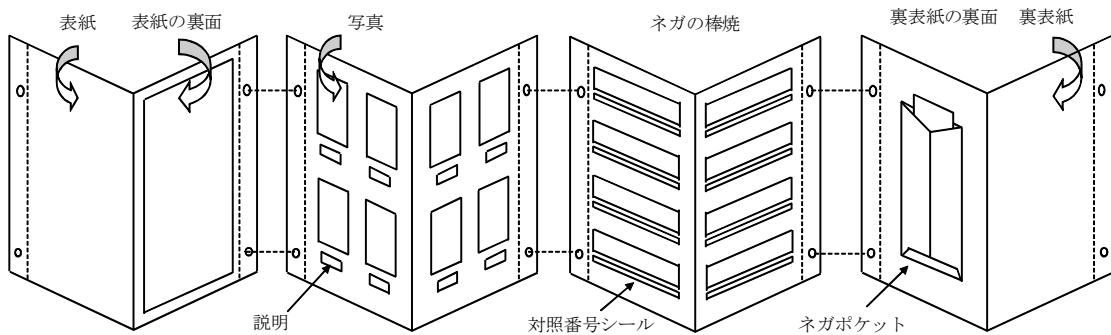
以下の仕様のCD-Rを作成し、写真帳の最後冊の最終ページに添付すること。

CD-R の仕様

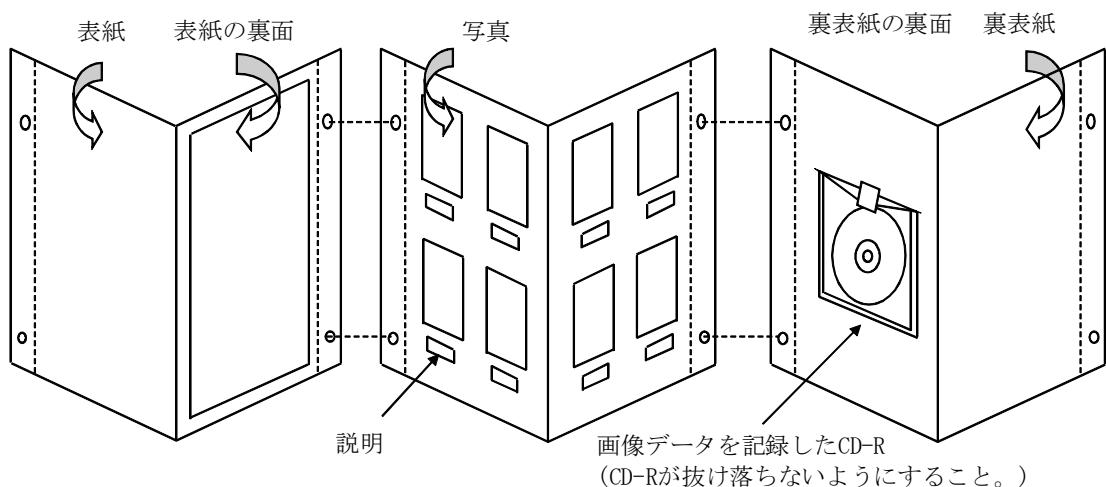
媒体	12cm CD-R
フォーマット	ISO 9660 LEVEL1 監督員の指示によるOSに対応したもの
画像ファイル形式	JPEG
圧縮率	4分の1～8分の1程度
媒体表面の記載事項 (記載は直接印字又は油性ペンを使 用し、ラベル等を貼付けないこと。)	1 工事番号 2 発注年度 3 工事名称 4 工事場所 5 完成年月日 6 発注者：京都市上下水道局 7 受注者名 8 ウイルスチェックに関する情報 9 フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

写真帳の作成例

35 mmフィルム使用の場合



デジタルカメラ使用の場合



CD-R 表面の記載事項



- ① 工事番号
 - ② 発注年度
 - ③ 工事名称
 - ④ 工事場所
 - ⑤ 契約工期
 - ⑥ 発注者：京都市上下水道局
 - ⑦ 受注者名
 - ⑧ ウイルスチェックに関する情報
 - ⑨ フォーマット：ISO 9660 LEVEL1

※CD-R表面への記載は直接印字又は油性ペンを使用すること。(ラベル等の貼付け禁止)

第5章 提出書類

5-1 提出書類の作成

- 1 提出書類は、仕様書で規定されているもの及び監督員の指示するものを除いて下表に示すものを標準とする。

標準とする提出書類

用紙サイズ	A4 (297mm×210mm)
用紙の向き	縦
用紙の色	白色

- 2 提出書類は、手書き又は印刷により指定の様式で作成し、特に指定のあるものを除き、着工必要書類は契約締結後、また、完成必要書類は工事完成時にそれぞれ必要部数を速やかに提出すること。

なお、指定外の様式のものは無効とする。

- 3 提出書類を手書きする場合は、黒色油性ボールペンを使用すること。

- 4 提出書類は以下の方法で整理して提出すること。

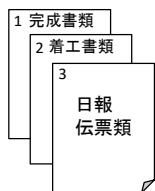
(1)着工／完成書類、日報、伝票類 ----- ファイル、ひも綴じのいずれか。

(2)着工／完成書類のうち指定する書類 ----- 封筒などに入れる。

(3)写真 ----- 写真帳

※指定する書類とは、必要書類一覧表の項目番号を○で囲んだもの。

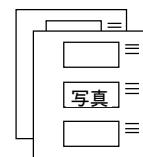
(1)



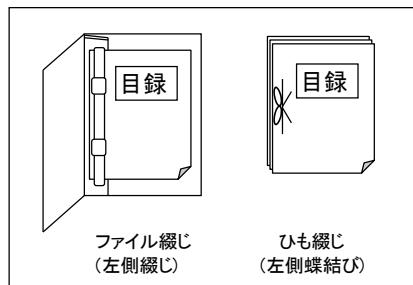
(2)



(3)



以下のいずれかの方法で番号順に整理すること



- 5 受注者が提出する書類の部数は必要書類一覧表によること。

なお、副については写しの提出でもよい。

5-2 着工必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ツ ク	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
	1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正	1部	着工1'	
				コピー	1部		
	3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	6	配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
		不斷水せん孔検定合格証等	受注者	コピー	2部	-	不断水せん孔技能者名簿登録者は、名簿で確認
		実務経験証明書					
	不斷水せん孔	講習会(小口径管)修了証書					
		不断水講習修了証					
		穿孔現場実習修了確認書					
	7	緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
	8	工程表	受注者	正	2部	着工8	
	9	下請負契約等の通知書	受注者	正	2部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	10	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	-	
	11	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
	12	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正	1部	着工16	
				コピー	1部		
	13	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
	14	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
	15	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	-	
	16	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
	17	産業廃棄物処理計画書	受注者	正	2部	着工20	
	18	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	-	建設副産物の処分
	19	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	-	建設副産物の処分

着工必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円を超える場合)

チ エ ツ ク	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
	1	現場代理人等技術者通知書	受注者	正	2部	着工1	
	2	現場代理人の兼任に係る誓約書	受注者	正	1部	着工1'	
				コピー	1部		
	3	現場代理人経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付
	4	主任技術者経歴書	受注者	正	2部	着工2	雇用関係確認書類添付 建設業法に基づく
	5	給水装置工事主任技術者免状	受注者	コピー	2部	着工3	水道法に基づく
	6	配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書	受注者	コピー	2部	着工4	旧資格保持者は名簿で確認
		配管技能者認定証又は配管技能者証	受注者	コピー	2部	着工5	旧資格保持者は名簿で確認
		POLITEC講習会受講証	受注者	コピー	2部	着工6	
		不 断 水 せ ん 孔 分岐穿孔検定合格証等	受注者	コピー	2部	-	不斷水せん孔技能者 名簿登録者は、名簿 で確認
		実務経験証明書					
	7	講習会(小口径管)修了証書					
		不断水講習修了証					
		穿孔現場実習修了確認書					
		緊急連絡表	受注者	正	2部	着工7	
		工程表	受注者	正	2部	着工8	
	8	下請負契約等の通知書	受注者	正	3部	着工9	市外業者選定理由書1部添付
	9	施工体制台帳	受注者	コピー	2部	-	
	10	施工計画書	受注者	正	2部	着工10	
	11	再生資源利用計画書	受注者	正	2部	着工11	
	12	再生資源利用促進計画書	受注者	正	2部	着工12	
	13	登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	-	※1
	14	説明書(建り法12条)	受注者	正	1部	着工14	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
				コピー	1部		
	15	契約書面記載事項(建り法13条・省令4条)	受注者	正	2部	着工15	契約前に正を契約会計課へ提出 ※2
				コピー	1部		
	16	建設業退職金共済組合証紙購入報告書	受注者	正	1部	着工16	
				コピー	1部		
	17	掛金収納書提出遅延理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工17	
	18	不提出理由書(建退共)	受注者	正	2部	着工18	
	19	労災保険加入者証	受注者	コピー	2部	-	
	20	建設発生土処理計画書	受注者	正	2部	着工19	指定処分地変更の場合
	21	収集運搬業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	-	建設副産物の処分
	22	処理施設業者との契約書、許可証	受注者	コピー	2部	-	建設副産物の処分
	23						

※1: コリンズ対象は、請負工事費500万円以上。

※2: 建設リサイクル法適用は、請負工事費500万円以上。

現場代理人等技術者通知書・変更届

京都市公営企業管理者上下水道局長様

受注者 所 在 地

商号又は名称

代表者名

現場代理人

印

現場代理人 主任技術者下記工事について、下記のとおり 給水工事主任技術者 配管技能者 を決定・変更したので
分岐せん孔技能者

工事請負契約書に基づき別紙経歴書を添えて通知します。

記

工事名			
工事場所			
契約番号	第 号	契約年月日	令和 年 月 日
請負代金額	円（税込）		

現場代理人	氏名 住所 生年月日	確認書類：経歴書
主任技術者 現場代理人兼任 可能【建設業法】	氏名 住所 生年月日	確認書類：経歴書、資格者証
給水装置工事 主任技術者 【水道法】	氏名	確認書類：給水装置工事主任技術者免状
分岐せん孔 技能者	氏名(⑥の場合は、せん孔機メーカーの名称)	確認書類：①～⑥のうち必要なものにレを記入すること。 <input type="checkbox"/> ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 <input type="checkbox"/> ②配管技能者認定証又は配管技能者証 <input type="checkbox"/> ③技能者名簿で確認 <input type="checkbox"/> ④POLITEC 講習会受講証 <input type="checkbox"/> ⑤不断水せん孔技能者名簿又は確認書類 <input type="checkbox"/> ⑥せん孔機メーカーへの下請負契約
配管技能者	氏名	確認書類：①～④のうち必要なものにレを記入すること。 <input type="checkbox"/> ①配管技能者講習会修了証書又は配管技能検定合格証書 <input type="checkbox"/> ②配管技能者認定証又は配管技能者証 <input type="checkbox"/> ③技能者名簿で確認 <input type="checkbox"/> ④POLITEC 講習会受講証

- 注 1 主任技術者欄には、技術者配置予定調書に記載された者と同一人を記載すること。
- 2 現場代理人が他の工事と兼任する場合は、「現場代理人の兼任に係る誓約書」(別紙様式)を提出すること。
- 3 該当する技術者については、資格を証明する資格者証の写し等を提出すること。
- 4 □内には、該当する項目にレを記入すること。
- 5 変更届の提出に際しては、変更理由(様式不問)を添えて提出すること。
- 6 記入、押印のうえ提出すること。ただし、情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。
- 7 契約変更を行ったときは、技術者等に変更がない場合でも、必要項目に記入のうえ提出すること。

現場代理人の兼任に係る誓約書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上 下 水 道 局 長所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名
現場代理人名 印

以下の現場代理人について、他の工事と兼任することとしたいため、下記2のとおり誓約します。
 なお、兼任する下記3の工事に関し、発注者の事前承認を得ることなく、本書に記載の内容に反する事実が明らかとなった場合には、競争入札参加停止等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。

1 他の工事と兼任する現場代理人

現 場 代 理 人 氏 名	
---------------	--

2 誓約事項

- (1) 上記現場代理人が従事する工事は3に記載のとおりであり、他に従事する工事現場はなく、当該従事役職には、常駐又は専任の義務は課されていない。
- (2) 3の工事期間中、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に一切の支障を生じさせず、かつ、工事担当課との連絡体制を常に確保する。
- (3) 工事担当課が常駐を求めた場合は、直ちに現場代理人を常駐させる。

3 1の現場代理人が従事する工事（3件まで）

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 (部署)	()
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者 (監理・主任・担当・専門)

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 (部署)	()
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者 (監理・主任・担当・専門)

工 事 名	
工 事 場 所	
発 注 者 (部署)	()
契 約 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
請 負 金 額	円 (税込)
従 事 役 職	現場代理人 ／ 技術者 (監理・主任・担当・専門)

※この誓約書は、上記の工事を担当するすべての当局工事担当課に提出すること。

令和 年 月 日

経歴書

京都市公営企業管理者上下水道局長様

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

現場代理人工事請負契約書に基づき 主任技術者 の経歴書を提出します。

学歴(最終学歴、専攻科目)

年 月 ()

指定学科 指定学科以外

資格

年 月 ()

職歴

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

工事経歴(給水装置工事主任技術者及び国家資格1・2級を保持していない者)

給水装置工事主任技術者:1年 指定学科大卒:3年 指定学科高卒:5年 その他:10年

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

年 月 ()

注1 現場代理人は職歴のみ、主任技術者は資格、職歴を、実務経験者は学歴、職歴、工事経歴を記載すること。

2 給水装置工事主任技術者資格保持者は資格、職歴及び資格取得後の工事経歴を記載すること。

3 資格は、法令による資格免許等の名称、等級、種別及び登録(合格)番号を記載すること。

4 工事経歴は、工事名及び現場代理人等の任務を記載すること。

5 指定学科とは土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む)、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科をいう。

6 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認(健康保険被保険者証等により3ヶ月以上)を有することのできる書面を添付すること。

7 □内には、該当する項目にレを記入すること。

8 記入、押印のうえ提出すること。ただし、情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

見本(SAMPLE)

第 号

給水装置事務支行者免状

本籍 京都府

氏名

昭 年 月 日 生

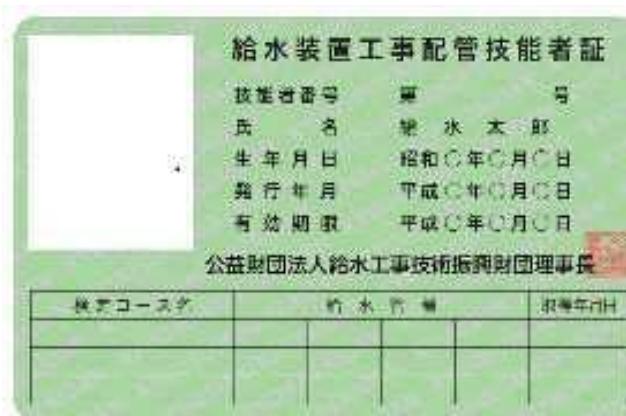
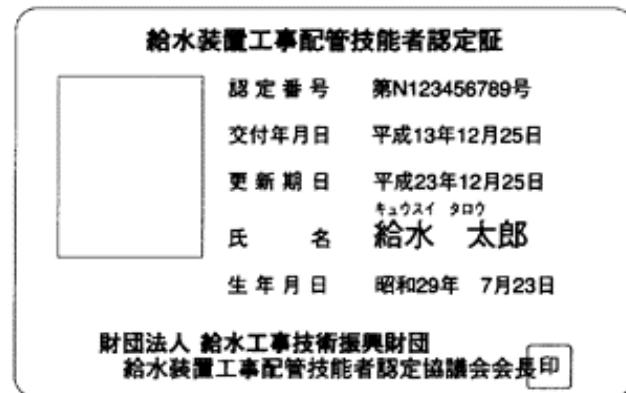
水道法(昭和二年法律第二百七号)の
 規定により給水装置事務
 支行者免状を交付する。

平成 年 月 日

厚生大臣 小泉純一郎



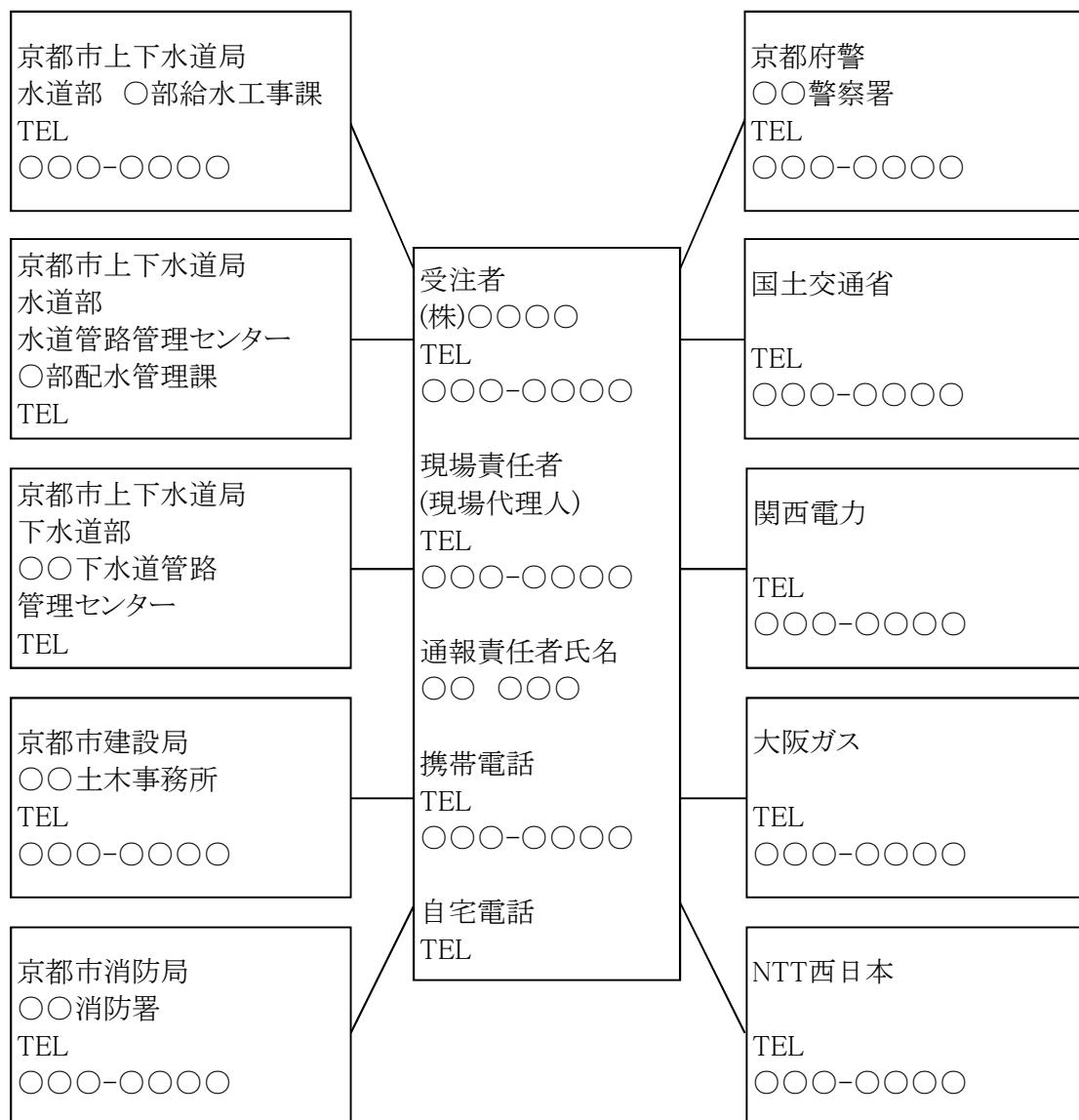




水道配水用ポリエチレン配管施工講習		
受講証 Politec		
水道配水用ポリエチレン配管に関する下記の施工講習を受講されたことを証します。		昭和〇年〇月〇日生
受講証番号 ○○○○○		
種類	講習内容	有無
EF①	EFソケット	●
EF①	分水EFサドル	●
メカ①	離脱防止型継ぎ輪	●
発行日 平成〇年〇月〇日		配水用ポリエチレンパイプシステム協会



緊急連絡表



着工8

令和 年 月 日

工 程 表

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代 表 者 名

現 場 代 理 人

印

工事名

工事場所

※ 情報共有システムを利用して打合せ簿で提出した場合、押印不要。

下請負契約等の通知書・変更通知書

令和 年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者
上下水道局長

受注者 所 在 地
商号又は名称
代表者名

印

下記工事について、以下のとおり下請負契約等を行うこととしたので、契約書第7条に基づき通知します。

記

契約番号		契約年月日	令和 年 月 日
工事名			
工事場所			
請負代金額		円（税込）	
下請代金総額		円（税込）	

下請負をしない理由

下請負契約等の内容

業種	商号 又は 名 称	代表者名	所 在 地 (市内・市外のいずれかに ○を付け、所在地を記入)	電話番号	下請負代金 (予定)	下 請 関 係	社会保 険加入 状況	下請負人選定の理由 (該当番号に○)
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()

業種	商号 又は 名称	代表者名	所在地 (市内・市外のいずれかに ○を付け、所在地を記入)	電話番号	下請負代金 (予定)	下請 関係	社会保 険加入 状況	下請負人選定の理由 (該当番号に○)
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()
			(市内・市外)		円	次	1 有 2 除外 3 無	1 協力会社 2 特殊技術の施工能力 3 特殊機械の保有状況 4 過去の取引実績 5 紹介〔協力会社から・その他()〕 6 その他()

注1 当該工事請負契約締結時において予定している下請負契約等について記載すること。なお、本市の書面による承諾なく同一入札参加者を下請負人とした場合は、競争入札参加停止等の措置を行うことになるので注意すること。

注2 「下請代金総額」欄には、一次下請のうち建設業法第2条第1項に定める建設工事(警備、資材、運搬、調査等の契約は対象外。)に係る代金の合計額(予定)を記載すること。なお、下請代金総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となる場合には、特定建設業許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないことに留意すること。

注3 下請負をせず自ら施工する場合は、その旨を「下請負をしない理由」欄に記入すること。

注4 変更・追加が生じた場合にあっては、遅滞なく変更通知書を提出すること。

注5 市外業者を下請負人とするときは、あわせて別紙「市外業者選定理由書」を提出すること。

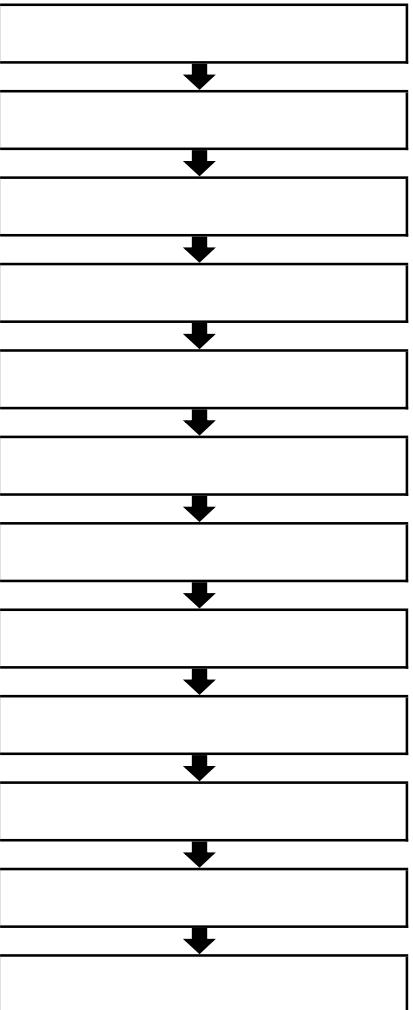
注6 「社会保険加入状況」欄は、受注者が下請人の加入状況を確認して記載すること(雇用保険・健康保険・厚生年金保険のうち「有」「除外」の両方がある場合は両方に○をしてください。1つでも加入していないものがある場合は「無」のみに○をしてください)。

施工計画書

着工10

令和 年 月 日

工事概要	工事名				請負代金額								
	工事場所				発注者								
	工期				受注者								
工事工程表		月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
現場組織表	受注者				現場代理人								
	施工内容				主任技術者								
					給水装置工事 主任技術者								
	下請負者				下請負者								
	施工内容				施工内容								
	下請負者				下請負者								
	施工内容				施工内容								
安全管理	安全管理者氏名												
	作業員の安全を確保するための措置					主要材料・指定機械							
	通行人及び公共物の被害を防止するための措置					安全教育実施内容							
有資格者を必要とする作業内容					有資格者氏名								

施工方法 作業フロー	施工管理計画 出来形管理・品質管理	写真管理
		
緊急時の体制及び対応 <電話番号>		
受注者	(株)○○工業所	
	現場代理人 ○○ ○○○	
	通報責任者 ○○ ○○○	
	携帯電話	
	自宅電話	
上下水道	京都市上下水道局 水道部 ○部給水工事課	環境対策
	京都市上下水道局 水道部 水道管路管理センター○部配水管理課	
	京都市上下水道局 下水道部 ○○下水管路管理センター	
道路	国土交通省	
	京都市建設局 ○○土木事務所	
消防	京都市消防局 ○○消防署	現場作業環境の整備
警察	京都府警 ○○警察署	
電気	関西電力	
ガス	大阪ガス	
電話	NTT西日本	

様式1・イ 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用 -「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版-

1.工事概要

発注者 団名	株式会社コーン		
工事施工場所	横浜市神奈川区 神奈川県		
工事種類等	再生資源の供給元施設、工事等の名稱 「廃棄物処理場」		
発注期間	平成 年 月 平成 年 月		
工事金額	工事総額コード番号 主な費用用途 小売販売業 料金(税込)		
工事金額	工事金額 主な費用用途 小売販売業 料金(税込)		
工事金額	工事金額 主な費用用途 小売販売業 料金(税込)		

2.建設資材利用計画

再生資材 種別	再生資材 小分類	規格	主な費用用途 料金(税込)	再生資源の供給元施設、工事等の名稱 (再生資源を含む全体会の利用状況)		再生資材の供給元場所 コード番号	再生資材の供給元場所 コード番号	再生資源の名称 (再生資源を含む)	再生資源利用量 (t) × 100
				年	月				
コンクリート	コンクリート								
アスファルト	アスファルト								
混合物	混合物								
木材	木材								
エポキシ樹脂	エポキシ樹脂								
漆喰	漆喰								
その他の接着剤	その他の接着剤								
鉄骨	鉄骨								
ガラス	ガラス								
竹の子(竹串)	竹の子(竹串)								
鉄筋	鉄筋								
石膏ボード	石膏ボード								
セメント	セメント								
耐候性鋼材	耐候性鋼材								
合計	合計								

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いてください。

書計画促進用資源再生口2・様式

1 工事概要

—建設副產物機出工事用一

面
案

建築工事において、解体と新設工事を一体的に施工する場合は、解体分と新設分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いてください。

(12条様式)

説明書

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者
上下水道局長様

氏名 (法人にあたっては商号又は名称及び代表者の氏名)
 (郵便番号 —) 電話番号 —
 住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、
 対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。



1. 工事の名称 _____

2. 工事の場所 _____

3. 説明内容 添付資料のとおり



4. 添付資料

①別表（別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

- 別表1（建築物に係る解体工事）
 - 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
 - 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
- ②工程の概要を示す資料（できるだけ図面、表等を利用する。）

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

*** 必ず最新の書式を確認の上、用いてください。**

別表3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()		
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物 に関する 調査の 結果	工作物の状況	築年数_____年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約_____m その他()		
工作物 に関する 調査の 結果及 び工事 着手前 に実施 する措 置の内 容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			

工程 ごと の作 業内 容及 び解 体方	工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設		仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工		土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造		本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		

工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン		
---------------------------------	--	----	--	--

廃棄物 発生 見込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量 の見込み(全工事)並びに特定建設資 材が使用される工作物の部分(新築・ 維持・修繕工事のみ)及び特定建設資 材廃棄物の発生が見込まれる工作物 の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込 まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		□建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		

備考

※ 必ず最新の書式を確認の上、用いてください。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(13条様式)

**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条
及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条
に基づく書面** (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)
の場合)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 該当項目の□にレを記入

2 解体工事に要する費用

円(税込み)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記入する。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円(税込み)

(受注者の見積金額)

確認済印

工事施工発注課名

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いて下さい。

(13条様式)

別紙

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いて下さい。

建設業退職金共済組合 証紙購入報告書

京都市公営企業管理者上下水道局長様	令和 年 月 日
受注者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	商号及び氏名 (法人にあっては、主たる名称及び代表者名)
	現場代理人 印

建設業退職金共済組合の証紙購入について、下記のとおり、報告します。

契 約 日	令和 年 月 日	工事名及び工事場所
請負代金額	円	
共 濟 証 紙 購 入 金 額	円	

のりづけ

(掛金収納書[発注者用]を、ここに貼付してください。)

- ※1: 建設業退職金共済組合の証紙を購入し、金融機関発行の掛金収納書の原本(掛金収納書に発注局名、工事名、契約番号、監督員名を記載)を貼付して、工事契約締結後1ヶ月以内に提出してください。
- ※2: 証紙の購入が遅れる場合には、「掛金収納書提出遅延理由書」を提出してください。
なお、後日、購入されたときには、速やかに本報告書を提出してください。
- ※3: 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を雇用しない場合は、「不提出理由書」を提出してください。
- ※4: 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

(建設業退職金共済制度) 掛金収納書提出遅延理由書

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

受注者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名
現 場 代 理 人 印

工 事 名

工 事 場 所

契約年月日 令和 年 月 日

請負代金額 円

上記工事の建設業退職金共済掛金収納書の提出が遅延しますので、下記のとおり報告します。

記

購入予定年月日 令和 年 月 日

提出遅延理由

※ 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

不提出理由書 (建退共)

京都市公営企業管理者上下水道局長様	令和 年 月 日
受注者の住所 (法人にあっては、主たる事業所の所在地)	商号及び氏名 (法人にあっては、主たる名称及び代表者名)
	現場代理人 印

契 約 日	令和 年 月 日	工事名 及び	
請負代金額	円	工事場所	
上記工事について、建設業退職金共済制度の対象となる被共済者がなく、かつ、退職金制度に加入しておりますので、お届けします。			
加入している退職金制度	<input type="checkbox"/> 中小企業退職金共済 <input type="checkbox"/> 自社独自の退職金共済制度 <input type="checkbox"/> 同業者で作る退職金共済制度 <input type="checkbox"/> その他		
	※ 中小企業退職金共済以外の場合は、名称及び加入番号を記入してください。		
	名 称		
	加入番号		

注1 該当する□にレを記入してください。

注2 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

		令和 年 月 日
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様		住 所
		受注者 現場代理人
		印
建設発生土処理計画書		
工事名		
工事場所		
工事期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名
建設発生土	m ³	運搬距離
建設発生土処理場所(略図)		

- (注) 1 工事場所から処理場所までの運搬経路を添付すること。
 2 処理場所が受注者の所有でない場合は、所有者の承諾書を添付すること。
 3 処理場所が風致地区内の場合は、許可書の写しを添付すること。
 4 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

着工20

令和 年 月 日			
京都市公営企業管理者 上下水道局長 様			
住 所			
受注者 現場代理人 印			
産業廃棄物処理計画書			
工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
区分	数 量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
コンクリート破片	m ³		
アスファルト・コン クリート破片	m ³		
廃プラスチック	kg		
金属くず	kg		
処理場所(略図)			

(注)1 収集運搬を収集運搬業者に、また、処分を処分業者に委託する場合は、委託の基準を遵守し
委託契約を書面で行い、その契約書のコピーを添付すること。

2 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

5-3 完成必要書類一覧表 給水工事課契約(100万円以下の場合)

チ エ ック	番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
	①	完成通知書	受注者	正	2部	完成2	
	②	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
	③	請求書	受注者	正	1部	完成4	
	4	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
	5	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
	6	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
	7	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の 場合(警備日誌除く)
	⑧	引渡書	受注者	正	2部	完成7	
	9	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※1
	10	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
	11	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
	12	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
	13	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: 計量表等の伝票で適正に処理していること(実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等)が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

完成必要書類一覧表 契約会計課契約(100万円を超える場合)

チ エ ック 番 号	名称	作成者	種類	部数	様式	備考
①	完成通知書	受注者	正	3部	完成2	
②	完成出来高請求書	受注者	正	2部	完成3	
③	請求書	受注者	正	1部	完成4	
4	工事写真	受注者	正	1部	仕様書 4章4-4	
5	弁栓位置図	受注者	正	2部	完成5	
6	継手又はEF接合 チェックシート	受注者	正 コピー	1部 1部	-	
7	工事日報(警備日誌含む)	受注者	正	2部	完成6	作業日が2日以上の 場合(警備日誌除く)
⑧	引渡書	受注者	正	2部	完成7	
9	再生資源利用実施書	受注者	正	2部	完成8	
10	再生資源利用促進実施書	受注者	正	2部	完成9	
11	登録内容確認書(コリンズ)	受注者	コピー	2部	-	※1
12	建設発生土処理報告書	受注者	正	2部	完成10	※2
13	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	受注者	コピー	2部	完成11	A・B2・D・E票
14	材料納品書	受注者	コピー	2部	-	
15	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	受注者	正	2部	完成12	
16	道路管理者提出用工事写真	受注者	正	1部	仕様書 1章1-22	

※1: コリンズ対象は、請負工事費500万円以上。

※2: 計量表等の伝票で適正に処理していること（実績数量、受入先の住所及び代表者名、受注者名等）が確認できれば、当該書類の提出に代えることができる。

完成2

令和 年 月 日

完 成 通 知 書

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者名

現場代理人 印

下記の工事が完成しましたので、工事請負契約書に基づき通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 代 金 額 金 円

4 当初契約年月日 令和 年 月 日

5 契 約 工 期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

注1 請負代金額、契約工期は直近の契約内容を記入すること。

注2 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

完成3

令和 年 月 日

完 成 出 来 高 請 求 書

京都市公営企業管理者上下水道局長様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者名

現場代理人 印

1 工事名

2 工事場所

3 契約番号 第 号

4 請負代金額 金 円

5 契約工期 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

上記工事の請負代金を下記のとおり請求します。

記

請負金額 金 円

なし

前払金額 あり 金 円

請求金額 金 円

注 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

完成4

請求書

請求書番号

税込み請求金額

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

請求日 年 月 日

請求者	住所
	氏名

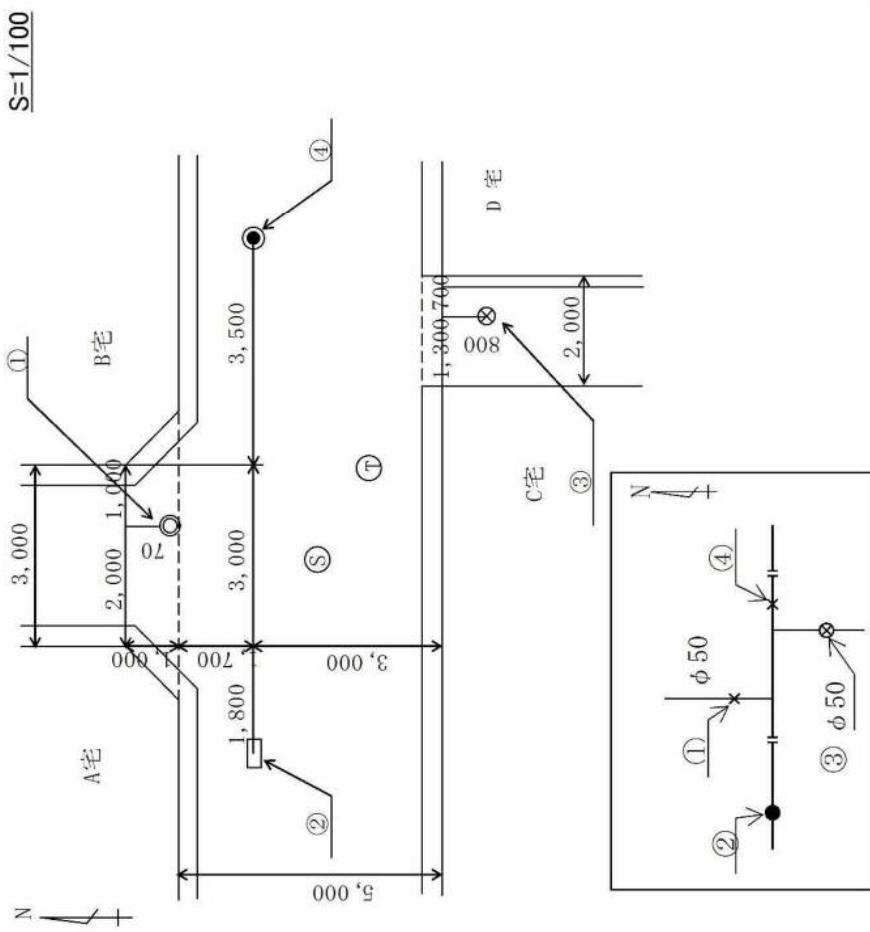
※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

「税率が通常(10%)と異なる場合」

- 軽減税率適用
 - 経過措置により旧税率適用

振込 口 座	以下のいずれかにチェックしてください。			
	<input type="checkbox"/> 登録口座 → 口座情報の記入は不要です。			
	<input type="checkbox"/> 登録していない下記の口座 → 以下のすべての項目を記入してください。			
	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
			<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 賢蓄 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義 (フリガナ)				
口座名義 (漢字等)				

補助配水管弁栓位置図



- 作図上の注意事項
- オフセットの基点は公私境界線で将来共移動しない地点を選ぶこと。
 - 直線状にオフセットをとる場合は必ず両端が基点に結ばれてること。
 - シンボルを厳守すること。
 - 縮尺は原則として1/100とする。
 - 用紙は所定のものを使用し横書きとする。
 - 対象番号を記入すること。
 - 関連する既設の弁栓も記入すること。

完成5

業 者 名	成	日
作 習	補 助 配 水 管 号	番 号
場 所	区	町
道 道	順	

完成6

令和 年 月 日

工 事 日 報

受注者 商号又は名称

代 表 者 名

現場代理人 印

工事名

工事場所

始業時間

施工図及び施工内容

注 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

完成7

令和 年 月 日

引渡書

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

受注者 住 所

商号又は名称

代表者名

現場代理人 印

下記工事は、完成検査に合格しましたので工事請負契約書に基づき、引渡します。

記

1 工事名

2 工事場所

3 請負代金額 円

4 完成検査実施 令和 年 月 日

注 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

再生資源利用實施書—建設資材搬入工事用- 樣式1

1 工事概要

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いてください。

完成9

三

建築工事において、解体と新築工事を一括りに施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

二十一
再生資源利用促進法施行規則

工事概要表記(様式3)に必ずご記入下さい

2. 建設面積出產物概要

 1.個人用 2.業務用	 3.業務用 4.個人用
 1.個人用 2.業務用 3.業務用 4.個人用	 1.個人用 2.業務用 3.個人用 4.個人用

※必ず最新の書式を確認のうえ、用いてください。

完成10

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 様

住 所

受注者

現場代理人

印

建設発生土処理報告書

工事名			
工事場所			
工事期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
区分	数量	処理場所有者の 住所及び氏名	運搬距離
建設発生土	m ³		

建設発生土処理場所(略図)

- 注1 建設発生土処理計画書から処理場所に変更がない場合は、処理場所の略図は省略可。
注2 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

完成12

令和 年 月 日

建設業退職金共済証紙貼付状況報告書

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

受注者 商号又は名称

現場代理人 印

工事名

工事場所

請負代金額 円

契約年月日 令和 年 月 日

上記工事の建設業退職金共済証紙の貼付状況を下記のとおり報告します。

記

1 確認年月日 令和 年 月末現在

2 証紙貼付枚数

注1 7月、10月、1月、3月末及び完成時に提出する。

注2 情報共有システムを利用し、打合せ簿で提出した場合、押印不要。

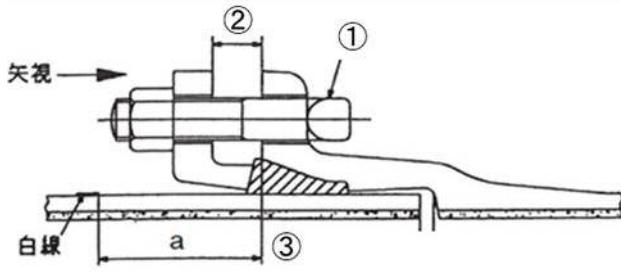
K形継手チェックシート

令和 年 月 日

工事名 :
工事場所 :
呼び径 :

総括監督員	主任監督員	担当監督員

主任技術者 []
配管技能者 []



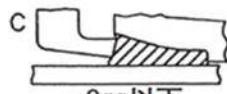
④ ゴム輪の出入り状態



5mmを超える場合



5mm以下



0mm以下

管 No.								
形 状								
略 図	配管略図を別途添付すること。							
継 手 No.								
清 掃								
滑 剤								
①ボルト	数							
	トルク (N・m)							
②押輪～受口端面間隔	上							
	右							
	下							
	左							
③受口端面～ 白線間隔 (a)	上							
	右							
	下							
	左							
④ゴム輪の出入り状態	上							
	右							
	下							
	左							
判 定								

判定基準 ②押輪～受口間隔 : 最大値-最小値≤5mm (同一円周上)

③受口～白線間隔(a) : 呼び径75～250mm a≤95mm

④ゴム輪の出入り状態 : 同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと

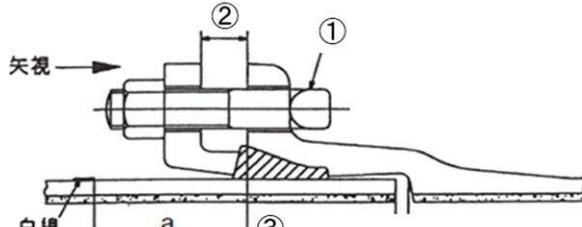
K形継手（特殊押輪）チェックシート

令和 年 月 日

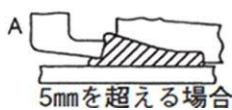
工事名 :
工事場所 :
呼び径 :

総括監督員	主任監督員	担当監督員

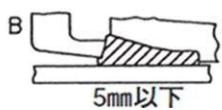
主任技術者 []
配管技能者 []



④ゴム輪の出入り状態

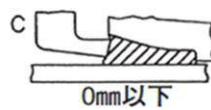
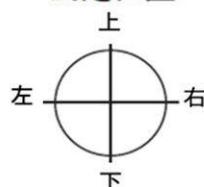


5mmを超える場合

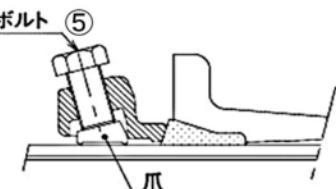


5mm以下

測定位置



0mm以下



管 No.								
形 状								
略 図	配管略図を別途添付すること。							
継 手 No.								
清 掃								
滑 剤								
①ボルト	数							
	トルク (N・m)							
②特殊押輪～ 受口端面間隔	上							
	右							
	下							
	左							
③受口端面～ 白線間隔(a)	上							
	右							
	下							
	左							
④ゴム輪の出入状態	上							
	右							
	下							
	左							
⑤押ボルト 製作メーカー指示トルク数 (N・m)	全周均等に 締付けたか							
	トルク (N・m)							
判 定								

判定基準

②押輪～受口間隔 : 最大値-最小値≤5mm (同一円周上)

③受口～白線間隔(a) : 呼び径75～250mm a≤95mm

④ゴム輪の出入状態 : 同一円周上にA、C又はA、B、Cが同時に存在しないこと

⑤押ボルトトルク数 : 製作メーカー指示トルク数で均一に締付けたか

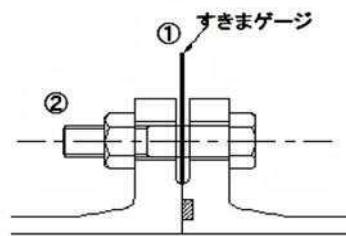
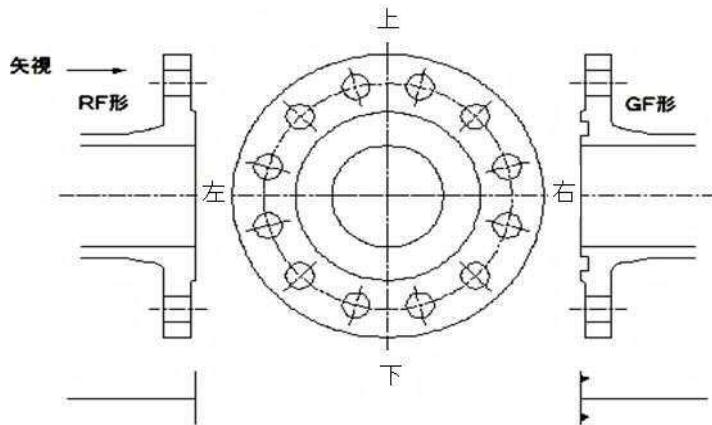
フランジ継手チェックシート

令和 年 月 日

工事名 :
工事場所 :
呼び径 :

総括監督員	主任監督員	担当監督員

主任技術者 []
配管技能者 []

呼び圧力

管 No.									
管の種類									
略 図	配管略図を別途添付すること。								
継 手 No.									
清 掃									
接着剤使用の有無									
①すきまゲージ (1mm 厚)によるチェック	上								
	右								
	下								
	左								
②ボルト	数								
	トルク (N・m)								
判 定	定								

判定基準

①すきまゲージによるチェック : フランジ面間に1mm厚のすきまゲージが入らないこと

②ボルトの締め付けトルク : 60N・m以上

No	総括 監督員	主任 監督員	担当 監督員	
EF 接合チェックシート				
工事名 :		工事場所 :		
呼び径 mm	施工ヶ所 : 略図参照			
発電機の仕様 :		コントローラの仕様 :		
正常作動確認 :		正常作動確認 :		
継 手 No.				
略 図	配管略図を記載し、EF 継手に通し番号を記入する。(本欄に書ききれない場合は、別途図面を添付すること)			
天候				
陸継ぎの有無				
曲げ施工の有無				
湧水の有無				
管の点検・清掃				
スクレーピ				
エタノール(アセトン)清掃				
標線の確認				
通電終了時刻				
インジケータの確認				
クランプ取り外し時刻				
埋戻し開始時刻				
接合総合判定				
備考 :				
施工年月日		主任技術者	配管技能者	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				

[上水道編]
補助配水管工事及び給水装置工事仕様書

発 行 京都市上下水道局 水道部水管路課

〒601-8116
京都市南区上鳥羽鉢立町11番地3

☎ (075) 672-7749

改 正 令和4年12月5日